

## ⑨ 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年法律第147号）

【平成12年12月6日、公布・施行】

### （目的）

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

### （定義）

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

### （基本理念）

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

### （国の責務）

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

### （地方公共団体の責務）

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

### （国民の責務）

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

### （基本計画の策定）

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

### （年次報告）

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第8条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第2条 この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護施策推進法(平成8年法律第120号)第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

## ⑩ 人権救済制度の在り方について

【平成13年5月25日、人権擁護推進審議会答申】

はじめに

時代は「人権の世紀」と呼ばれる21世紀に入った。「人権の世紀」という言葉には、全人類の人権の実現という壮大な達成目標が示されていると同時に、過去、人権の実現のためにたゆみなく続けられてきた努力が報われ、一斉に開花し、結実する世紀であってほしいという全人類の熱望が込められている。

このような目標を目指して、既に前世紀から国際連合及び世界の各国において、様々な努力が積み重ねられてきた。国際社会の中であって、我が国もまた人権の実現のための努力を積み重ねてきたが、新世紀を迎え、人権の実現に向けた一層の取組が強く求められている。克服すべき課題は少なくなく、目標達成のための道も決して平坦ではないが、着実にその道を歩まなければならない。それが我が国の責務であり、その責務を誠実に果たしてこそ、人権の分野においても先進的な立場を占め、国際社会の中で名誉ある地位を得ることができよう。

人権の実現とは、何よりも人権が尊重され、人権侵害が生起しない社会、すなわち人権尊重社会を築くことであり、そのために人権教育及び人権啓発が重要であることは言うまでもない。しかし、残念ながら、現実には至る所で様々な態様の人権侵害が繰り返されており、被害者に対して実効的な救済を図ることが、人権教育・啓発と並んで、重要な課題となっている。

人権侵害に対する救済は、今日人権が憲法や条約、更には法律により保障され、司法的救済の対象たり得ることからすれば、基本的には裁判所の役割に属する事柄である。しかし、現実を直視すると、日々生起している様々な人権侵害の多くに対して、裁判所による救済は必ずしも有効になされているとは言い難い。それは、現在の裁判制度の改革によって克服できる側面もあるが、それだけではなく、裁判制度にいわば内在する限界もある。そこで、人権侵害に対する救済を充実するためには、人権侵害をできる限り司法的に救済できるような司法制度改革が進められるとともに、被害者の視点から簡易・迅速・柔軟な救済を行うのに適した、行政による人権救済制度を整備することが是非とも必要である。

このような人権救済制度は、今日既に多くの国々にみられ、各国における人権侵害の実情等を反映して、対象とする人権侵害や救済手法の点で様々な内容を持ちつつも、それぞれに成果を上げていることがうかがわれる。この答申は、我が国における人権侵害の実情や救済にかかわる制度の状況を踏まえ、我が国にふさわしい人権救済制度の整備を提言しようとするものである。それは裁判外紛争処理の手法により、裁判前の解決を促すことによって、司法的救済を補完するとともに、被害者が司法的救済を得られるよう援助する機能をも果たすものである。あらゆる人権侵害についてその救済のための窓口となり、救済の道筋を示す機能も必要である。また、加害者への個別啓発のほか、一般的な啓発機能も併せ持つべきである。そして、このような機能にかんがみ、有効な救済のために必要不可欠な限度での救済手法及び調査権限の付与が要請され、また、この制度を担う人権救済機関には、通常の行政からの独立と職権行使の中立公正とともに、その組織体制の充実・整備が不可欠である。

世紀が変わったとはいえ、社会が忙しく動き変化していく状況は今までもおろしくであろうし、社会の動きに伴い、人権に関してもまた新たな課題が次々に生起するであろう。この答申が提言する人権救済制度の整備は、今までの人権侵害の諸相を踏まえた上でのものであるが、いわば必要最小限の枠組みを提示したものにとどまると言える。制度の有効性を確保し、更に新しく生起する人権課題に対応するためには、この制度の在り方を継続的に点検し、発展的方向を探っていくことが今後とも必要であろう。従来のような救済制度も併せた広い視野に立つての見直しが今後とも引き続き要請されることを付言しておきたい。

## 第1 調査審議の対象とその経過

- ① 人権擁護推進審議会（以下「本審議会」という。）は、平成11年7月に、人権教育・啓発の在り方に関する諮問第1号について答申した後、同年9月以降、諮問第2号である「人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項」について、本格的な調査審議を行ってきた。

諮問第2号の下での本審議会の任務は、人権侵害の被害者の救済のために法務

省の人権擁護機関がこれまで行ってきた取組を踏まえ、被害者救済に関する施策をより充実させるという観点から、行政機関による人権救済のための基本的な仕組み、すなわち人権救済制度の在り方について提言することである。特に、各国の取組等国際的な潮流も視野に入れつつ、我が国における人権侵害の現状と救済の実情を踏まえて、新たな人権救済制度の在り方を示すことが求められている。

- ② 本審議会では、これに 대응するため、平成 10 年 3 月に人権救済制度検討準備委員会を設置して、各国の人権救済に関する取組や我が国の裁判外紛争処理制度（ADR）等についての基礎的な調査を開始した。諮問第 2 号に関する本格的な調査審議を開始した平成 11 年 9 月からは、改めて各種人権課題に関する関係団体からのヒアリングを実施するとともに、救済にかかわる各種制度等に関して関係行政機関から説明を聴取するなどして、国内における人権侵害の現状と救済の実情の把握に努め、これらに対する理解を深めた。さらに、北米、欧州 4 か国にわたる海外調査の実施等により、広く諸外国の人権救済に関する取組についても認識を深めてきた。

昨年 4 月からは、これらの基礎的調査の成果を参照しつつ、救済の理念と対象、救済の措置、調査手続・権限、救済機関の組織体制の 4 つの柱を中心に、論点の整理を行った上、これを基に 9 月以降議論を進め、11 月に中間取りまとめを公表して、広く一般の方々の意見を求めた。本年 2 月からは、各方面から寄せられた様々な意見を踏まえつつ、慎重な調査審議を重ね、この答申に至ったものである。

- ③ 本審議会は、人権救済制度における「救済」の意味を、人権侵害が発生した後の侵害行為の排除や被害回復のみならず、人権侵害が発生するおそれの高い場合のその防止や、いったん発生した後の再発防止を含む広いものとしてとらえた。人権はひとたび侵害されると被害の回復が容易でなく、また、人権侵害は往々にしてこれを生む慣行等を背景として継続的又は集团的に発生することから、侵害を未然に防止することは、優れて救済としての意義を有するものとする。この観点からは、加害者に人権尊重思想を啓発し（個別啓発）、自主的な被害回復とともに再発防止を図ることも救済として重要である。

もとより、ここでの救済は、人権尊重の理念の普及高揚を目的として行われる一般的な啓発活動とは異なるが、いわば対症療法としての人権救済と、根治療法としての人権啓発は、人権尊重社会の実現を目標とする人権擁護行政における車の両輪であり、両者が互いに有機的な関係を保ちながら推進されてこそ、初めて真に効果的なものとなることに十分留意しなければならない（注 1）。

- ④ 人権救済にかかわる世界の潮流に目を向けると、人権諸条約に基づく各種委員会の活動や、欧州等における地域的な人権保障の枠組みに基づく取組等に加え、近時、人権救済をその重要な任務の一つとする国内人権機構（注 2）の整備の動きが活発化しつつある。国際連合（以下「国連」という。）総会で採択された「国

内機構の地位に関する原則」(いわゆるパリ原則)(注3)や国連人権センター作成の「国内人権機構：人権の促進と擁護のための国内機構の設立と強化に関するハンドブック」(注4)は、国内人権機構の整備に指針やモデルを提供するものであり、各国における実際の取組と並んで、我が国における人権救済制度の在り方を考える上でも貴重な資料である。本審議会も、これらの国際的潮流を十分視野に置いて審議を行ってきたものである。

## 第2 我が国における人権侵害の現状と被害者救済制度の実情

### 1 人権侵害の現状

本審議会は、諮問第1号に対する先の答申において、人権教育・啓発の在り方を検討する前提として、女性、子ども、高齢者、障害者、同和関係者、アイヌの人々、外国人、HIV感染者やハンセン病患者、刑を終えて出所した人、犯罪被害者等に対する人権侵害の現状についての認識を明らかにした(第1、1「人権に関する現状」)。諮問第2号に関する本格的な調査審議を開始した平成11年9月以降は、人権救済制度の在り方を検討する観点から、我が国における人権侵害の現状やこれに対する救済の実情に関する認識を深めるため、改めて関係団体からヒアリングを行うとともに、関係行政機関から説明を求めるなどしてきた。

人々が生存と自由を確保し、幸福を追求する権利としての人権は、人間の尊厳に基づく固有の権利であって、歴史的には国家を始めとする公権力からの不当な侵害を抑制する原理として発展してきたものであるが、今日においては、公権力による人権侵害のみならず、広範かつ多様な差別、虐待事案等にみられるように私人間における人権侵害も深刻な社会問題として広く認識されるに至っており、国は、このような私人間の人権侵害についても、その被害者を救済する施策を推進する責務を有している(人権擁護施策推進法2条)。

そこで、我が国における人権侵害の現状を概観すると、まず、加害者のいかに問わず、差別、虐待の問題が極めて顕著な問題となっており、これを私人間についてみると、次のとおりである。

- ① 差別の関係では、女性・高齢者・障害者・同和関係者・アイヌの人々・外国人・HIV感染者・同性愛者等に対する雇用における差別的取扱い、ハンセン病患者・外国人等に対する商品・サービス・施設の提供等における差別的取扱い、同和関係者・アイヌの人々等に対する結婚・交際における差別、セクシュアルハラスメント、アイヌの人々・外国人・同性愛者等に対する嫌がらせ、同和関係者・外国人・同性愛者等に関する差別表現(注5)等の問題がある。
- ② 虐待の関係では、夫・パートナーやストーカー等による女性に対する暴力、家庭内・施設内における児童・高齢者・障害者に対する虐待、学校における体罰、学校・職場等におけるいじめ等の問題があり、これらの問題はその性質上潜在化

しやすいことから、深刻化しているものが少なくない。

次に、歴史的にも、また現在でも看過することのできない公権力による人権侵害についてみると、まず、差別、虐待の問題としては、各種の国営・公営の事業等における差別的取扱いや虐待等、私人間におけるものと基本的に同じ態様の問題に加え、捜査手続や拘禁・収容施設内における暴行その他の虐待等、固有の問題がある。このほか、公権力による人権侵害としては、違法な各種行政処分による人権侵害や、いわゆる冤罪や国等がかかわる公害・薬害等に至るまで様々な問題がある。

また、近時、社会問題化しているものとして、マスメディアによる犯罪被害者等に対する報道によるプライバシー侵害、名誉毀損、過剰な取材による私生活の平穩の侵害等の問題があるほか、その他のメディアを利用した人権侵害として、インターネットを悪用した差別表現の流布や少年被疑者等のプライバシー侵害等の問題がある。

そのほか、高齢者・障害者にかかわる家族等によるその財産の不正使用や悪質な訪問販売・悪徳商法による財産権侵害の問題等、様々な問題がある。

## 2 被害者救済制度の実情

法務省の人権擁護機関は、広く人権侵害一般を対象とした人権相談や人権侵犯事件の調査処理を通じて、人権侵害の被害者の救済に一定の役割を果たしているが、現状においては救済の実効性に限界がある。また、被害者の救済に関しては、最終的な紛争解決手段としての裁判制度のほか、行政機関や民間団体等による各種の裁判外紛争処理制度（ADR）等が用意されているが、これらは、実効的な救済という観点からは、それぞれ制約や限界を有している。

### （1）法務省の人権擁護機関による人権相談及び人権侵犯事件調査処理制度

- ① 法務省人権擁護局、その出先機関である法務局・地方法務局の人権擁護部門と各支局の人権擁護担当職員に加え、各市区町村に配置された全国約1万4,000名の人権擁護委員で構成される法務省の人権擁護機関は、人権相談や人権侵犯事件の調査処理を通じて、人権侵害の被害者の簡易・迅速で柔軟な救済に努めてきた。平成12年に受け付けた人権相談は約65万件、人権侵犯事件は約1万7,000件に上っている。

このうち、人権侵犯事件の調査処理制度は、法務大臣訓令という内規に基づく制度であり、任意調査により人権侵害事実の有無を確認し、これが認められるときは、勧告、説示等の措置をもって加害者を啓発し、人権侵害状態の除去や再発防止を促すなど、専ら任意的手法によって人権侵害事案の解決を図るものである。対象とする人権侵害に特段の限定がないため、その時々の問題となっている人権侵害事象に対して柔軟な対応が可能であり、また加害者に対する啓発を中心としたソフトな手法は、それなりの効果を上げてきた。

② しかし、その反面、実効的な救済という観点からは、次のような限界や問題点がある。

- 専ら任意調査に依存しているため、相手方や関係者の協力が得られない場合には、調査に支障を来し、人権侵害の有無の確認が困難となる。
- 専ら啓発的な任意の措置に頼っているため、加害者が確信的であるなど任意に被害者救済のための行動をとることが期待できない場合には、実効性がない。
- 政府の内部部局である法務省の人権擁護局を中心とした制度であり、公権力による人権侵害事案について公正な調査処理が確保される制度的保障に欠けている。
- 人的資源が質・量ともに限られており、専門的対応や迅速な調査処理が困難な場合がある。
- 上記の結果として、国民一般から高い信頼を得ているとは言い難い。

## (2) 司法的救済と各種裁判外紛争処理制度（ADR）等

### ア 司法的救済

裁判制度に関しては、国民のより利用しやすい司法の在り方等について、現在、司法制度改革審議会において検討が行われているところであり、本審議会としてもその成果に期待するものである。しかし、裁判制度には、以下に述べるような制約がある。すなわち、(ア) その中心となる訴訟は、法と証拠に基づき権利・義務関係を最終的に確定するものであるため、本質的に厳格な手続を要するものであること（公開性、要式性等）や、現行不法行為法上、採り得る救済措置が限られていること（事後的な損害賠償が中心）などから、簡易・迅速な救済や事案に応じた柔軟な救済が困難な場合がある、(イ) 裁判手続を利用するためには、権利侵害を受けた者による申立てと手続の追行が必要であるが、差別や虐待の被害者のように、自らの社会的立場や加害者との力関係から被害を訴えることを思いとどまったり、たとえ訴えようとしても、証拠収集や手続追行の負担に耐えられずにこれを断念せざるを得ない者が少なくなく、そもそも被害意識が希薄な被害者すらいるなど、自らの力で裁判手続を利用することが困難な状況にある被害者がいる、といった問題がある。

### イ 各種裁判外紛争処理制度（ADR）等

労働問題、公害、児童虐待等の分野においては、最終的な紛争解決手段である裁判制度を補完する裁判外紛争処理制度（ADR）や被害者保護のための特別の仕組みが設けられており、また、様々な分野で、公私の機関・団体による被害者保護の取組が行われている。これらは、それぞれに被害者救済の機能を果たしているが、実効性の観点から限界や問題点を指摘されているものもあり、改善のための取組も行われている。

また、これらの制度等は、そもそも総合的な人権救済の視点に立って設置されるなどしたものではないため、救済が必要な分野をすべてカバーしているわけではない。

## 3 人権救済をめぐるその他の情勢

- ① 本審議会設置の一つの契機となった地域改善対策協議会の「同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本的な在り方について（意見具申）」（平成8年5月）においては、各国の取組等国际的な潮流も視野に入れ、21世紀にふさわしい人権侵害救済制度の確立を目指して鋭意検討を進めるべきことが提言されている。また、男女共同参画社会基本法（平成11年6月成立）においては、性差別等による人権侵害の被害救済を図るために必要な措置を講ずべきことが国の責務とされ（17条）、主に法務省の人権擁護機関がその任に当たることが期待されている。
- ② 規約人権委員会（注6）は、我が国の報告書に対する最終見解（1998年（平成10年）11月）の中で、人権侵害の申立てに対する調査のための独立した仕組みを設置すること、とりわけ、警察及び出入国管理当局による不適正な処遇について調査及び救済を求める申立てができる独立した機関等を設置することを勧告した。また、児童の権利に関する条約に基づく児童の権利に関する委員会も、我が国の報告書に対する最終見解（同年6月）の中で、独立した監視の仕組みを設置するために必要な措置を講ずることを勧告した。さらに、人種差別撤廃条約（注7）に基づく人種差別の撤廃に関する委員会は、我が国の報告書に対する最終見解（2001年（平成13年）3月）の中で、同条約の規定を国内において完全に実施することを考慮するよう勧告した。

### 第3 人権救済制度の果たすべき役割

#### 1 人権救済制度の位置付け

人権侵害の現状や被害者救済制度の実情、特に、最終的な紛争解決手段である裁判制度における一定の制約などを踏まえると、今日の幅広い人権救済の要請に応えるため、人権擁護行政の分野において、簡易性、柔軟性、機動性等の行政活動の特色をいかした人権救済制度を整備していく必要がある。すなわち、新たな人権救済制度は、被害者の視点から、簡易・迅速で利用しやすく、柔軟な救済を可能とする裁判外紛争処理の手法を中心として、最終的な紛争解決手段である司法的救済を補完し、従来くみ上げられなかったニーズに応える一般的な救済制度として位置付けられるべきである。

既に個別的な行政上の救済制度が設けられている分野、例えば、女性の雇用差別に関する都道府県労働局（雇用均等室）・機会均等調停委員会や児童虐待に関する児童相談所など、被害者の救済にかかわる専門の機関が置かれている分野においては、当該機関による救済を優先し、人権救済機関は、当該機関との連携の中で必要な協力を行うとともに、当該機関による解決が困難な一定の事案については、人権救済機関として積極的な対応を行うなど、適正な役割分担を図るべきである。また、各種の行政上の不服申立手続や刑事手続との間においても、適正な役割分担を図る必要がある。

#### 2 具体的役割

(1) あらゆる人権侵害を対象とする総合的な相談と、あっせん、指導等の手法によ



## る簡易な救済

人権救済制度においては、法務省の人権擁護機関が従来取り組んできたように、あらゆる人権侵害を対象として、総合的な相談と、あっせん、指導等の専ら任意的な手法による簡易な救済が図られるべきである。

- ① 相談は、適切な助言を通じて、人権侵害の発生や拡大を防止し、人権侵害に関する紛争の自主的解決を促進するなど、それ自体が有効な救済手法である。同時に、より本格的な救済手続への導入機能や、他の救済にかかわる制度等を利用すべきものについてはその紹介・取次ぎによる振り分け機能をも併せ持っている。したがって、人権救済制度においては、あらゆる人権侵害を対象とする総合的な相談サービスを提供すべきである。
- ② あっせんや啓発的手法を用いた指導その他の強制的要素を伴わない専ら任意的な手法による救済は、対象を限定することなく、広範な人権侵害に対して簡易・迅速で柔軟な救済を可能とする仕組みとして、引き続きその充実を図る必要がある。

## (2) 自主的解決が困難な状況にある被害者の積極的救済

差別や虐待の被害者など、一般に自らの人権を自ら守ることが困難な状況にある人々に対しては、より実効性の高い調査手続や救済手法を整備して、積極的救済を図っていく必要がある（以下、このような意味での実効的な救済を「積極的救済」と呼ぶこととする。）。

- ① 様々な理由から自らの力で裁判手続を利用することが困難な状況にある被害者があり、司法的救済には、このような被害者との関係では有効に機能しないという限界がある（第2、2（2）ア）が、一般に差別や虐待の被害者はその典型である。これらの被害者には、自らの社会的立場や加害者との力関係から被害を訴えることを思いとどまったり、たとえ訴えようとしても、証拠収集や訴訟追行の負担からこれを断念せざるを得ず、泣き寝入りに終わるものも少なくないほか、そもそも被害意識が希薄である場合すらあり、被害が潜在化している実情にある。そして、そのことが更に同種の人権侵害を拡大させるおそれがある。したがって、差別や虐待の被害者を中心とした自らの人権を自ら守ることが困難な状況にある人々に対しては、積極的救済を図っていく必要がある。
- ② 先の答申において、女性や子ども等の被害者別にみた人権課題を指摘した（第1、1「人権に関する現状」）が、これらの被害者の属性をもって一律に弱者ととらえることは妥当でなく、むしろ、一般にその被害者が自らの人権を自ら守ることが困難な状況に置かれている差別、虐待といった人権侵害の態様に着目して、積極的救済の対象とすることが適当である。
- ③ 積極的救済の対象とする人権侵害については、特に私人間における人権侵害の場合において、その救済手続が一面で相手方や関係者の人権を制限するものであることから、そのような関係者らの予測可能性を確保する意味からも、対象と

なる差別や虐待の範囲をできるだけ明確に定める必要がある。

- ④ 積極的救済は、差別、虐待を中心に、救済の必要性が高く、人権救済機関が有効な関与をなし得る人権侵害を対象として行うべきである。さらに、差別、虐待等の一定の類型に属さないものについても、人権擁護の観点から看過し得ないものに対しては、機動的かつ柔軟に積極的救済を図ることができる仕組みを工夫する必要がある。なお、積極的救済の対象を考えるに当たっては、人権救済機関の人的・物的資源を分散し、その実効性を損なうことがないように、また、市民生活への介入を無用に増大させることがないように配慮する必要がある。

### 3 その他

人権救済機関は、その活動に関する公開性・透明性を高め、説明責任を果たすことにより、信頼性の向上に努めるとともに、具体的事件の調査処理に当たっては、関係者のプライバシー保護に配慮する必要がある。

## 第4 各人権課題における必要な救済措置

第3で述べた人権救済制度の果たすべき役割を念頭に置きつつ、第2、1でみた人権課題に関し、我が国において顕著な差別、虐待の問題から、順次、積極的救済を中心とした必要な救済措置について検討する。

### 1 差別

人種、信条、性別、社会的身分、門地、障害、疾病、性的指向（注8）等を理由とする、社会生活における差別的取扱い等については、調停、仲裁、勧告・公表、訴訟援助等の手法により、積極的救済を図るべきである。差別表現については、その内容、程度、態様等に応じた適切な救済を図るべきである。

#### (1) 人権侵害の現状と救済の実情

- ① 先に指摘したとおり、女性・高齢者・障害者・同和関係者・アイヌの人々・外国人・HIV感染者・同性愛者等に対する雇用における差別的取扱い、ハンセン病患者・外国人等に対する商品・サービス・施設の提供等における差別的取扱い、同和関係者・アイヌの人々等に対する結婚・交際における差別、セクシュアルハラスメント、アイヌの人々・外国人・同性愛者等に対する嫌がらせ、同和関係者・外国人・同性愛者等に関する差別表現等の問題がある。
- ② これらのうち差別的取扱いに関しては、雇用や公共的な各種事業等の分野ごとに禁止規定が設けられているが、社会的身分に基づく募集・採用差別や、一般業種に関する商品・サービス・施設の提供等における差別的取扱いなど、私人間における差別に関しては明示的に禁止されていない領域もあり、違法な差別の範囲が必ずしも明確ではない。
- ③ そのほか、これらの差別に関する司法的救済については、一般に、異なる取扱

いの差別性、不合理性を立証するための証拠収集が被害者にとって重い負担となっており、また、特に雇用等の継続的關係における相手方との力関係や人間関係悪化等への懸念もあり、被害者が訴えにくい状況がある。

- ④ 雇用における差別に関しては、厚生労働省都道府県労働局長による紛争解決援助や機会均等調停委員会による調停、募集等における個人情報の収集制限に関する厚生労働大臣（公共職業安定所長）の指導、助言、改善命令等の行政上の取組がなされている。

## (2) 必要な救済措置等

### ア 差別的取扱い等

#### (ア) 救済対象

これらのうち差別的取扱いに関しては、一般に積極的救済が必要であるが、まず、その対象とすべき差別的取扱いの範囲を明確にする必要がある。

- ① 積極的救済を行うべき差別的取扱いの範囲は、上記の問題状況や、差別を禁止する憲法 14 条 1 項、人種差別撤廃条約（特に 1 条、5 条）の趣旨等に照らし、人種・皮膚の色・民族的又は種族的出身、信条、性別、社会的身分、門地、障害、疾病、性的指向等を理由とする、社会生活（公権力との関係に係るもののほか、雇用、商品・サービス・施設の提供、教育の領域における私人間の関係に係るものを含む。）における差別的取扱いを基本とすべきである。
- ② 一定の年齢以上であることを理由とする差別の問題については、雇用の場面では定年制等の年齢を基準とする雇用慣行が存在し、許されない差別の範囲が必ずしも明確でないことから、これを積極的救済の対象とすることは困難である。一方、住宅の賃貸等の場面において人権擁護上看過し得ない事案があれば、個別に事案に応じた救済を図っていくことが相当である。
- ③ 結婚・交際における差別事案に対しては、この問題の重要性にもかんがみ、まず、一般的な啓発活動を一層充実させる必要があり、さらに、具体的事案については、あつせん、指導等の任意的手法により、関係者間の調整を行い、あるいは関係者を粘り強く啓発していくなどの取組が必要である。また、結婚・交際を妨害するため当人らに加えられる嫌がらせや侮辱については、積極的救済が図られることになる（後記④及びイ①）。なお、これらの差別につながる身元調査に対しても、関係者に対する指導等、適切な取組が必要である。
- ④ セクシュアルハラスメントや人種、民族、社会的身分等にかかわる嫌がらせも、差別的取扱いと同様、積極的救済の対象とすべきである。

#### (イ) 救済手法

- ① 積極的救済の対象とすべき上記差別的取扱い等に関しては、当事者間の合意を基本とする調停や仲裁のほか、勧告・公表、さらには、これらが奏功しない場合の訴訟援助の手法が有効と考えられる。

- ② 差別の事後的救済には限界があることから、差別的取扱いを内容とする営業方針が公表されるなど、将来、不特定又は多数の者に対して差別的取扱いが行われる明白な危険がある場合に、勧告・公表までの手法で解決をみないときは、具体的な被害発生後の被害者による訴訟提起を待つことなく、人権救済機関の積極的な関与により当該差別的取扱いを実効的に防止する仕組みを導入すべきであり、そのための手法を検討する必要がある（第5、2（5）参照）。

## イ 差別表現

- ① 差別表現のうち、特定の個人に対する侮辱や名誉毀損に当たるものについては、差別的取扱いに関する救済手法と同様の手法により、積極的救済を図るべきである。
- ② いわゆる部落地名総鑑の出版やインターネット上の同種情報の掲示のように、人種、民族、社会的身分等に係る不特定又は多数の者の属性に関する情報を公然と摘示するなどの表現行為であって、差別を助長・誘発するおそれが高いにもかかわらず、法律上又は事実上、個人では有効に対処することが著しく困難な一定の表現行為が行われた場合において、勧告・公表までの手法で解決をみないときは、訴訟援助の手法が機能しないことから、上記ア（イ）②と同様、人権救済機関の積極的な関与により当該表現行為を排除していく仕組みを導入すべきであり、そのための手法を検討する必要がある（第5、2（5）参照）。
- ③ 集団誹謗的表現（人種、民族、社会的身分等により識別された一定の集団を誹謗・中傷する表現）の中には、関係者の人間としての尊厳を傷つけ、あるいは一定の集団に対する差別意識を増幅させるなど、人権擁護の観点から看過し得ないものがあり、適切に対応することが必要である。集団誹謗的表現は、その内容、程度、態様等において様々なものがあることから、その対応に当たっては、これらを踏まえることが必要である。
- 集団誹謗的表現のうち、個別的人権侵害であるにとらえることのできるもの（例えば、特定の職場や地域の中で当該集団に属する多数人を侮辱し、その名誉を毀損するもの）については、特定の個人に対する侮辱や名誉毀損に当たる差別表現と同様に取り扱うべきである。
  - 上記以外の集団誹謗的表現については、憲法の保障する表現の自由に配慮し、当該表現の内容、程度、態様等に留意しながら、人権救済機関による意見表明や行為者に対する個別指導等の手法によって適切に対応すべきである。

## 2 虐待

加害者・被害者間に法律上又は事実上の力の優劣を伴う関係がある中で起きる虐待についても、調停、仲裁、勧告・公表、訴訟援助の手法や早期発見のための工夫等により、積極的救済を図るべきである。

### （1）人権侵害の現状と救済の実情

- ① 先に指摘したとおり、夫・パートナーやストーカー等による女性に対する暴力、

家庭内・施設内における児童・高齢者・障害者に対する虐待、学校における体罰、学校・職場等におけるいじめ等の問題があり、深刻化しているものが少なくない。

- ② 虐待は、通常そのほとんどが犯罪を構成するが、「法は家庭に入らず」の原則により警察等が家庭内の問題に慎重な姿勢をとってきたこと、被害者が処罰意思を明確に示すことのできない状況に置かれている場合も少なくないことなどから、刑事的規制が必ずしも有効に機能してこなかった。女性に対する暴力、保護者等が加害者となることが多い児童、高齢者、障害者に対する虐待は、いずれもその密着性や加害者との力関係、被害者自身の立場の弱さ等から潜在化し、問題を一層深刻化させている。
- ③ 近時、女性に対する暴力の関係では、ストーカー規制法（注9）が成立し、ストーカー行為が犯罪とされるとともに、行政的対応が整備され、また、配偶者暴力防止法（注10）が成立し、保護命令制度の導入や、婦人相談所を中心とした配偶者暴力相談支援センターの整備等、被害者保護のための手当てがなされた。児童虐待の関係では、児童虐待防止法（注11）が成立し、児童福祉法の下での児童相談所の対応が強化された。行政面では、警察が、女性、子どもを守るための積極的対応を打ち出している。各種施設における虐待に関しては、都道府県知事等による監督の仕組みがあるほか、近時、地方公共団体によるオンブズマン組織設置の動きがある。

## (2) 必要な救済措置等

- ① 虐待に関しては、上記のとおり、一定の立法的・行政的な手当てがなされているが、いまだ十分な取組が行われていない分野もあり、人権救済制度においても積極的救済が必要である。その前提として、積極的救済の対象とすべき虐待の範囲を明確にする必要がある。
  - その範囲は、上記の問題状況や児童虐待防止法上の定義等に照らすと、加害者・被害者間に法律上又は事実上の力の優劣を伴う関係がある中で起きる虐待、すなわち、家庭、施設、職場その他の場所で、女性、子ども、高齢者、障害者等の相対的に弱い立場にある者に対して行われる身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、ネグレクト（保護義務者の場合）を含むものとすべきである。学校における体罰、学校や職場等におけるいじめも、これに含まれる場合がある。
- ② 虐待に関しては、差別と同様に、調停、仲裁、勧告・公表、訴訟援助の手法を整備するとともに、人権救済機関は、関係機関等との連携協力により、早期発見や被害者の保護・支援に努めるべきである。
  - 虐待は潜在化しやすく、その間に深刻化する傾向があることから、人権救済機関は、訪問相談の実施や民生委員等の各種民間ボランティアとの連携等により、早期発見に努めるべきである。また、障害者や高齢者に関しては、周囲とのコミュニケーションに関する困難性から、虐待被害の発見が遅れることがあ

るため、これらの人々とのコミュニケーションを確保する工夫も必要である。なお、自己の意思を表示できない乳幼児などが、その保護者等から虐待を受けているときは、被害者からの救済の申立ては全く期待できないことから、早期発見がより重要である。乳幼児虐待の根本的解決については、政府において別途考慮されるべき課題であると考えるが、人権救済機関としては、具体的な虐待の事案を把握したときは、関係諸機関と適切な連携を図りつつ、主体的に適切な対応を図る必要がある。

- 虐待については、被害者に対する事後的なカウンセリングが重要であるほか、加害者へのカウンセリングにより再発防止を図る必要がある場合も少なくないが、カウンセリングには心理学等の専門的知識を要することなどに照らすと、人権救済機関は、公私の関係機関・団体における取組を踏まえつつ、これらと連携協力していく必要がある。また、被害者の生活支援の面でも、公私の関係機関・団体と連携協力すべきである。
- ③ 家族や訪問販売業者等による高齢者、障害者の財産権侵害についても、その密室性や被害者のコミュニケーション障害、被害認識の欠如等から問題が潜在化しやすいなど、虐待と共通の問題がある。人権救済機関としては、虐待の早期発見のための取組の中で、これらの問題についても注意を払い、あっせん、指導等の任意の手法により被害の拡大を防止し、被害者の保護を図ると同時に、適宜告発等により刑事手続を促すなど必要な措置を講ずべきである。

### 3 公権力による人権侵害

公権力による人権侵害のうち、前記差別、虐待に該当するものについて、調停、仲裁、勧告・公表、訴訟援助の手法により、積極的救済を図るべきである。

#### (1) 人権侵害の現状と救済の実情

- ① 先に指摘したとおり、公権力による人権侵害には、まず、差別、虐待の問題として、各種の国営・公営の事業等における差別的取扱いや虐待等、私人間におけるものと基本的に同様の態様の問題に加え、捜査手続や拘禁・収容施設内における暴行その他の虐待等、固有の問題がある。このほか、公権力による人権侵害としては、違法な各種行政処分による人権侵害や、いわゆる冤罪や国等がかかわる公害や薬害等の問題に至るまで様々な問題がある。
- ② 行政処分に対しては一般的な行政不服審査や個別の不服申立ての手続が整備されている。また、捜査手続や拘禁・収容施設内での虐待等については、付審判請求を含む刑事訴訟手続のほか、内部的監査・監察や苦情処理のシステムが設けられている。

#### (2) 必要な救済措置等

公権力による人権侵害の問題が、歴史的にも、また、現在においても極めて重要であることは言うまでもない。

まず、一般に被害者が自らの人権を自ら守ることが困難な状況にある差別や虐待については、私人間における差別や虐待にもまして救済を図る必要があり、規約人権委員会の最終見解においても特にこのような人権侵害に関して独立した救済機関の設置が勧告されていることなどから、公権力による差別、虐待については、他の手続との関係にも留意しつつ、調停、仲裁、勧告・公表、訴訟援助の手法により、積極的救済を図るべきである。

次に、公権力によるその他の人権侵害については、各種行政処分に対しては一般又は個別の不服申立制度が整備されており、また、人権救済機関が冤罪や公害・被害等の問題にまで幅広く対応することは、関係諸制度との適正な役割分担の観点からも、救済機関の果たすべき役割の観点からも適当でない。そこで、そのすべてを一律に積極的救済の対象とするのではなく、人権擁護上看過し得ないものについて、個別に事案に応じた救済を図っていくという方法をとるべきである（第3、2（2）

④参照）。

#### 4 メディアによる人権侵害

##### (1) マスメディアによる人権侵害

マスメディアによる人権侵害に関しては、まずメディア側の自主規制による対応が図られるべきであり、その充実・強化を要望する。犯罪被害者等に対する報道によるプライバシー侵害等については、調停、仲裁、勧告・公表、訴訟援助の手法により、積極的救済を図るべきである。

##### ア 人権侵害の現状と救済の実情

① 報道によるプライバシー侵害、名誉毀損、過剰な取材による私生活の平穏の侵害等の問題がある。

特に、犯罪被害者やその家族のプライバシーを侵害する報道や行き過ぎた取材活動は、二次被害とまで言われる深刻な被害をもたらしている。被疑者・被告人の家族についても同様の問題があるほか、少年被疑者の実名報道等の問題もある。これらの人々は、その置かれた状況から、自ら被害を訴えることが困難であり、また裁判に訴えようとしても訴訟提起・追行に伴う負担が重く、泣き寝入りせざるを得ない場合も少なくない。

② 新聞、雑誌等の活字メディアについては、各社の自主規制にゆだねられており、一部の新聞においては、苦情処理のための第三者機関設置の取組もみられる。放送については、法律上の訂正放送制度に加え、放送局が共通の自主的苦情処理機関として設置した「放送と人権等権利に関する委員会機構（BRO）」による取組がある。

##### イ 必要な救済措置等

###### (ア) 自主規制

活字メディアについては第三者性や透明性の確保を含む自主規制の強化・徹底を、

放送についてはBROの更なる充実を要望する。

① マスメディアは、民主主義社会の基盤をなし、憲法上手厚い保障を受ける表現の自由、報道の自由を享受しており、さらに、その影響力も大きいことから、その活動に対して重い責任を有している。マスメディアが、これまで様々な人権侵害の問題に光を当てることにより、人権擁護に貢献してきたのも、その一環である。

以上のようなマスメディアの地位に照らせば、マスメディアによる人権侵害の問題については、まずマスメディア自身が報道や取材の過程において人権侵害を未然に防ぐ取組を強化するとともに、実効的な苦情処理体制を整備するなどの自主的な対応が図られるべきである。

② 新聞、雑誌等の活字メディアにおいては、一部新聞による第三者を活用した苦情処理制度の新設等の取組も含め、一定の努力がなされているが、なお十分な信頼を得るためには、苦情処理の過程に第三者を活用する取組を更に進めるとともに、結果の公表も含めて苦情処理制度全般の透明度を高める取組が期待される。第三者性を高める観点からは、外国における各社共通の第三者機関の設置による取組が評価されているところであり、我が国においてもこのような制度の導入が検討されるべきである。

③ 放送に関するBROについては、審査基準の明確化や取材活動への対応を含め、その活動が一層充実・強化されることが期待される。

#### (イ) 人権救済機関による救済

犯罪被害者とその家族、被疑者・被告人の家族、少年の被疑者・被告人等に対する報道によるプライバシー侵害や過剰な取材等については、これらの人々が自らの人権を自ら守っていくことが困難な状況にあることに照らし、自主規制の取組にも配意しつつ、調停、仲裁、勧告・公表、訴訟援助の手法により、積極的救済を図るべきである。

① マスメディアにおける自主規制の現状等に照らすと、マスメディアによる人権侵害の問題をすべてその自主規制にゆだねることは相当でないが、他方で、マスメディアによる人権侵害を広く積極的救済の対象とすることは、表現の自由、報道の自由の保障等の観点から相当でなく、特に救済の必要性の高い上記の分野に限って積極的救済を図るべきである。

② 誤った犯人報道を含め、誤報による名誉毀損の被害も深刻であるが、行政に属する人権救済機関が報道内容の真偽や取材内容等についての調査を行うことは、表現の自由、報道の自由との関係で相当でなく、また、実効的な調査も期待できないことから、これらの人権侵害は、原則として人権救済機関による積極的救済にはなじまないものとする。

#### (2) その他のメディアによる人権侵害

インターネットは、個人が不特定多数の人に向けて大量の情報を発信することを



可能とし、これを悪用した差別表現の流布や少年被疑者等のプライバシー侵害の問題が顕在化している。これらについては、まず一般の差別表現等としての救済の在り方を検討すべきであるが、インターネットに固有のものとして、プロバイダーの責任や通信の秘密で守られた発信者情報の開示等の問題があることから、これらの点を含むインターネットに関する法整備の状況も踏まえながら、人権救済機関として有効な救済活動を行い得る対策を講ずべきである。

## 第5 救済手法の整備

第4において各人権課題との関係でみたとおり、人権救済制度における救済手法を大幅に拡充することが必要であり、簡易な救済のための相談やあっせん、指導等に加え、積極的救済のための調停、仲裁、勧告・公表、訴訟援助等の手法の整備を図る必要がある。

### 1 簡易な救済の手法

#### (1) 相談

- ① あらゆる人権侵害に対応できる総合的な相談窓口を整備する必要がある。相談窓口は、被害者が気軽に相談できる身近なものでなければならない。この観点からは、特に、都道府県や市町村の行う各種相談事業との有機的な連携が重要である。
- ② 相談は、適切な助言等を通じて、人権侵害の発生や拡大を防止し、当事者による紛争解決を促すなどそれ自体が有効な救済手法であるから、担当する職員等には各種人権問題とその解決手法に関する専門的知識が必要であり、職員等の質的向上が重要である。一方、相談の振り分け機能との関係においては、他の救済にかかわる制度や細分化された行政窓口等の中から、事案に応じた適切な部署に紹介・取次ぎを行う必要があり、これをたらい回しに終わらせないためにも、関係機関との連携協力体制の構築が必要である。

#### (2) あっせん、指導等

あっせん、指導その他の強制的要素を伴わない専ら任意的な手法による救済は、従来から法務省の人権擁護機関が行ってきたところである。実効性に限界があることは否めないものの、粘り強く加害者を啓発して自主的に是正措置等を講ずることを促すその手法は、再発防止等の観点から人権救済にふさわしいものであると同時に、事案に即した柔軟な解決を可能にするものであり、これに従事する職員の専門性を涵養するなどして、引き続き、この手法による対応を充実していく必要がある。

### 2 積極的救済の手法

#### (1) 調停

調停者が必要に応じて事実関係を調査した上で、当事者間の合意による紛争解決を促す調停は、裁判手続に比べ、簡易・迅速で、具体的事案に即した柔軟な救済を可能とする手法であり、諸外国の人権救済機関も含め、内外で最も活用されている

代表的な裁判外紛争処理の手法である。人権救済においても、この手法を大いに活用すべきであり、専門性等を有する人権擁護委員の参加を含め、調停手続やこれを担う体制の整備を図るべきである。

## (2) 仲裁

仲裁人が、仲裁判断に従うとの当事者双方の合意を前提として、必要な調査を行い、確定判決と同一の強い効力を持つ仲裁判断を示す仲裁は、解決の柔軟性を維持しつつ、より簡易・迅速に事案の最終的な解決を図る裁判外紛争処理の手法である。従来、我が国では、一定の分野を除き、必ずしも十分に利用されてこなかったが、その有用性にかんがみ、人権救済においては、事案に応じて柔軟に活用すべきである。

## (3) 勧告・公表

人権侵害の加害者に対し、人権侵害の事実を指摘して任意に救済措置を講ずるよう促す勧告は、それ自体に勧告内容の遵守を強制する効力はないが、人権救済機関の権威を背景とした相応の指導力を期待することができるとともに、その不遵守に対する公表は、一般に対する啓発効果のほかに、相手方にとっては事実上間接強制の効果を持ち得る。法務省の人権擁護機関においては、従来から任意調査に基づいて人権侵害の事実を確認した重大事案に関して勧告を行ってきたが、要件・手続等を整備した上、勧告・公表の手法を有効に活用すべきである。

## (4) 訴訟援助

- ① 勧告・公表までの手法によっても被害者救済が図れない場合の対応として、被害者が自らの請求権に基づき訴訟提起できる場合には、被害者が司法的救済を得られるよう人権救済機関がこれを援助していくことが相当である。
  - 諸外国の人権救済にかかわる機関の中には、審判手続を経て、拘束力のある裁定を行うものも一部にあるが、被害者自らが訴訟提起できる場合には、むしろ訴訟の利用を図ることが直截かつ合理的である。
  - 他方、諸外国の人権救済にかかわる機関の中には、被害者に代わって自ら訴訟を提起することにより救済の実現を図るものもあるが、被害者自らが訴訟提起できる場合の人権救済機関による訴訟提起の必要性については疑問があるほか、法制面での問題もあり、むしろ被害者の訴訟を援助していくことが相当と考える。
- ② 訴訟援助の具体的手法としては、法律扶助制度の活用に加え、事案解明のために、人権救済機関が調査の過程で収集した資料を被害者が自らの訴訟に活用できるよう、資料提供の制度を整備すべきである。また、訴訟の複雑困難性等に照らし、救済の確実な実現を図る観点からその必要性が認められる場合には、人権救済機関が被害者の提起した訴訟において被害者を救済するために訴訟活動に関与することを可能とする制度を導入すべきであり、相手方に対する手続保障にも留意しつつ、訴訟参加等、そのための手法を検討する必要がある。

## (5) 特定の事案に関する強制的手法

差別的取扱いを内容とする営業方針の公表等不特定又は多数の者に対して差別的取扱いが行われる明らかなおそれを生じさせる行為（第4、1（2）ア（イ）②）や、部落地名鑑の頒布等差別を助長・誘発するおそれの高い一定の表現行為（同イ②）が行われた場合については、差別的取扱い等を受けるおそれのある個人が訴訟によりその排除を求めることが、法律上又は事実上著しく困難であり、又は問題の実質的解決にならないため、訴訟援助の手法が有効に機能しない。そこで、人権救済機関自らが裁判所にその排除を求めるなどして、人権侵害の防止を図っていく仕組みの導入が必要であり、表現の自由の保障に配慮しつつ、我が国の法制上これを可能とする具体的手法を検討すべきである。

## 3 人権問題についての自由な意見交換のできる環境づくり

人権侵害の当事者同士による話し合いは、任意的な解決を担保するための条件を備える限りにおいて、柔軟で有効な紛争解決の手法である。人権救済機関によるあっせんや調停の仕組みも、中立公正の立場からこれを促進するものであり、人権救済機関以外の者が話し合いの仲立ちをする場合にも、中立性が堅持され、適正な判断基準が維持される必要がある。

差別行為を行ったとされる者に対する集団による行き過ぎた追及行為の弊害がこれまで指摘され、人権教育・啓発に関する先の答申においても言及したところである。任意性が保障されない追及行為は相当でなく、当事者間の任意の話し合いで解決をみないときは、人権救済機関による救済手続を利用することが期待される。人権問題の真の解決を図るためには、人権問題に関して自由な意見交換を行うことができる環境づくりが重要である（人権教育・啓発の在り方に関する先の答申第2、2）。

## 第6 調査手続・権限の整備

- ① 法務省の人権擁護機関による現行の人権侵犯事件の調査処理制度においては、専ら任意調査により事実関係の解明が図られているが、関係者等から協力が得られない場合は調査に支障を来し、事実関係の解明が困難になる。積極的救済を図るべき人権侵害については、救済手法を実効性あるものとするだけでなく、その前提となる事実関係の解明を的確に行えるようにすべきであり、実効的な調査権限を整備する必要がある。もっとも、人権救済制度の性格上、裁判所の令状を要するような直接的な強制を含む強い調査権限まで認めるべきでないと考える。
- ② 調査権限の内容や実効性担保の程度については、他の裁判外紛争処理制度（ADR）における調査権限の整備状況等も踏まえながら、例えば、過料又は罰金で担保された質問調査権、文書提出命令権、立入調査権など、救済の対象や救済手法の内容との対応関係において真に必要な調査権限の整備を図るべきである。また、人権救済機関の調査に対する公的機関の協力義務を確保する必要がある。

- ③ 調査の範囲、対象は、相手方の人権への配慮からも過度に広範であってはならない。行き過ぎた調査により、相手方の内心の問題やプライバシー等に必要以上に踏み込むことにならないよう、十分留意する必要がある。
- ④ マスメディアによる一定の人権侵害に対しては、積極的救済を図るべきである（第4、4（1）イ（イ））が、その場合においても、表現の自由、報道の自由の重要性に配慮し、また、マスメディアがその有する責任にかんがみ、自主規制の取組を進展させることを期待して、任意的な調査によって対処すべきものとする。その際、人権救済機関としては、調査への協力を真摯に求め、調査過程の公表等を通じて、事実関係の解明や被害者の救済を図るべきである。

## 第7 人権救済機関の組織体制の整備

### 1 人権救済機関の独立性等

積極的救済を含む救済を行う人権救済機関は、政府からの独立性が不可欠であり、そのような独立性を有する委員会組織とする必要がある（以下、このような人権救済機関を仮に「人権委員会」と呼ぶ。）。

- ① 人権救済機関は、差別、虐待に係る私人間の様々な紛争に関し、調査権限を行使するなどして人権侵害の有無を認定した上、勧告・公表や訴訟援助を含む手法により被害者救済を図ることや、公権力による同種の人権侵害について同様の積極的救済を図ることに加え、マスメディアによる一定の人権侵害（第4、4（1）イ（イ））についても積極的救済の対象とすることなどに照らすと、これまでの内部部局型の組織の充実・強化による対応には限界があり、政府から独立性を有し、中立公正さが制度的に担保された組織とする必要がある。

また、広範な人権侵害について様々な判断を求められることなどに照らすと、合議制の機関が相当であり、上記の点も併せると、人権救済機関は、独立性のある委員会組織とすべきである。

- ② 委員会の業務を十分に支え得る事務局を整備する必要がある。後記（第7、6）のとおり、人権委員会は、人権救済とともに、人権啓発をも所掌すべきであることから、その設置に向けては、現在これらを主要な所掌事務としている法務省人権擁護局の改組も視野に入れて、体制の整備を図るべきである。

### 2 人権委員会の全国的な組織体制の在り方

人権委員会については、全国各地で生起する人権侵害事案に対して実効的な救済を可能とする組織体制を構築する必要がある、そのためには、法務局・地方法務局の人権擁護部門を改組することなどにより、人権侵害事案の調査や調停、仲裁等に当たる委員会事務局の地方における組織体制の整備を図る必要がある。

- ① 意思決定機関としての委員会は、事務局の行う調査に基づいて勧告・公表や一定の訴訟援助等についての決定を行うものとし、委員会を支える事務局は、相談

業務のほか、事案の処理に関して委員会を補佐するため、申立事案の調査を行い、その結果を委員会に報告し、また必要に応じて、調停、仲裁を行うなどの役割を担うものとするべきである。なお、事案によっては、委員会又はその構成員が自ら調査等を行うことも視野に入れた仕組みとする必要がある。

- ② 上記の事務分担の下で、日々各地で生起する人権侵害事案に適切に対処するためには、法務局・地方法務局の人権擁護部門を改組することにより、委員会事務局の地方における組織を充実・整備するとともに、専門性を有する職員や人権擁護委員の確保により、その体制整備を図る必要がある。また、調停や仲裁の手続に関しては、各地において、法律専門家、学識経験者、一般有識者等の参加を得て、利用者に信頼される体制の整備を図ることが肝要である。なお、事務局の地方組織と委員会との迅速な情報伝達を可能とする仕組みの導入も必要である。

### 3 人権擁護委員が人権救済に果たすべき役割

人権擁護委員は、今後も積極的に相談業務に関与するほか、当該市区町村や他の民間ボランティア、被害を受けやすい人々等との日常的な接触を通じて、人権侵害の早期発見に寄与するなどの役割を果たすとともに、さらに、その適性に応じて、あっせん、調停、仲裁にも積極的な参加を行うなど、積極的救済にも寄与すべきものとして位置付けるべきである。

- ① 全国の市区町村に配置された人権擁護委員は、最も身近な相談窓口であり、その専門性の涵養等を通じて相談の質的向上に努めるとともに、当該市区町村や民生委員等の民間ボランティア、さらには、被害を受けやすい人々等との日常的な接触を通じて、様々な人権侵害の早期発見に努め、人権救済においてアンテナ機能を担うことが期待される。
- ② 人権救済には、一定の専門的知識、経験、素養等が必要であるが、人権擁護委員にも、その適性に応じて、あっせん、調停、仲裁やその調査手続への積極的な参加を求め、調停等に関する体制の充実を図るべきである。

### 4 人権委員会の人的構成に関する留意点

人権委員会の委員の構成に当たっては、人権問題を扱うにふさわしい個人的資質を有する委員を確保すべきはもちろんのこと、その選任には、透明性が確保され、かつ、国民の多様な意見が反映される方法を採用すべきであり、また、実際の調査や審査事務を担当する事務局職員を質・量ともに充実する必要がある。人権救済に関与する人権擁護委員にも、専門性が必要である。

- ① 人権委員会の委員に関しては、中立公正で人権問題を扱うにふさわしい人格識見を備えた者を選任すべきは当然であるが、その選任については、透明性を確保するとともに、国会の同意を要件とするなど国民の多様な意見が反映される方法を採用し、委員の選任過程に関する政府の説明責任を尽くすべきである。また、ジェンダーバランスにも配慮する必要がある。

- ② 人権侵害事案の調査や調停、勧告等の事務に携わる事務局職員にも、法的な知識、素養や各種の人権問題に対する理解を含む専門性が求められる。人権救済制度が真に実効的なものとなるか否かは、救済措置や調査権限の整備等と並んで、このような専門性を有する職員を質的・量的にいかにか確保するかにかかっていると看做すも過言でなく、これを可能とするための人事システムや研修の整備に格別の配慮が必要である。
- ③ 人権救済に関与する人権擁護委員にも、これにふさわしい専門性が求められる。人権擁護委員制度については、人権救済や人権啓発において人権擁護委員が果たすべき重要な役割に照らし、適任者確保の観点から、この答申後に、本審議会において引き続き検討を行うこととする。

## 5 救済にかかわる他の機関・団体との連携の在り方

人権救済は、もとより人権委員会の活動のみによって図られるものではなく、救済にかかわる各種機関・団体等が連携協力し、それぞれの能力・資源を最大限に活用することによって初めて実効的な救済が可能となるものであることから、人権委員会は、様々な分野において各種の救済にかかわる取組を実施している国、地方公共団体、民間の関係機関・団体等との間で、緊密な連携協力関係を構築していく必要がある。

### (1) 国

人権委員会は、それぞれの分野において被害者の救済にかかわっている国の機関との間で、適正な役割分担の下に連携協力関係を築いていく必要がある。

### (2) 地方公共団体

- ① 市町村や都道府県においては、各種の相談事業が展開されているが、身近な相談体制の整備の観点からも、人権委員会は、地方公共団体の相談窓口と連携協力し、救済すべき事案を適切に人権救済の手續に乗せていく必要がある。
- ② 都道府県においては、児童相談所や婦人相談所による取組を始め、人権侵害の被害者の保護等にかかわる各種の施策が実施されているが、実効的な救済を図るためには、人権委員会は、特に被害者の保護の面を中心に、これら施策を実施する機関との間で連携協力関係を深めていく必要がある。また、虐待事案等における警察の役割は重要であり、警察とも連携協力していく必要がある。
- ③ 地方公共団体においては、そのほか、人権救済にかかわる様々な独自の取組もみられるところであり、人権委員会としては、それらの取組にも十分配慮しつつ、地方公共団体と連携協力していく必要がある。

### (3) 民間

広く人権擁護の活動を行っている日本弁護士連合会、各弁護士会や、様々な分野で被害者の救済に取り組んでいる民間団体等との間においても、適正な連携協力関係を構築していく必要がある。

## 6 人権委員会が他に所掌すべき事務

人権委員会は、人権救済とともに、人権啓発、政府への助言等の事務を所掌すべきであり、そのための組織体制も併せて整備する必要がある。

- ① 第1で述べたとおり、人権尊重の理念を普及高揚し、人権侵害の発生を未然に防止する一般的な人権啓発と、個別の人権侵害に関して被害者を救済する人権救済は、人権擁護行政における車の両輪であり、人権尊重社会の実現のためには、両者を総合的かつ有機的に進めていくことが肝要である。いわゆるパリ原則や国連人権センター作成のハンドブック（注3、注4参照）も、両者を国内人権機構の重要な任務と位置付けているところである。したがって、人権委員会は、人権啓発も併せて所掌すべきであるとともに、人権委員会の組織体制の整備に当たっては、先の答申で提言した人権啓発に関する施策の実施を含め、人権啓発の総合的かつ効果的な推進が可能となるよう特段の配慮が必要である。
- ② 人権委員会が救済や啓発に係る活動の過程で得た経験・成果を政府への助言を通じて政策に反映させていくことも有用であり、政府への助言は上記パリ原則等においても国内人権機構の重要な任務と位置付けられている。したがって、人権委員会は、この機能をも併せ持つべきであり、さらに、人権白書の作成と国会への提出、国連や諸外国の国内人権機構との協力等もその任務とすべきである。

(注1) 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

人権啓発に関しては、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律が平成12年11月成立し、同年12月から施行されている。

(注2) 国内人権機構

“national human rights institution”の訳語（国内人権機関と訳されることもある。）。明確な定義はないが、人権擁護に係る一定の活動を行っている特別の政府機関等を指している例が多い。「国内人権機構：人権の促進と擁護のための国内機構の設立と強化に関するハンドブック」（注4参照）においては、「憲法又は法令に基づき、政府によって設立された機関で、人権の促進と擁護に関し、その機能が明確に定められているもの」と定義されている。

(注3) 「国内機構の地位に関する原則」（いわゆるパリ原則）

1991年（平成3年）、国連人権委員会の決議に基づいてパリで開かれた第1回国内機構ワークショップ（我が国も参加）において採択され、1993年（平成5年）、国連総会でも附属文書として採択された原則で、国内人権機構の権限・責務、構成等についての指針を提供している。

(注4) 「国内人権機構：人権の促進と擁護のための国内機構の設立と強化に関するハンドブック」

1995年（平成7年）、国連人権センター（現国連人権高等弁務官事務所）が、国内人権機構の設置や強化を考えている諸国のためのガイドラインとして発行したもので、国内人権機構が実効的に機能するための要素等を示している。

#### (注5) 差別表現

この答申においては、差別表現という言葉や、差別に基づいて個人又は集団を誹謗・中傷する表現のほか、いわゆる部落地名総鑑のように、必ずしも個人等を直接誹謗・中傷するものではないが、差別を助長・誘発する表現を含むものとして使用している。

#### (注6) 規約人権委員会

市民的及び政治的権利に関する国際規約に基づく人権委員会

#### (注7) 人種差別撤廃条約

あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約

#### (注8) 性的指向

異性愛、同性愛、両性愛の別を指す sexual orientation の訳語。このほか、同じく性的少数者に位置付けられる性同一性障害、インターセックス（先天的に身体上の性別が不明瞭であること）を理由とする差別的取扱い等についても、同様に積極的救済を図るべきである。

#### (注9) ストーカー規制法

ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年5月成立、同年11月施行）

#### (注10) 配偶者暴力防止法

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年4月成立、同年10月（一部平成14年4月）施行予定）

#### (注11) 児童虐待防止法

児童虐待の防止等に関する法律（平成12年5月成立、同年11月施行）

## 11 人権教育・啓発に関する基本計画

【平成14年3月15日策定】

【平成23年4月1日変更】

### 第1章 はじめに

人権教育・啓発に関する基本計画（以下「基本計画」という。）は、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年法律第147号、同年12月6日公布・施行。以下「人権教育・啓発推進法」という。）第7条の規定に基づき、人権教育及び人権啓発（以下「人権教育・啓発」という。）に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、策定するものである。

我が国では、すべての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の下で、人権に関する諸制度の整備や人権に関する諸条約への加入など、これまで人権に関する各般の施策が講じられてきたが、今日においても、生命・身体の安全にかかわる事象や、社会的身分、門地、人種、民族、信条、性別、障害等による不当な差別その他の人権



侵害がなお存在している。また、我が国社会の国際化、情報化、高齢化等の進展に伴って、人権に関する新たな課題も生じてきている。

すべての人々の人権が尊重され、相互に共存し得る平和で豊かな社会を実現するためには、国民一人一人の人権尊重の精神の涵養を図ることが不可欠であり、そのために行われる人権教育・啓発の重要性については、これをどんなに強調してもし過ぎることはない。政府は、本基本計画に基づき、人権が共存する人権尊重社会の早期実現に向け、人権教育・啓発を総合的かつ計画的に推進していくこととする。

## 1 人権教育・啓発推進法制定までの経緯

人権教育・啓発の推進に関する近時の動きとしては、まず、「人権教育のための国連10年」に関する取組を挙げることができる。すなわち、平成6年(1994年)12月の国連総会において、平成7年(1995年)から平成16年(2004年)までの10年間の「人権教育のための国連10年」とする決議が採択されたことを受けて、政府は、平成7年12月15日の閣議決定により、内閣総理大臣を本部長とする人権教育のための国連10年推進本部を設置し、平成9年7月4日、「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画(以下「国連10年国内行動計画」という。)を策定・公表した。

また、平成8年12月には、人権擁護施策推進法が5年間の時限立法として制定され(平成8年法律第120号、平成9年3月25日施行)、人権教育・啓発に関する施策等を推進すべき国の責務が定められるとともに、これらの施策の総合的な推進に関する基本的事項等について調査審議するため、法務省に人権擁護推進審議会が設置された。同審議会は、法務大臣、文部大臣(現文部科学大臣)及び総務庁長官(現総務大臣)の諮問に基づき、「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項」について、2年余の調査審議を経た後、平成11年7月29日、上記関係各大臣に対し答申を行った。

政府は、これら国連10年国内行動計画や人権擁護推進審議会の答申等を踏まえて、人権教育・啓発を総合的に推進するための諸施策を実施してきたところであるが、そのより一層の推進を図るためには、人権教育・啓発に関する理念や国、地方公共団体、国民の責務を明らかにするとともに、基本計画の策定や年次報告等、所要の措置を法定することが不可欠であるとして、平成12年11月、議員立法により法案が提出され、人権教育・啓発推進法として制定される運びとなった。

## 2 基本計画の策定方針と構成

### (1) 基本計画の策定方針

人権教育・啓発推進法は、基本理念として、「国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。」(第3条)と規定し、基本計画に

については、「国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。」(第7条)と規定している。

人権教育・啓発の推進に当たっては、国連10年国内行動計画や人権擁護推進審議会の人権教育・啓発に関する答申などがその拠り所となるが、これまでの人権教育・啓発に関する様々な検討や提言の趣旨、人権教育・啓発推進法制定に当たっての両議院における審議及び附帯決議、人権分野における国際的潮流などを踏まえて、基本計画は、以下の方針の下に策定することとした。

- ① 広く国民の一人一人が人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得していく必要があり、そのためにはねばり強い取組が不可欠であるとの観点から、中・長期的な展望の下に策定する。
- ② 国連10年国内行動計画を踏まえ、より充実した内容のものとする。
- ③ 人権擁護推進審議会の人権教育・啓発に関する答申を踏まえ、「人権教育・啓発の基本的な在り方」及び「人権教育・啓発の総合的かつ効果的な推進を図るための方策」について検討を加える。
- ④ 基本計画の策定に当たっては、行政の中立性に配慮するとともに、地方公共団体や民間団体等関係各方面から幅広く意見を聴取する。

## (2) 基本計画の構成

基本計画は、人権教育・啓発の総合的かつ計画的な推進に関する施策の大綱として、まず、第1章「はじめに」において、人権教育・啓発推進法制定までの経緯と計画の策定方針及びその構成を明らかにするとともに、第2章「人権教育・啓発の現状」及び第3章「人権教育・啓発の基本的な在り方」において、我が国における人権教育・啓発の現状とその基本的な在り方について言及した後、第4章「人権教育・啓発の推進方策」において、人権教育・啓発を総合的かつ計画的に推進するための方策について提示することとし、その具体的な内容としては、人権一般の普遍的な視点からの取組のほか、各人権課題に対する取組及び人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者に対する研修等の問題について検討を加えるとともに、人権教育・啓発の総合的かつ効果的な推進のための体制等についてその進むべき方向性等を盛り込んでいる。そして、最後に、第5章「計画の推進」において、計画の着実かつ効果的な推進を図るための体制やフォローアップ等について記述している。

人権教育・啓発の総合的かつ計画的な推進を図るに当たっては、国の取組にとどまらず、地方公共団体や公益法人・民間団体等の取組も重要である。このため、政府においては、これら団体等との連携をより一層深めつつ、本基本計画に掲げた取組を着実に推進することとする。

## 第2章 人権教育・啓発の現状

### 1 人権を取り巻く情勢

我が国においては、基本的人権の尊重を基本原理の一つとする日本国憲法の下で、国政の全般にわたり、人権に関する諸制度の整備や諸施策の推進が図られてきている。それは、我が国憲法のみならず、戦後、国際連合において作成され現在我が国が締結している人権諸条約などの国際準則にも則って行われている。他方、国内外から、これらの諸制度や諸施策に対する人権の視点からの批判的な意見や、公権力と国民との関係及び国民相互の関係において様々な人権問題が存在する旨の指摘がされている。

現在及び将来にわたって人権擁護を推進していく上で、特に、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、アイヌの人々、外国人、H I V感染者やハンセン病患者等をめぐる様々な人権問題は重要課題となっており、国連10年国内行動計画においても、人権教育・啓発の推進に当たっては、これらの重要課題に関して、「それぞれの固有の問題点についてのアプローチとともに、法の下での平等、個人の尊重という普遍的な視点からのアプローチにも留意する」こととされている。また、近年、犯罪被害者及びその家族の人権問題に対する社会的関心が大きな高まりを見せており、刑事手続等における犯罪被害者等への配慮といった問題に加え、マスメディアの犯罪被害者等に関する報道によるプライバシー侵害、名誉毀損、過剰な取材による私生活の平穩の侵害等の問題が生じている。マスメディアによる犯罪の報道に関しては少年事件等の被疑者及びその家族についても同様の人権問題が指摘されており、その他新たにインターネット上の電子掲示板やホームページへの差別的情報の掲示等による人権問題も生じている。

このように様々な人権問題が生じている背景としては、人々の中に見られる同質性・均一性を重視しがちな性向や非合理的な因習的意識の存在等が挙げられているが、国際化、情報化、高齢化、少子化等の社会の急激な変化なども、その要因になっていると考えられる。また、より根本的には、人権尊重の理念についての正しい理解やこれを実践する態度が未だ国民の中に十分に定着していないことが挙げられ、このために、「自分の権利を主張して他人の権利に配慮しない」ばかりでなく、「自らの有する権利を十分に理解しておらず、正当な権利を主張できない」、「物事を合理的に判断して行動する心構えや習慣が身に付いておらず、差別意識や偏見にとらわれた言動をする」といった問題点も指摘されている。

人権教育・啓発に関しては、これまでも各方面で様々な努力が払われてきているが、このような人権を取り巻く諸情勢を踏まえ、より積極的な取組が必要となっている。

### 2 人権教育の現状

#### (1) 人権教育の意義・目的

人権教育とは、「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」を意味し（人権教育・啓発推進法第2条）、「国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解

を深め、これを体得することができるよう」にすることを旨としており（同法第3条）、日本国憲法及び教育基本法並びに国際人権規約、児童の権利に関する条約等の精神に則り、基本的人権の尊重の精神が正しく身に付くよう、地域の実情を踏まえつつ、学校教育及び社会教育を通じて推進される。

学校教育については、それぞれの学校種の教育目的や目標の実現を目指して、自ら学び自ら考える力や豊かな人間性などを培う教育活動を組織的・計画的に実施するものであり、こうした学校の教育活動全体を通じ、幼児児童生徒、学生の発達段階に応じて、人権尊重の意識を高める教育を行っていくこととなる。

また、社会教育については、生涯学習の視点に立って、学校外において、青少年のみならず、幼児から高齢者に至るそれぞれのライフサイクルにおける多様な教育活動を展開していくことを通じて、人権尊重の意識を高める教育を行っていくこととなる。

こうした学校教育及び社会教育における人権教育によって、人々が、自らの権利を行使することの意義、他者に対して公正・公平であり、その人権を尊重することの必要性、様々な課題などについて学び、人間尊重の精神を生活の中に生かしていくことが求められている。

## （２）人権教育の実施主体

人権教育の実施主体としては、学校、社会教育施設、教育委員会などのほか、社会教育関係団体、民間団体、公益法人などが挙げられる。

学校教育及び社会教育における人権教育に関係する機関としては、国レベルでは文部科学省、都道府県レベルでは各都道府県教育委員会及び私立学校を所管する都道府県知事部局、市町村レベルでは各市町村教育委員会等がある。そして、実際に、学校教育については、国や各都道府県・市町村が設置者となっている各国公立学校や学校法人によって設置される私立学校において、また、社会教育については、各市町村等が設置する公民館等の社会教育施設などにおいて、それぞれ人権教育が具体的に推進されることとなる。

## （３）人権教育の現状

### ア 学校教育

学校教育においては、幼児児童生徒、学生の発達段階に応じながら、学校教育活動全体を通じて人権尊重の意識を高め、一人一人を大切にされた教育の充実を図っている。最近では、教育内容の基準である幼稚園教育要領、小・中・高等学校及び盲・聾・養護学校の学習指導要領等を改訂し、「生きる力」（自ら学び自ら考える力、豊かな人間性など）の育成を目指し、それぞれの教育の一層の充実を図っている。

幼稚園においては、他の幼児とのかかわりの中で他人の存在に気付き、相手を尊重する気持ちをもって行動できるようにすることや友達とのかかわりを深め、思いやりをもつようにすることなどを幼稚園教育要領に示しており、子どもたちに人権尊重の精神の芽生えをはぐくむよう、遊びを中心とした生活を通して指導している。なお、

保育所においては、幼稚園教育要領との整合性を図りつつ策定された保育所保育指針に基づいて保育が実施されている。

小学校・中学校及び高等学校においては、児童生徒の発達段階に即し、各教科、道徳、特別活動等のそれぞれの特質に応じて学校の教育活動全体を通じて人権尊重の意識を高める教育が行われている。例えば、社会科においては、日本国憲法を学習する中で人間の尊厳や基本的人権の保障などについて理解を深めることとされ、また、道徳においては、「だれに対しても差別することや偏見をもつことなく公正、公平にし、正義の実現に努める」、「公德心をもって法やきまりを守り、自他の権利を大切にしながら義務を果たす」よう指導することとされている。さらに、平成14年度以降に完全実施される新しい学習指導要領においては、「人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念」を具体的な生活の中に生かすことが強調されたほか、指導上の配慮事項として、多様な人々との交流の機会を設けることが示されている。加えて、平成11年7月には学校教育法が改正され、小・中・高等学校及び盲・聾・養護学校においてボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動の充実に努めることとされたところであり、人権教育の観点からも各学校の取組の促進が望まれる。

盲・聾・養護学校では、障害者の自立と社会参加を目指して、小・中・高等学校等に準ずる教育を行うとともに、障害に基づく種々の困難を克服するための指導を行っており、今般の学習指導要領等の改訂では、一人一人の障害の状態等に応じた一層きめ細かな指導の充実が図られている。また、盲・聾・養護学校や特殊学級では、子どもたちの社会性や豊かな人間性をはぐくむとともに、社会における障害者に対する正しい理解認識を深めるために、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒や地域社会の人々とが共に活動を行う交流教育などの実践的な取組が行われており、新しい学習指導要領等ではその充実が図られている。

大学等における人権教育については、例えば法学一般、憲法などの法学の授業に関連して実施されている。また、教養教育に関する科目等として、人権教育に関する科目が開設されている大学もある。

以上、学校教育については、教育活動全体を通じて、人権教育が推進されているが、知的理解にとどまり、人権感覚が十分身に付いていないなど指導方法の問題、教職員に人権尊重の理念について十分な認識が必ずしもいきわたっていない等の問題も指摘されているところである。

## イ 社会教育

社会教育においては、すべての教育の出発点である家庭教育を支援するため、家庭教育に関する親への学習機会の提供や、家庭でのしつけの在り方などを分かりやすく解説した家庭教育手帳・家庭教育ノートを乳幼児や小学生等を持つ親に配布するなどの取組が行われている。この家庭教育手帳・家庭教育ノートには「親自身が偏見を持たず、差別をしない、許さないということを、子どもたちに示していくことが大切で

ある」ことなどが盛り込まれている。

また、生涯の各時期に応じ、各人の自発的学習意思に基づき、人権に関する学習ができるよう、公民館等の社会教育施設を中心に学級・講座の開設や交流活動など、人権に関する多様な学習機会が提供されている。さらに、社会教育指導者のための人権教育に関する手引の作成などが行われている。そのほか、社会教育主事等の社会教育指導者を対象に様々な形で研修が行われ、指導者の資質の向上が図られている。

加えて、平成13年7月には、社会教育法が改正され、青少年にボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動等の機会を提供する事業の実施及びその奨励が教育委員会の事務として明記されたところであり、人権尊重の心を養う観点からも各教育委員会における取組の促進が望まれる。

このように、生涯学習の振興のための各種施策を通じて人権教育が推進されているが、知識伝達型の講義形式の学習に偏りがちであることなどの課題が指摘されている。

### 3 人権啓発の現状

#### (1) 人権啓発の意義・目的

人権啓発とは、「国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）」を意味し（人権教育・啓発推進法第2条）、「国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるように」することを旨としている（同法第3条）。すなわち、広く国民の間に、人権尊重思想の普及高揚を図ることを目的に行われる研修、情報提供、広報活動等で人権教育を除いたものであるが、その目的とするところは、国民の一人一人が人権を尊重することの重要性を正しく認識し、これを前提として他人の人権にも十分に配慮した行動がとれるようにすることにある。換言すれば、「人権とは何か」、「人権の尊重とはどういうことか」、「人権を侵害された場合に、これを排除し、救済するための制度がどのようなになっているか」等について正しい認識を持つとともに、それらの認識が日常生活の中で、その態度面、行動面等において確実に根付くようにすることが人権啓発の目的である。

#### (2) 人権啓発の実施主体

人権擁護事務として人権啓発を担当する国の機関としては、法務省人権擁護局及びその下部機関である法務局及び地方法務局の人権擁護部門のほか、法務大臣が委嘱する民間のボランティアとして人権擁護委員制度が設けられ、これら法務省に置かれた人権擁護機関が一体となって人権啓発活動を行っている。また、法務省以外の関係各府省庁においても、その所掌事務との関連で、人権にかかわる各種の啓発活動を行っているほか、地方公共団体や公益法人、民間団体、企業等においても、人権にかかわる様々な活動が展開されている。

なお、法務省の人権擁護機関については、人権擁護推進審議会の人権救済制度の在り方に関する答申（平成13年5月25日）及び人権擁護委員制度の改革に関する答申

(平成 13 年 12 月 21 日) を踏まえ、人権委員会の設置等、新たな制度の構築に向けた検討が進められているところである。

### (3) 人権啓発の現状

#### ア 国の人権擁護機関の啓発活動

国は、前記のとおり、関係各府省庁が、その所掌事務との関連で、人権にかかわる各種の啓発活動を行っている。特に、人権擁護事務として人権啓発を担当する法務省の人権擁護機関は、広く一般国民を対象に、人権尊重思想の普及高揚等のために様々な啓発活動を展開している。すなわち、毎年啓発活動の重点目標を定め、人権週間や人権擁護委員の日など節目となる機会をとらえて全国的な取組を展開しているほか、中学生を対象とする人権作文コンテストや小学生を主たる対象とする人権の花運動、イベント的要素を取り入れ明るく楽しい雰囲気の中でより多くの人々に人権問題を考えてもらう人権啓発フェスティバル、各地のイベント等の行事への参加など、年間を通して様々な啓発活動を実施している。具体的な啓発手法としては、人権一般や個別の人権課題に応じて作成する啓発冊子・リーフレット・パンフレット・啓発ポスター等の配布、その時々々の社会の人権状況に合わせた講演会・座談会・討論会・シンポジウム等の開催、映画会・演劇会等の開催、テレビ・ラジオ・有線放送等マスメディアを活用した啓発活動など、多種多様な手法を用いるとともに、それぞれに創意工夫を凝らしている。また、従来、国や多くの地方公共団体が各別に啓発活動を行うことが多く、その間の連携協力が必ずしも十分とは言えなかった状況にかんがみ、人権啓発のより一層効果的な推進を図るとの観点から、都道府県や市町村を含めた多様な啓発主体が連携協力するための横断的なネットワークを形成して、人権啓発活動ネットワーク事業も展開している。さらに、以上の一般的な啓発活動のほか、人権相談や人権侵犯事件の調査・処理の過程を通じて、関係者に人権尊重思想を普及するなどの個別啓発も行っている。

このように、法務省の人権擁護機関は人権啓発に関する様々な活動を展開しているところであるが、昨今、その内容・手法が必ずしも国民の興味・関心・共感を呼び起こすものになっていない、啓発活動の実施に当たってのマスメディアの効果的な活用が十分とは言えない、法務省の人権擁護機関の存在及び活動内容に対する国民の周知度が十分でない、その実施体制や担当職員の専門性も十分でない等の問題点が指摘されている。

#### イ 地方公共団体の啓発活動

地方公共団体は、都道府県及び市町村のいずれにおいても、それぞれの地域の実情に応じ、啓発行事の開催、啓発資料等の作成・配布、啓発手法等に関する調査・研究、研修会の開催など様々な啓発活動を行っており、その内容は、まさに地域の実情等に応じて多種多様である。特に、都道府県においては、市町村を包括する広域的な立場や市町村行政を補完する立場から、それぞれの地域の実情に応じ、市町村を先導する

事業、市町村では困難な事業、市町村の取組を支援する事業などが展開されている。また、市町村においては、住民に最も身近にあって住民の日常生活に必要な様々な行政を担当する立場から、地域に密着したきめ細かい多様な人権啓発活動が様々な機会を通して展開されている。

#### ウ 民間団体、企業の啓発活動

民間団体においても、人権全般あるいは個々の人権課題を対象として、広報、調査・研究、研修等、人権啓発上有意義な様々な取組が行われているほか、国、地方公共団体が主催する講演会、各種イベントへの参加など、人権にかかわる様々な活動を展開しているところであり、今後とも人権啓発の実施主体として重要な一翼を担っていくことが期待される。

また、企業においては、その取組に濃淡はあるものの、個々の企業の実情や方針等に依じて、自主的な人権啓発活動が行われている。例えば、従業員に対して行う人権に関する各種研修のほか、より積極的なものとしては、人権啓発を推進するための組織の設置や人権に関する指針の制定、あるいは従業員に対する人権標語の募集などが行われている例もある。

### 第3章 人権教育・啓発の基本的在り方

#### 1 人権尊重の理念

人権とは、人間の尊厳に基づいて各人が持っている固有の権利であり、社会を構成するすべての人々が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利である。

すべての人々が人権を享有し、平和で豊かな社会を実現するためには、人権が国民相互の間において共に尊重されることが必要であるが、そのためには、各人の人権が調和的に行使されること、すなわち、「人権の共存」が達成されることが重要である。そして、人権が共存する人権尊重社会を実現するためには、すべての個人が、相互に人権の意義及びその尊重と共存の重要性について、理性及び感性の両面から理解を深めるとともに、自分の権利の行使に伴う責任を自覚し、自分の人権と同様に他人の人権をも尊重することが求められる。

したがって、人権尊重の理念は、人権擁護推進審議会が人権教育・啓発に関する答申において指摘しているように、「自分の人権のみならず他人の人権についても正しく理解し、その権利の行使に伴う責任を自覚して、人権を相互に尊重し合うこと、すなわち、人権共存の考え方」として理解すべきである。

#### 2 人権教育・啓発の基本的在り方

人権教育・啓発は、人権尊重社会の実現を目指して、日本国憲法や教育基本法などの国内法、人権関係の国際条約などに即して推進していくべきものである。その基本的な在り方としては、人権教育・啓発推進法が規定する基本理念（第3条）を踏まえ



ると、次のような点を挙げることができる。

## (1) 実施主体間の連携と国民に対する多様な機会の提供

人権教育・啓発にかかわる活動は、様々な実施主体によって行われているが、今日、人権問題がますます複雑・多様化する傾向にある中で、これをより一層効果的かつ総合的に推進し、多様な学習機会を提供していくためには、これら人権教育・啓発の各実施主体がその担うべき役割を踏まえた上で、相互に有機的な連携協力関係を強化することが重要である。

また、国民に対する人権教育・啓発は、国民の一人一人の生涯の中で、家庭、学校、地域社会、職域などあらゆる場と機会を通して実施されることにより効果を上げるものと考えられ、その観点からも、人権教育・啓発の各実施主体は相互に十分な連携をとり、その総合的な推進に努めることが望まれる。

## (2) 発達段階等を踏まえた効果的な方法

人権教育・啓発は、幼児から高齢者に至る幅広い層を対象とするものであり、その活動を効果的に推進していくためには、人権教育・啓発の対象者の発達段階を踏まえ、地域の実情等に応じて、ねばり強くこれを実施する必要がある。

特に、人権の意義や重要性が知識として確実に身に付き、人権問題を直感的にとらえる感性や日常生活において人権への配慮がその態度や行動に現れるような人権感覚が十分に身に付くようにしていくことが極めて重要である。そのためには、人権教育・啓発の対象者の発達段階に応じながら、その対象者の家庭、学校、地域社会、職域などにおける日常生活の経験などを具体的に上げるなど、創意工夫を凝らしていく必要がある。その際、人格が形成される早い時期から、人権尊重の精神の芽生えが感性としてはぐくまれるように配慮すべきである。また、子どもを対象とする人権教育・啓発活動の実施に当たっては、子どもが発達途上であることに十分留意することが望まれる。

また、人権教育・啓発の手法については、「法の下での平等」、「個人の尊重」といった人権一般の普遍的な視点からのアプローチと、具体的な人権課題に即した個別の視点からのアプローチとがあり、この両者があいまって人権尊重についての理解が深まっていくものと考えられる。すなわち、法の下での平等、個人の尊重といった普遍的な視点から人権尊重の理念を国民に訴えかけることも重要であるが、真に国民の理解や共感を得るためには、これと併せて、具体的な人権課題に即し、国民に親しみやすく分かりやすいテーマや表現を用いるなど、様々な創意工夫が求められる。他方、個別の視点からのアプローチに当たっては、地域の実情等を踏まえるとともに、人権課題に関して正しく理解し、物事を合理的に判断する精神を身に付けるよう働きかける必要がある。その際、様々な人権課題に関してこれまで取り組まれてきた活動の成果と手法への評価を踏まえる必要がある。

なお、人権教育・啓発の推進に当たって、外来語を安易に使用することは、正し

い理解の普及を妨げる場合もあるので、官公庁はこの点に留意して適切に対応することが望ましい。

### (3) 国民の自主性の尊重と教育・啓発における中立性の確保

人権教育・啓発は、国民の一人一人の心の在り方に密接にかかわる問題でもあることから、その自主性を尊重し、押し付けにならないように十分留意する必要がある。そもそも、人権は、基本的に人間は自由であるということから出発するものであって、人権教育・啓発にかかわる活動を行う場合にも、それが国民に対する強制となっては本末転倒であり、真の意味における国民の理解を得ることはできない。国民の間に人権問題や人権教育・啓発の在り方について多種多様な意見があることを踏まえ、異なる意見に対する寛容の精神に立って、自由な意見交換ができる環境づくりに努めることが求められる。

また、人権教育・啓発がその効果を十分に発揮するためには、その内容はもとより、実施の方法等においても、国民から、幅広く理解と共感を得られるものであることが必要である。「人権」を理由に掲げて自らの不当な意見や行為を正当化したり、異論を封じたりする「人権万能主義」とでも言うべき一部の風潮、人権問題を口実とした不当な利益等の要求行為、人権上問題のあるような行為をしたとされる者に対する行き過ぎた追及行為などは、いずれも好ましいものとは言えない。

このような点を踏まえると、人権教育・啓発を担当する行政は、特定の団体等から不当な影響を受けることなく、主体性や中立性を確保することが厳に求められる。

人権教育・啓発にかかわる活動の実施に当たっては、政治運動や社会運動との関係を明確に区別し、それらの運動そのものも教育・啓発であるということがないよう、十分に留意しなければならない。

## 第4章 人権教育・啓発の推進方策

人権教育・啓発に関しては、国連10年国内行動計画や人権擁護推進審議会の人権教育・啓発に関する答申を踏まえて、関係各府省庁において様々な取組が実施されているところである。それらの取組は、国内外の諸情勢の動向等も踏まえながら、今後とも、積極的かつ着実に推進されるべきものであることは言うまでもない。

そこで、ここでは、第3章に記述した人権教育・啓発の基本的な在り方を踏まえつつ、国連10年国内行動計画に基づく取組の強化及び人権擁護推進審議会の答申で提言された人権教育・啓発の総合的かつ効果的な推進のための諸方策の実施が重要であるとの認識に立って、人権一般の普遍的な視点からの取組、各人権課題に対する取組及び人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者に対する研修等の問題に関して推進すべき施策の方向性を提示するとともに、人権教育・啓発の効果的な推進を図るための体制等について述べることにする。

## 1 人権一般の普遍的な視点からの取組

### (1) 人権教育

人権教育は、生涯学習の視点に立って、幼児期からの発達段階を踏まえ、地域の実情等に応じて、学校教育と社会教育とが相互に連携を図りつつ、これを実施する必要がある。

#### ア 学校教育

学校教育においては、それぞれの学校種の教育目的や目標の実現を目指した教育活動が展開される中で、幼児児童生徒、学生が、社会生活を営む上で必要な知識・技能、態度などを確実に身に付けることを通じて、人権尊重の精神の涵養が図られるようにしていく必要がある。

初等中等教育については、新しい学習指導要領等に基づき、自ら学び、自ら考える力や豊かな人間性等の「生きる力」をはぐくんでいく。さらに、高等教育については、こうした「生きる力」を基盤として、知的、道徳的及び応用的能力を展開させていく。

こうした基本的な認識に立って、以下のような施策を推進していく。

第1に、学校における指導方法の改善を図るため、効果的な教育実践や学習教材などについて情報収集や調査研究を行い、その成果を学校等に提供していく。また、心に響く道徳教育を推進するため、地域の人材の配置、指導資料の作成などの支援策を講じていく。

第2に、社会教育との連携を図りつつ、社会性や豊かな人間性をはぐくむため多様な体験活動の機会の充実を図っていく。学校教育法の改正の趣旨等を踏まえ、ボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動を始め、勤労生産活動、職業体験活動、芸術文化体験活動、高齢者や障害者等との交流などを積極的に推進するため、モデルとなる地域や学校を設け、その先駆的な取組を全国のすべての学校に普及・展開していく。

第3に、子どもたちに人権尊重の精神を涵養していくためにも、各学校が、人権に配慮した教育指導や学校運営に努める。特に、校内暴力やいじめなどが憂慮すべき状況にある中、規範意識を培い、こうした行為が許されないという指導を徹底するなど子どもたちが安心して楽しく学ぶことのできる環境を確保する。

第4に、高等教育については、大学等の主体的判断により、法学教育など様々な分野において、人権教育に関する取組に一層配慮がなされるよう促していく。

第5に、養成・採用・研修を通じて学校教育の担い手である教職員の資質向上を図り、人権尊重の理念について十分な認識を持ち、子どもへの愛情や教育への使命感、教科等の実践的な指導力を持った人材を確保していく。その際、教職員自身が様々な体験を通じて視野を広げるような機会の充実を図っていく。また、教職員自身が学校の間等において子どもの人権を侵害するような行為を行うことは断じて

あつてはならず、そのような行為が行われることのないよう厳しい指導・対応を行っていく。さらに、個に応じたきめ細かな指導が一層可能となるよう、教職員配置の改善を進めていく。

## イ 社会教育

社会教育においては、すべての人々の人権が真に尊重される社会の実現を目指し、人権を現代的課題の一つとして取り上げた生涯学習審議会の答申や、家庭教育支援のための機能の充実や、多様な体験活動の促進等について提言した様々な審議会の答申等を踏まえ、生涯学習の振興のための各種施策を通じて、人権に関する学習の一層の充実を図っていく必要がある。その際、人権に関する学習においては、単に人権問題を知識として学ぶだけではなく、日常生活において態度や行動に現れるような人権感覚の涵養が求められる。

第1に、幼児期から豊かな情操や思いやり、生命を大切にする心、善悪の判断など人間形成の基礎をはぐくむ上で重要な役割を果たし、すべての教育の出発点である家庭教育の充実を図る。特に、親自身が偏見を持たず差別をしないことなどを日常生活を通じて自らの姿をもって子どもに示していくことが重要であることから、親子共に人権感覚が身に付くような家庭教育に関する親の学習機会の充実や情報の提供を図るとともに、父親の家庭教育参加の促進、子育てに不安や悩みを抱える親等への相談体制の整備等を図る。

第2に、公民館等の社会教育施設を中心として、地域の実情に応じた人権に関する多様な学習機会の充実を図っていく。そのため、広く人々の人権問題についての理解の促進を図るため、人権に関する学習機会の提供や交流事業の実施、教材の作成等の取組を促進する。また、学校教育との連携を図りつつ、青少年の社会性や思いやりの心など豊かな人間性をはぐくむため、ボランティア活動など社会奉仕体験活動・自然体験活動を始めとする多様な体験活動や高齢者、障害者等との交流の機会の充実を図る。さらに、初等中等教育を修了した青年や成人のボランティア活動など社会奉仕活動を充実するための環境の整備を図っていく。

第3に、学習意欲を高めるような参加体験型の学習プログラムの開発を図るとともに、広く関係機関にその成果を普及し、特に、日常生活の中で人権上問題のあるような出来事に接した際に、直感的にその出来事がおかしいと思う感性や、日常生活の中で人権尊重を基本においた行動が無意識のうちにその態度や行動に現れるような人権感覚を育成する学習プログラムを、市町村における実践的な人権に関する学習活動の成果を踏まえながら開発し提供していくことが重要である。そのために、身近な課題を取り上げたり、様々な人とのふれあい体験を通して自然に人権感覚が身に付くような活動を仕組んだり、学習意欲を高める手法を創意工夫するなど指導方法に関する研究開発を行い、その成果を全国に普及していく。

第4に、地域社会において人権教育を先頭に立って推進していく指導者の養成及

び、その資質の向上を図り、社会教育における指導体制の充実を図っていく。そのために指導者研修会の内容、方法について、体験的・実践的手法を取り入れるなどの創意工夫を図る。

## (2) 人権啓発

人権啓発は、その内容はもとより実施の方法においても、国民から幅広く理解と共感が得られるものであることが肝要であり、人権一般にかかわる取組に関して検討する場合にも、その視点からの配慮が欠かせない。

### ア 内容

啓発の内容に関して言えば、国民の理解と共感を得るという視点から、人権をめぐる今日の社会情勢を踏まえた啓発が重要であり、そのような啓発として、特に以下のものを挙げることができる。

#### i 人権に関する基本的な知識の習得

総理府（現内閣府）の世論調査（平成9年実施）の結果によれば、基本的人権が侵すことのできない永久の権利として憲法で保障されていることについての周知度が低下傾向にあるが、この点にも象徴されるように、国民の人権に関する基本的な知識の習得が十分でないことが窺われる。そこで、憲法を始めとした人権にかかわる国内法令や国際条約の周知など、人権に関する基本的な知識の習得を目的とした啓発を推進する必要がある。

#### ii 生命の尊さ

近年、小学生などの弱者を被害者とする残忍な事件が頻発し、社会的耳目を集めているが、これらに限らず、いじめや児童虐待、ストーカー行為、電車等の交通機関内におけるトラブルや近隣関係をめぐるトラブルに起因する事件等々、日常生活のあらゆる場面において、ささいなことから簡単に人が殺傷される事件が後を絶たない。その背景として、人の生命を尊重する意識が薄れてきていることが指摘されており、改めて生命の尊さ・大切さや、自己がかけがえのない存在であると同時に他人もかけがえのない存在であること、他人との共生・共感の大切さを真に実感できるような啓発を推進する必要がある。

#### iii 個性の尊重

世間体や他人の思惑を過度に気にする一般的な風潮や我が国社会における根強い横並び意識の存在等が、安易な事なかれ主義に流れたり、人々の目を真の問題点から背けさせる要因となっており、そのことにより、各種差別の解消が妨げられている側面がある。そこで、これらの風潮や意識の是正を図ることが重要であるが、そのためには、互いの人権を尊重し合うということの意味が、各人の異なる個性を前提とする価値基準であることを国民に訴えかける啓発を推進する必要がある。

### イ 方法

啓発の方法に関し、国民の理解と共感を得るという視点から留意すべき主な点と

しては、以下のものを挙げるができる。

#### i 対象者の発達段階に応じた啓発

一般的に言えば、対象者の理解度に合わせて適切な人権啓発を行うことが肝要であり、そのためには、対象者の発達段階に応じて、その対象者の家庭、学校、地域社会、職域などにおける日常生活の経験などを人権尊重の観点から具体的に引き上げ、自分の課題として考えてもらうなど、手法に創意工夫を凝らしていく必要がある。また、対象者の発達段階に応じた手法の選択ということも重要であり、例えば、幼児児童に対する人権啓発としては、「他人の痛みが分かる」、「他人の気持ちを理解し、行動できる」など、他人を思いやる心をはぐくみ、子どもの情操をより豊かにすることを目的として、子どもが人権に関する作文を書くことを通して自らの課題として理解を深めたり、自ら人権に関する標語を考えたりするなどの啓発手法が効果的である。そして、ある程度理解力が備わった青少年期には、ボランティア活動など社会奉仕体験活動等を通じて、高齢者や障害のある人などと直接触れ合い、そうした交流の中で人権感覚を培っていくことが期待される。

#### ii 具体的な事例を活用した啓発

人権啓発の効果を高めるためには、具体的な事例を引き上げ、その問題を前提として自由に議論することも、啓発を受ける人の心に迫りやすいという点では効果がある。例えば、人権上大きな社会問題となった事例に関して、人権擁護に当たる機関が、タイミング良く、人権尊重の視点から具体的な呼びかけを行うことなどは、広く国民が人権尊重についての正しい知識・感性を錬磨する上で、大きな効果を期待できる。特に、その具体的な事例が自分の居住する地域と関連が深いものである場合には、地域住民が人権尊重の理念について、より身近に感じ、その理解を深めることにつながるため、その意味でも、具体的な事例を挙げて、地域に密着した啓発を行うことは効果的である。

なお、過去の具体的な事例を引き上げるに当たっては、そこで得られた教訓を踏まえて、将来、類似の問題が発生した場合にどう対応すべきかとの観点から啓発を行うことも有意義である。その場合、人権を侵害された被害者は心に深い傷を負っているということにも十分配慮し、被害者の立場に立った啓発を心掛ける必要がある。

#### iii 参加型・体験型の啓発

各種の人権啓発冊子等の作成・配布や講演会・研修会の実施、人権啓発映画・啓発ビデオの放映等、啓発主体が国民に向けて行う啓発は、人権に関する知識や情報を伝えるという観点からは一定の効果があるが、国民の一人一人が人権感覚や感性を体得するという観点からすると、このような受身型の啓発には限界がある。そこで、啓発を受ける国民が主体的・能動的に参加できるような啓発手法（例えば、各種のワークショップや車椅子体験研修等）にも着目し、これらの採用を積極的に検討・推進すべきである。

## 2 各人権課題に対する取組

人権教育・啓発に当たっては、普遍的な視点からの取組のほか、各人権課題に対する取組を推進し、それらに関する知識や理解を深め、さらには課題の解決に向けた実践的な態度を培っていくことが望まれる。その際、地域の実情、対象者の発達段階等や実施主体の特性などを踏まえつつ、適切な取組を進めていくことが必要である。

### (1) 女性

日本国憲法は、法の下での平等について規定し、政治的、経済的又は社会的関係における性差別を禁止する（第 14 条）とともに、家族関係における男女平等について明文の規定を置いている（第 24 条）。しかし、現実には、従来の固定的な性別役割分担意識が依然として根強く残っていることから、社会生活の様々な場面において女性が不利益を受けることが少なからずある。また、夫・パートナーからの暴力、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等、女性に対する暴力事案等が社会的に問題となるなど、真に男女共同参画社会が実現されているとは言い難い状況にある。

女性の地位向上は、我が国のみならず世界各国に共通した問題意識となっており、国際連合を中心とした国際的な動向をみると、1975年（昭和 50 年）を「国際婦人年」と定め、これに続く 1976 年から 1985 年までの 10 年間を「国連婦人の 10 年」として位置付け、この間に、女性の問題に関する認識を深めるための活動が各国に奨励されている。また、1979 年に女子差別撤廃条約が採択（1981 年発効、我が国の批准 1985 年）され、1993 年には女性に対する暴力の撤廃に関する宣言が採択されたほか、世界各地で女性会議等の国際会議が開催されるなど、女性の地位向上に向けた様々な取組が国際的な規模で行われている。

我が国においても、従来から、こうした国際的な動向にも配慮しながら、男女共同参画社会の形成の促進に向けた様々な取組が総理府（現内閣府）を中心に展開されてきた。特に、平成 11 年 6 月には、男女共同参画社会の形成の促進を総合的かつ計画的に推進することを目的とする「男女共同参画社会基本法」（平成 11 年法律第 78 号）が制定され、平成 12 年 12 月には、同法に基づいた初めての計画である「男女共同参画基本計画」が策定されている。また、平成 13 年 1 月の中央省庁等改革に際し、内閣府に男女共同参画会議及び男女共同参画局が設置され、男女共同参画社会の形成の促進に関する推進体制が充実・強化された。

なお、女性に対する暴力の関係では、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」（平成 12 年法律第 81 号）や「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（平成 13 年法律第 31 号）の制定等、立法的な措置がとられている。

こうした動向等を踏まえ、以下の取組を積極的に推進することとする。

- ① 政策・方針決定過程への女性の参画を拡大していくため、国が率先垂範して取組を進めるとともに、地方公共団体、企業、各種機関・団体等のあらゆる分野へ

広く女性の参画促進を呼びかけ、その取組を支援する。(全府省庁)

- ② 男女共同参画の視点に立って様々な社会制度・慣行の見直しを行うとともに、これらを支えてきた人々の意識の改革を図るため、国民的広がりを持った広報・啓発活動を積極的に展開する。また、女性の権利に関係の深い国内法令や、女子差別撤廃条約、女性2000年会議の「成果文書」等の国際文書の内容の周知に努める。(全府省庁)
- ③ 女性に対する偏見や差別意識を解消し、固定的な性別役割分担意識を払拭することを目指して、人権尊重思想の普及高揚を図るための啓発活動を充実・強化する。(法務省)
- ④ 性別に基づく固定的な役割分担意識を是正し、人権尊重を基盤とした男女平等観の形成を促進するため、家庭、学校、地域など社会のあらゆる分野において男女平等を推進する教育・学習の充実を図る。また、女性の生涯にわたる学習機会の充実、社会参画の促進のための施策を充実させる。(文部科学省)
- ⑤ 雇用における男女の均等な機会と待遇の確保等のため、啓発等を行うとともに、働くことを中心に女性の社会参画を積極的に支援するための事業を「女性と仕事の未来館」において実施する。(厚生労働省、文部科学省)
- ⑥ 農山漁村の女性が、男性とともに積極的に参画できる社会を実現するため、家庭及び地域社会において農山漁村の女性の地位向上・方針決定への参画促進のための啓発等を実施する。(農林水産省)
- ⑦ 国の行政機関の策定する広報・出版物等において性にとらわれない表現を促進するとともに、メディアにおける女性の人権の尊重を確保するため、メディアの自主的取組を促しつつ、メディアの特性や技術革新に対応した実効ある対策を進める。(内閣府ほか関係省庁)
- ⑧ 夫・パートナーからの暴力、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等女性に対するあらゆる暴力を根絶するための基盤整備を行うとともに、暴力の形態に応じた幅広い取組を総合的に推進する。(内閣府)
- ⑨ 夫・パートナーからの暴力、性犯罪、売買春、ストーカー行為等女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けて、厳正な取締りはもとより、被害女性の人権を守る観点から、事情聴取等を被害者の希望に応じた性別の警察官が行えるようにするなど、必要な体制を整備するとともに、事情聴取、相談等に携わる職員の教育訓練を充実する。(警察庁)
- ⑩ 夫・パートナーからの暴力、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等に関する事案が発生した場合には、人権侵犯事件としての調査・処理や人権相談の対応など当該事案に応じた適切な解決を図るとともに、関係者に対し女性の人権の重要性について正しい認識と理解を深めるための啓発活動を実施する。(法務省)



- ⑪ 女性の人権問題の解決を図るため、法務局・地方法務局の常設人権相談所において人権相談に積極的に取り組むとともに、平成12年に全国に設置した電話相談「女性の人権ホットライン」を始めとする人権相談体制を充実させる。なお、女性からの人権相談に対しては女性の人権擁護委員や職員が対応するなど相談しやすい体制づくりに努めるほか、必要に応じて関係機関と密接な連携協力を図るものとする。(法務省)
- ⑫ 我が国が主導的な役割を果たした結果国連婦人開発基金（UNIFEM）内に設置された「女性に対する暴力撤廃のための信託基金」等、女性の人権擁護にかかわる国際的取組に対して協力する。(外務省)

## (2) 子ども

子どもの人権の尊重とその心身にわたる福祉の保障及び増進などに関しては、既に日本国憲法を始め、児童福祉法や児童憲章、教育基本法などにおいてその基本原理ないし理念が示され、また、国際的にも児童の権利に関する条約等において権利保障の基準が明らかにされ、「児童の最善の利益」の考慮など各種の権利が宣言されている。

しかし、子どもたちを取り巻く環境は、我が国においても懸念すべき状況にある。例えば、少年非行は、現在、戦後第4の多発期にあり、質的にも凶悪化や粗暴化の傾向が指摘されている。一方で、実親等による子に対する虐待が深刻な様相を呈しているほか、犯罪による被害を受ける少年の数が増加している。児童買春・児童ポルノ、薬物乱用など子どもの健康や福祉を害する犯罪も多発している。さらに、学校をめぐるのは、校内暴力やいじめ、不登校等の問題が依然として憂慮すべき状況にある。

このような状況を踏まえ、「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」(平成 11 年法律第 52 号)、「児童虐待の防止等に関する法律」(平成 12 年法律第 82 号)の制定など個別立法による対応も進められている。さらに、家庭や地域社会における子育てや学校における教育の在り方を見直していくと同時に、大人社会における利己的な風潮や、金銭を始めとする物質的な価値を優先する考え方などを問い直していくことが必要である。大人たちが、未来を担う子どもたち一人一人の人格を尊重し、健全に育てていくことの大切さを改めて認識し、自らの責任を果たしていくことが求められている。

こうした認識に立って、子どもの人権に関係の深い様々な国内の法令や国際条約の趣旨に沿って、政府のみならず、地方公共団体、地域社会、学校、家庭、民間企業・団体や情報メディア等、社会全体が一体となって相互に連携を図りながら、子どもの人権の尊重及び保護に向け、以下の取組を積極的に推進することとする。

- ① 子どもを単に保護・指導の対象としてのみとらえるのではなく、基本的人権の享有主体として最大限に尊重されるような社会の実現を目指して、人権尊重思想

の普及高揚を図るための啓発活動を充実・強化する。(法務省)

- ② 学校教育及び社会教育を通じて、憲法及び教育基本法に則り、人権尊重の意識を高める教育の一層の推進に努める。学校教育については、人権教育の充実に向けた指導方法の研究を推進するとともに、幼児児童生徒の人権に十分に配慮し、一人ひとりを大切にされた教育指導や学校運営が行われるように努める。その際、自他の権利を大切にすることとともに、社会の中で果たすべき義務や自己責任についての指導に努めていく。社会教育においては、子どもの人権の重要性について正しい認識と理解を深めるため、公民館等における各種学級・講座等による学習機会の充実を努める。(文部科学省)
- ③ 学校教育法及び社会教育法の改正(平成13年7月)の趣旨等を踏まえ、子どもの社会性や豊かな人間性をはぐくむ観点から、全小・中・高等学校等において、ボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動等の体験活動を積極的に推進する。(文部科学省)
- ④ 校内暴力やいじめ、不登校などの問題の解決に向け、スクールカウンセラーの配置など教育相談体制の充実を始めとする取組を推進する。また、問題行動を起こす児童生徒については、暴力やいじめは許されないという指導を徹底し、必要に応じて出席停止制度の適切な運用を図るとともに、学校・教育委員会・関係機関からなるサポートチームを組織して個々の児童生徒の援助に当たるなど、地域ぐるみの支援体制を整備していく。(文部科学省)
- ⑤ 親に対する家庭教育についての学習機会や情報の提供、子育てに関する相談体制の整備など家庭教育を支援する取組の充実を努める。(文部科学省)
- ⑥ 児童虐待など、児童の健全育成上重大な問題について、児童相談所、学校、警察等の関係機関が連携を強化し、総合的な取組を推進するとともに、啓発活動を推進する。(厚生労働省、文部科学省、警察庁)
- ⑦ 児童買春・児童ポルノ、児童売買といった児童の商業的性的搾取の問題が国際社会の共通の課題となっていることから、児童の権利に関する条約の広報等を通じ、積極的にこの問題に対する理解の促進に取り組む。(外務省)
- ⑧ 犯罪等の被害に遭った少年に対し、カウンセリング等による支援を行うとともに、少年の福祉を害する犯罪の取締りを推進し、被害少年の救出・保護を図る。(警察庁)
- ⑨ 保育所保育指針における「人権を大切にすることを育てる」ため、この指針を参考として児童の心身の発達、家庭や地域の実情に応じた適切な保育を実施する。また、保育士や子どもにかかわる指導員等に対する人権教育・啓発の推進を図る。(厚生労働省)
- ⑩ 児童虐待や体罰等の事案が発生した場合には、人権侵犯事件としての調査・処理や人権相談の対応など当該事案に応じた適切な解決を図るとともに、関係者に

対し子どもの人権の重要性について正しい認識と理解を深めるための啓発活動を実施する。(法務省)

- ⑪ 教職員について、養成・採用・研修を通じ、人権尊重意識を高めるなど資質向上を図るとともに、個に応じたきめ細かな指導が一層可能となるよう、教職員配置の改善を進めていく。教職員による子どもの人権を侵害する行為が行われることのないよう厳しい指導・対応を行う。(文部科学省)
- ⑫ 子どもの人権問題の解決を図るため、「子どもの人権専門委員」制度を充実・強化するほか、法務局・地方法務局の常設人権相談所において人権相談に積極的に取り組むとともに、「子どもの人権110番」による電話相談を始めとする人権相談体制を充実させる。なお、相談に当たっては、関係機関と密接な連携協力を図るものとする。(法務省)

### (3) 高齢者

人口の高齢化は、世界的な規模で急速に進んでいる。我が国においては、2015年には4人に1人が65歳以上という本格的な高齢社会が到来すると予測されているが、これは世界に類を見ない急速な高齢化の体験であることから、我が国の社会・経済の構造や国民の意識はこれに追いついておらず、早急な対応が喫緊の課題となっている。

高齢化対策に関する国際的な動きをみると、1982年にウィーンで開催された国連主催による初めての世界会議において「高齢化に関する国際行動計画」が、また、1991年の第46回国連総会において「高齢者のための国連原則」がそれぞれ採択され、翌年1992年の第47回国連総会においては、これらの国際行動計画や国連原則をより一層広めることを促すとともに、各国において高齢化社会の到来に備えた各種の取組が行われることを期待して、1999年(平成11年)を「国際高齢者年」とする決議が採択された。

我が国においては、昭和61年6月に閣議決定された「長寿社会対策大綱」に基づき、長寿社会に向けた総合的な対策の推進を図ってきたが、平成7年12月に高齢社会対策基本法が施行されたことから、以後、同法に基づく高齢社会対策大綱(平成8年7月閣議決定)を基本として、国際的な動向も踏まえながら、各種の対策が講じられてきた。平成13年12月には、引き続きより一層の対策を推進するため、新しい高齢社会対策大綱が閣議決定されたところである。

高齢者の人権にかかわる問題としては、高齢者に対する身体的・精神的な虐待やその有する財産権の侵害のほか、社会参加の困難性などが指摘されているが、こうした動向等を踏まえ、高齢者が安心して自立した生活を送れるよう支援するとともに、高齢者が社会を構成する重要な一員として各種の活動に積極的に参加できるよう、以下の取組を積極的に推進することとする。

- ① 高齢者の人権についての国民の認識と理解を深めるとともに、高齢者も社会の

重要な一員として生き生きと暮らせる社会の実現を目指して、人権尊重思想の普及高揚を図るための啓発活動を充実・強化する。(法務省)

- ② 「敬老の日」「老人の日」「老人週間」の行事を通じ、広く国民が高齢者の福祉について関心と理解を深める。(厚生労働省)
- ③ 学校教育においては、高齢化の進展を踏まえ、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間といった学校教育活動全体を通じて、高齢者に対する尊敬や感謝の心を育てるとともに、高齢社会に関する基礎的理解や介護・福祉の問題などの課題に関する理解を深めさせる教育を推進する。(文部科学省)
- ④ 高齢者の学習機会の体系的整備並びに高齢者の持つ優れた知識・経験等を生かして社会参加してもらうための条件整備を促進する。(厚生労働省、文部科学省)
- ⑤ 高齢者と他の世代との相互理解や連帯感を深めるため、世代間交流の機会を充実させる。(内閣府、厚生労働省、文部科学省)
- ⑥ 高齢者が社会で活躍できるよう、ボランティア活動など高齢者の社会参加を促進する。(内閣府、厚生労働省、文部科学省)
- ⑦ 高齢者が長年にわたり培ってきた知識、経験等を活用して働き続けることができる社会を実現するため、定年の引き上げ等による65歳までの安定した雇用の確保、再就職の援助、多様な就業機会の確保のための啓発活動に取り組む。(厚生労働省)
- ⑧ 高齢化が急速に進行している農山漁村において、高齢者が農業生産活動、地域社会活動等において生涯現役を目指し、安心して住み続けられるよう支援する。(農林水産省)
- ⑨ 高齢者に関しては、介護者等による肉体的虐待、心理的虐待、経済的虐待(財産侵害)等の問題があるが、そのような事案が発生した場合には、人権侵犯事件としての調査・処理や人権相談の対応など当該事案に応じた適切な解決を図るとともに、関係者に対し高齢者の人権の重要性について正しい認識と理解を深めるための啓発活動を実施する。(法務省)
- ⑩ 高齢者の人権問題の解決を図るため、法務局・地方法務局の常設人権相談所において人権相談に積極的に取り組むとともに、高齢者が利用しやすい人権相談体制を充実させる。なお、相談に当たっては、関係機関と密接な連携協力を図るものとする。(法務省)

#### (4) 障害者

障害者基本法第3条第2項は、「すべて障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられるものとする」と規定しているが、現実には、障害のある人々は様々な物理的又は社会的障壁のために不利益を被ることが多く、その自立と社会参加が阻まれている状況にある。また、障害者への偏見や差別意識が生じる背景には、障害の発生原因や症状についての理

解不足がかかわっている場合もある。

障害者問題に関する国際的な動向をみると、国際連合では、1971年に「知的障害者の権利宣言」、1975年に「障害者の権利宣言」がそれぞれ採択され、障害者の基本的人権と障害者問題について、ノーマライゼーションの理念に基づく指針が示されたのを始めとして、1976年の第31回総会においては、1981年（昭和56年）を「国際障害者年」とする決議が採択されるとともに、その際併せて採択された「国際障害者年行動計画」が1979年に承認されている。また、1983年から1992年までの10年間を「国連・障害者の10年」とする宣言が採択され、各国に対し障害者福祉の増進が奨励されたが、「国連・障害者の10年」の終了後は、国連アジア太平洋経済社会委員会（E S C A P）において、1993年から2002年までの10年間を「アジア太平洋障害者の10年」とする決議が採択され、更に継続して障害者問題に取り組むこととされている。

我が国においても、このような国際的な動向と合わせ、各種の取組を展開している。まず、昭和57年3月に「障害者対策に関する長期計画」が策定されるとともに、同年4月には内閣総理大臣を本部長とする障害者対策推進本部（平成8年1月、障害者施策推進本部に改称）が設置され、障害者の雇用促進や社会的な施設、設備等の充実が図られることとなったが、平成5年3月には同長期計画を改めた「障害者対策に関する新長期計画」が策定され、また、平成7年12月には新長期計画の最終年次に合わせて、平成8年度から平成14年度までの7カ年を計画期間とする「障害者プラン」を策定することで、長期的視点に立った障害者施策のより一層の推進が図られている。

こうした動向等を踏まえ、以下の取組を積極的に推進することとする。

- ① 障害者の自立と社会参加をより一層推進し、障害者の「完全参加と平等」の目標に向けて「ノーマライゼーション」の理念を実現するための啓発・広報活動を推進する（障害者の日及び週間を中心とする啓発・広報活動等）。（内閣府）
- ② 障害者に対する偏見や差別意識を解消し、ノーマライゼーションの理念を定着させることにより、障害者の自立と完全参加を可能とする社会の実現を目指して、人権尊重思想の普及高揚を図るための啓発活動を充実・強化する。（法務省）
- ③ 障害者の自立と社会参加を目指し、盲・聾・養護学校や特殊学級等における教育の充実を図るとともに、障害のある子どもに対する理解と認識を促進するため、小・中学校等や地域における交流教育の実施、小・中学校の教職員等のための指導資料の作成・配布、並びに学校教育関係者及び保護者等に対する啓発事業を推進する。さらに、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間といった学校教育活動全体を通じて、障害者に対する理解、社会的支援や介助・福祉の問題などの課題に関する理解を深めさせる教育を推進する。（文部科学省）
- ④ 障害者の職業的自立意欲の喚起及び障害者の雇用問題に関する国民の理解を促

進するため、障害者雇用促進月間を設定し、全国障害者雇用促進大会を開催するなど障害者雇用促進運動を展開する。また、障害者の職業能力の向上を図るとともに、社会の理解と認識を高めるため、身体障害者技能競技大会を開催する。(厚生労働省)

- ⑤ 精神障害者に対する差別、偏見の是正のため、ノーマライゼーションの理念の普及・啓発活動を推進し、精神障害者の人権擁護のため、精神保健指定医、精神保健福祉相談員等に対する研修を実施する。(厚生労働省)
- ⑥ 障害者に関しては、雇用差別、財産侵害、施設における劣悪な処遇や虐待等の問題があるが、そのような事案が発生した場合には、人権侵犯事件としての調査・処理や人権相談の対応など当該事案に応じた適切な解決を図るとともに、関係者に対し障害者の人権の重要性について正しい認識と理解を深めるための啓発活動を実施する。(法務省)
- ⑦ 障害者の人権問題の解決を図るため、法務局・地方法務局の常設人権相談所において人権相談に積極的に取り組むとともに、障害者が利用しやすい人権相談体制を充実させる。なお、相談に当たっては、関係機関と密接な連携協力を図るものとする。(法務省)
- ⑧ 国連総会で採択された「障害者に関する世界行動計画」の目的実現のためのプロジェクトを積極的に支援するため、「国連障害者基金」に対して協力する。(外務省)

## (5) 同和問題

同和問題は、我が国固有の重大な人権問題であり、その早期解消を図ることは国民的課題でもある。そのため、政府は、これまで各種の取組を展開してきており、特に戦後は、3本の特別立法に基づいて様々な施策を講じてきた。その結果、同和地区の劣悪な生活環境の改善を始めとする物的な基盤整備は着実に成果を上げ、ハード面における一般地区との格差は大きく改善されてきており、物的な環境の劣悪さが差別を再生産するというような状況も改善の方向に進み、差別意識の解消に向けた教育及び啓発も様々な創意工夫の下に推進されてきた。

これらの施策等によって、同和問題に関する国民の差別意識は、「着実に解消に向けて進んでいる」が、「地域により程度の差はあるものの依然として根深く存在している」(平成11年7月29日人権擁護推進審議会答申)ことから、現在でも結婚問題を中心とする差別事象が見られるほか、教育、就職、産業等の面での問題等がある。また、同和問題に対する国民の理解を妨げる「えせ同和行為」も依然として横行しているなど、深刻な状況にある。

地域改善対策特定事業については、平成14年3月の地対財特法の失効に伴いすべて終了し、今後の施策ニーズには、他の地域と同様に、地域の状況や事業の必要性に応じ所要の施策が講じられる。したがって、今後はその中で対応が図られるこ

となるが、同和問題の解消を図るための人権教育・啓発については、平成8年5月の地域改善対策協議会の意見具申の趣旨に留意し、これまでの同和問題に関する教育・啓発活動の中で積み上げられてきた成果等を踏まえ、同和問題を重要な人権問題の一つとしてとらえ、以下の取組を積極的に推進することとする。

- ① 同和問題に関する差別意識については、「同和問題の早期解決に向けた今後の方策について（平成8年7月26日閣議決定）」に基づき、人権教育・啓発の事業を推進することにより、その解消を図っていく。（文部科学省、法務省）
- ② 学校、家庭及び地域社会が一体となって進学意欲と学力の向上を促進し、学校教育及び社会教育を通じて同和問題の解決に向けた取組を推進していく。（文部科学省）
- ③ 同和問題に関する偏見や差別意識を解消し、同和問題の早期解決を目指して、人権尊重思想の普及高揚を図るための啓発活動を充実・強化する。（法務省）
- ④ 雇用主に対して就職の機会均等を確保するための公正な採用選考システムの確立を図られるよう指導・啓発を行う。（厚生労働省）
- ⑤ 小規模事業者の産業にかかわりの深い業種等に対して、人権尊重の理念を広く普及させ、その理解を深めるための啓発事業を実施する。（経済産業省）
- ⑥ 都道府県及び全国農林漁業団体が、農林漁業を振興する上で阻害要因となっている同和問題を始めとした広範な人権問題に関する研修会等の教育・啓発活動を、農漁協等関係農林漁業団体の職員を対象に行う。（農林水産省）
- ⑦ 社会福祉施設である隣保館においては、地域改善対策協議会意見具申（平成8年5月17日）に基づき、周辺地域を含めた地域社会全体の中で、福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして総合的な活動を行い、更なる啓発活動を推進する。また、地域における人権教育を推進するための中核的役割を期待されている社会教育施設である公民館等とも、積極的な連携を図る。（厚生労働省、文部科学省）
- ⑧ 同和問題解決の阻害要因となっている「えせ同和行為」の排除に向け、啓発等の取組を推進する。（法務省ほか関係省庁）
- ⑨ 同和問題に関しては、結婚や就職等における差別、差別落書き、インターネットを利用した差別情報の掲載等の問題があるが、そのような事案が発生した場合には、人権侵犯事件としての調査・処理や人権相談の対応など当該事案に応じた適切な解決を図るとともに、関係者に対し同和問題に対する正しい認識と理解を深めるための啓発活動を実施する。（法務省）
- ⑩ 同和問題に係る人権問題の解決を図るため、法務局・地方法務局の常設人権相談所において人権相談に積極的に取り組むとともに、同和問題に関し人権侵害を受けたとする者が利用しやすい人権相談体制を充実させる。なお、相談に当たっては、関係機関と密接な連携協力を図るものとする。（法務省）

## (6) アイヌの人々

アイヌの人々は、少なくとも中世末期以降の歴史の中では、当時の「和人」との関係において北海道に先住していた民族であり、現在においてもアイヌ語等を始めとする独自の文化や伝統を有している。しかし、アイヌの人々の民族としての誇りの源泉であるその文化や伝統は、江戸時代の松前藩による支配や、維新後の「北海道開拓」の過程における同化政策などにより、今日では十分な保存、伝承が図られているとは言い難い状況にある。また、アイヌの人々の経済状況や生活環境、教育水準等は、これまでの北海道ウタリ福祉対策の実施等により着実に向上してきているものの、アイヌの人々が居住する地域において、他の人々となお格差があることが認められるほか、結婚や就職等における偏見や差別の問題がある。

このような状況の下、平成7年3月、内閣官房長官の私的諮問機関として「ウタリ対策のあり方に関する有識者懇談会」が設置され、法制度の在り方を含め今後のウタリ対策の在り方について検討が進められることとなり、同懇談会から提出された報告書の趣旨を踏まえて、平成9年5月、「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」（平成9年法律第52号）が制定された。現在、同法に基づき、アイヌに関する総合的かつ実践的な研究、アイヌ語を含むアイヌ文化の振興及びアイヌの伝統等に関する知識の普及啓発を図るための施策が推進されている。

こうした動向等を踏まえ、国民一般がアイヌの人々の民族としての歴史、文化、伝統及び現状に関する認識と理解を深め、アイヌの人々の人権を尊重するとの観点から、以下の取組を積極的に推進することとする。

- ① アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統及びアイヌ文化に関する国民に対する知識の普及及び啓発を図るための施策を推進する。（文部科学省、国土交通省）
- ② アイヌの人々に対する偏見や差別意識を解消し、その固有の文化や伝統に対する正しい認識と理解を深め、アイヌの人々の尊厳を尊重する社会の実現を目指して、人権尊重思想の普及高揚を図るための啓発活動を充実・強化する。（法務省）
- ③ 学校教育では、アイヌの人々について、社会科等において取り上げられており、今後とも引き続き基本的人権の尊重の観点に立った教育を推進するため、教職員の研修を推進する。（文部科学省）
- ④ 各高等教育機関等におけるアイヌ語やアイヌ文化に関する教育研究の推進に配慮する。（文部科学省）
- ⑤ 生活館において、アイヌの人々の生活の改善向上・啓発等の活動を推進する。（厚生労働省）
- ⑥ アイヌの人々に関しては、結婚や就職等における差別等の問題があるが、そのような事案が発生した場合には、人権侵犯事件としての調査・処理や人権相談の対応など当該事案に応じた適切な解決を図るとともに、関係者に対しアイヌの



人々の人権の重要性及びアイヌの文化・伝統に対する正しい認識と理解を深めるための啓発活動を実施する。(法務省)

- ⑦ アイヌの人々の人権問題の解決を図るため、法務局・地方法務局の常設人権相談所において人権相談に積極的に取り組むとともに、アイヌの人々が利用しやすい人権相談体制を充実させる。なお、相談に当たっては、関係機関と密接な連携協力を図るものとする。(法務省)

## (7) 外国人

近年の国際化時代を反映して、我が国に在留する外国人は年々急増している。日本国憲法は、権利の性質上、日本国民のみを対象としていると解されるものを除き、我が国に在留する外国人についても、等しく基本的人権の享有を保障しているところであり、政府は、外国人の平等の権利と機会の保障、他国の文化・価値観の尊重、外国人との共生に向けた相互理解の増進等に取り組んでいる。

しかし、現実には、我が国の歴史的経緯に由来する在日韓国・朝鮮人等をめぐる問題のほか、外国人に対する就労差別や入居・入店拒否など様々な人権問題が発生している。その背景には、我が国の島国という地理的条件や江戸幕府による長年にわたる鎖国の歴史等に加え、他国の言語、宗教、習慣等への理解不足からくる外国人に対する偏見や差別意識の存在などが挙げられる。これらの偏見や差別意識は、国際化の著しい進展や人権尊重の精神の国民への定着、様々な人権教育・啓発の実施主体の努力により、外国人に対する理解が進み、着実に改善の方向に向かっていると考えられるが、未だに一部に問題が存在している。

以上のような認識に立ち、外国人に対する偏見や差別意識を解消し、外国人の持つ文化や多様性を受け入れ、国際的視野に立って一人一人の人権が尊重されるために、以下の取組を積極的に推進することとする。

- ① 外国人に対する偏見や差別意識を解消し、外国人の持つ文化、宗教、生活習慣等における多様性に対して寛容な態度を持ち、これを尊重するなど、国際化時代にふさわしい人権意識を育てることを目指して、人権尊重思想の普及高揚を図るための啓発活動を充実・強化する。(法務省)
- ② 学校においては、国際化の著しい進展を踏まえ、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間といった学校教育活動全体を通じて、広い視野を持ち、異文化を尊重する態度や異なる習慣・文化を持った人々と共に生きていく態度を育成するための教育の充実を図る。また、外国人児童生徒に対して、日本語の指導を始め、適切な支援を行っていく。(文部科学省)
- ③ 外国人に関しては、就労における差別や入居・入店拒否、在日韓国・朝鮮人児童・生徒への暴力や嫌がらせ等の問題があるが、そのような事案が発生した場合には、人権侵犯事件としての調査・処理や人権相談の対応など当該事案に応じた適切な解決を図るとともに、関係者に対し外国人の人権の重要性について正しい

認識と理解を深めるための啓発活動を実施する。(法務省)

- ④ 外国人の人権問題の解決を図るため、法務局・地方法務局の常設人権相談所において人権相談に積極的に取り組むとともに、通訳を配置した外国人のための人権相談所を開設するなど、人権相談体制を充実させる。なお、相談に当たっては、関係機関と密接な連携協力を図るものとする。(法務省)

## (8) HIV感染者・ハンセン病患者等

医学的に見て不正確な知識や思いこみによる過度の危機意識の結果、感染症患者に対する偏見や差別意識が生まれ、患者、元患者や家族に対する様々な人権問題が生じている。感染症については、まず、治療及び予防といった医学的な対応が不可欠であることは言うまでもないが、それとともに、患者、元患者や家族に対する偏見や差別意識の解消など、人権に関する配慮も欠かせないところである。

### ア HIV感染者等

HIV感染症は、進行性の免疫機能障害を特徴とする疾患であり、HIVによって引き起こされる免疫不全症候群のことを特にエイズ(AIDS)と呼んでいる。エイズは、1981年(昭和56年)にアメリカ合衆国で最初の症例が報告されて以来、その広がり世界的に深刻な状況にあるが、我が国においても昭和60年3月に最初の患者が発見され、国民の身近な問題として急速にクローズアップされてきた。

エイズ患者やHIV感染者に対しては、正しい知識や理解の不足から、これまで多くの偏見や差別意識を生んできたが、そのことが原因となって、医療現場における診療拒否や無断検診のほか、就職拒否や職場解雇、アパートへの入居拒否・立ち退き要求、公衆浴場への入場拒否など、社会生活の様々な場面で人権問題となって現れている。しかし、HIV感染症は、その感染経路が特定している上、感染力もそれほど強いものでないことから、正しい知識に基づいて通常の日常生活を送る限り、いたずらに感染を恐れる必要はなく、また、近時の医学的知識の蓄積と新しい治療薬の開発等によってエイズの発症を遅らせたり、症状を緩和させたりすることが可能になってきている。

政府としては、基本的人権尊重の観点から、すべての人の生命の尊さや生存することの大切さを広く国民に伝えるとともに、エイズ患者やHIV感染者との共存・共生に関する理解を深める観点から、以下の取組を積極的に推進することとする。

- ① HIV感染症等に関する啓発資料の作成・配布、各種の広報活動、世界エイズデーの開催等を通じて、HIV感染症等についての正しい知識の普及を図ることにより、エイズ患者やHIV感染者に対する偏見や差別意識を解消し、HIV感染症及びその感染者等への理解を深めるための啓発活動を推進する。(法務省、厚生労働省)
- ② 学校教育においては、エイズ教育の推進を通じて、発達段階に応じて正しい知識を身に付けることにより、エイズ患者やHIV感染者に対する偏見や差別をな

くすとともに、そのための教材作成や教職員の研修を推進する。(文部科学省)

- ③ 職場におけるエイズ患者やH I V感染者に対する誤解等から生じる差別の除去等のためのエイズに関する正しい知識を普及する。(厚生労働省)
- ④ エイズ患者やH I V感染者に関しては、日常生活、職場、医療現場等における差別、プライバシー侵害等の問題があるが、そのような事案が発生した場合には、人権侵犯事件としての調査・処理や人権相談の対応など当該事案に応じた適切な解決を図るとともに、関係者に対しエイズ患者やH I V感染者の人権の重要性について正しい認識と理解を深めるための啓発活動を実施する。(法務省)
- ⑤ エイズ患者やH I V感染者の人権問題の解決を図るため、法務局・地方法務局の常設人権相談所において人権相談に積極的に取り組むとともに、相談内容に関する秘密維持を一層厳格にするなどエイズ患者やH I V感染者が利用しやすい人権相談体制を充実させる。なお、相談に当たっては、関係機関と密接な連携協力を図るものとする。(法務省)

#### イ ハンセン病患者・元患者等

ハンセン病は、らい菌による感染症であるが、らい菌に感染しただけでは発病する可能性は極めて低く、発病した場合であっても、現在では治療方法が確立している。また、遺伝病でないことも判明している。

したがって、ハンセン病患者を隔離する必要は全くないものであるが、従来、我が国においては、発病した患者の外見上の特徴から特殊な病気として扱われ、古くから施設入所を強制する隔離政策が採られてきた。この隔離政策は、昭和28年に改正された「らい予防法」においても引き続き維持され、さらに、昭和30年代に至ってハンセン病に対するそれまでの認識の誤りが明白となった後も、依然として改められることはなかった。平成8年に「らい予防法の廃止に関する法律」が施行され、ようやく強制隔離政策は終結することとなるが、療養所入所者の多くは、これまでの長期間にわたる隔離などにより、家族や親族などとの関係を絶たれ、また、入所者自身の高齢化等により、病気が完治した後も療養所に残らざるを得ないなど、社会復帰が困難な状況にある。

このような状況の下、平成13年5月11日、ハンセン病患者に対する国の損害賠償責任を認める下級審判決が下されたが、これが大きな契機となって、ハンセン病問題の重大性が改めて国民に明らかにされ、国によるハンセン病患者及び元患者に対する損失補償や、名誉回復及び福祉増進等の措置が図られつつある。

政府としては、ハンセン病患者・元患者等に対する偏見や差別意識の解消に向けて、より一層の強化を図っていく必要がある、以下の取組を積極的に推進することとする。

- ① ハンセン病に関する啓発資料の作成・配布、各種の広報活動、ハンセン病資料館の運営等を通じて、ハンセン病についての正しい知識の普及を図ることにより、

ハンセン病に対する偏見や差別意識を解消し、ハンセン病及びその感染者への理解を深めるための啓発活動を推進する。学校教育及び社会教育においても、啓発資料の適切な活用を図る。(法務省、厚生労働省、文部科学省)

- ② ハンセン病患者・元患者等に関しては、入居拒否、日常生活における差別や嫌がらせ、社会復帰の妨げとなる行為等の問題があるが、そのような事案が発生した場合には、人権侵犯事件としての調査・処理や人権相談の対応など当該事案に応じた適切な解決を図るとともに、関係者に対しハンセン病に関する正しい知識とハンセン病患者・元患者等の人権の重要性について理解を深めるための啓発活動を実施する。(法務省)
- ③ ハンセン病患者・元患者等の人権問題の解決を図るため、法務局・地方法務局の常設人権相談所において人権相談に積極的に取り組む。特に、ハンセン病療養所の入所者等に対する人権相談を積極的に行い、入所者の気持ちを理解し、少しでも心の傷が癒されるように努める。なお、相談に当たっては、関係機関と密接な連携協力を図るものとする。(法務省)

#### (9) 刑を終えて出所した人

刑を終えて出所した人に対しては、本人に真しな更生の意欲がある場合であっても、国民の意識の中に根強い偏見や差別意識があり、就職に際しての差別や住居等の確保の困難など、社会復帰を目指す人たちにとって現実には極めて厳しい状況にある。

刑を終えて出所した人が真に更生し、社会の一員として円滑な生活を営むことができるようにするためには、本人の強い更生意欲とともに、家族、職場、地域社会など周囲の人々の理解と協力が欠かせないことから、刑を終えて出所した人に対する偏見や差別意識を解消し、その社会復帰に資するための啓発活動を今後も積極的に推進する必要がある。

#### (10) 犯罪被害者等

近時、我が国では、犯罪被害者やその家族の人権問題に対する社会的関心が大きな高まりを見せており、犯罪被害者等に対する配慮と保護を図るための諸方策を講じることが課題となっている。

犯罪被害者等の権利の保護に関しては、平成12年に犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律の制定、刑事訴訟法や検察審査会法、少年法の改正等一連の法的措置によって、司法手続における改善が図られたほか、平成13年には犯罪被害者等給付金支給法が改正されたところであり、今後、こうした制度の適正な運用が求められる。

また、犯罪被害者等をめぐる問題としては、マスメディアによる行き過ぎた犯罪の報道によるプライバシー侵害や名誉毀損、過剰な取材による私生活の平穏の侵害等を挙げることができる。犯罪被害者は、その置かれた状況から自ら被害を訴えることが困難であり、また、裁判に訴えようとしても訴訟提起及びその追行に伴う負

担が重く、泣き寝入りせざるを得ない場合が少なくない。

こうした動向等を踏まえ、マスメディアの自主的な取組を喚起するなど、犯罪被害者等の人権擁護に資する啓発活動を推進する必要がある。

#### (11) インターネットによる人権侵害

インターネットには、電子メールのような特定人間の通信のほかに、ホームページのような不特定多数の利用者に向けた情報発信、電子掲示板を利用したネットニュースのような不特定多数の利用者間の反復的な情報の受発信等がある。いずれも発信者に匿名性があり、情報発信が技術的・心理的に容易にできるといった面があることから、例えば、他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現等の個人や集団にとって有害な情報の掲載、少年被疑者の実名・顔写真の掲載など、人権にかかわる問題が発生している。

憲法の保障する表現の自由には十分配慮すべきことは当然であるが、一般に許される限度を超えて他人の人権を侵害する悪質な事案に対しては、発信者が判明する場合は、同人に対する啓発を通じて侵害状況の排除に努め、また、発信者を特定できない場合は、プロバイダーに対して当該情報等の停止・削除を申し入れるなど、業界の自主規制を促すことにより個別的な対応を図っている。

こうした動向等を踏まえ、以下の取組を積極的に推進することとする。

- ① 一般のインターネット利用者やプロバイダー等に対して、個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解を深めることが肝要であり、そのため広く国民に対して啓発活動を推進する。(法務省)
- ② 学校においては、情報に関する教科において、インターネット上の誤った情報や偏った情報をめぐる問題を含め、情報化の進展が社会にもたらす影響について知り、情報の収集・発信における個人の責任や情報モラルについて理解させるための教育の充実を図る。(文部科学省)

#### (12) 北朝鮮当局による拉致問題等

1970年代から1980年代にかけて、多くの日本人が不自然な形で行方不明となったが、これらの事件の多くは、北朝鮮当局による拉致の疑いが濃厚であることが明らかになったため、政府は、平成3年(1991年)以来、機会あるごとに北朝鮮に対して拉致問題を提起した。北朝鮮側は、頑なに否定し続けていたが、平成14年(2002年)9月の日朝首脳会談において、初めて日本人の拉致を認め、謝罪した。同年10月、5名の拉致被害者が帰国したが、他の被害者について、北朝鮮当局は、いまだ問題の解決に向けた具体的行動をとっていない。

政府は、平成22年(2010年)までに17名を北朝鮮当局による拉致被害者として認定しているが、このほかにも拉致された可能性を排除できない事案があるとの認識の下、所要の捜査・調査を進めている。北朝鮮当局による拉致は、国民に対する人権侵害であり、我が国の主権及び国民の生命と安全に関わる重大な問題である。

政府としては、国の責任において、全ての拉致被害者の一刻も早い帰国に向けて全力を尽くしている。

また、国際連合においては、平成15年（2003年）以来毎年、我が国が提出している北朝鮮人権状況決議が採択され、北朝鮮に対し、拉致被害者の即時帰国を含めた拉致問題の早急な解決を強く要求している。

我が国では、平成17年（2005年）の国連総会決議を踏まえ、平成18年（2006年）6月に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」（平成18年法律第96号）が制定された。この法律は、国や地方公共団体の責務として、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題（以下「拉致問題等」という。）に関する国民世論の啓発を図るよう努めるものとし、また、12月10日から16日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」と定め、国及び地方公共団体が、国民の間に広く拉致問題等についての関心と認識を深めるという同週間の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるものとしている。拉致問題等の解決には、幅広い国民各層及び国際社会の理解と支持が不可欠であり、その関心と認識を深めることが求められている。

以上を踏まえ、以下の取組を積極的に推進することとする。

- ① 国民の間に広く拉致問題等についての関心と認識を深めるため、北朝鮮人権侵害問題啓発週間にふさわしい事業を実施する。(全府省庁)
- ② 拉致問題等についての正しい知識の普及を図り、国民の関心と認識を深めるため、啓発資料の作成・配布、各種の広報活動を実施する。(内閣官房、法務省)
- ③ 拉致問題等に対する国民各層の理解を深めるため、地方公共団体及び民間団体と協力しつつ、啓発行事を実施する。(内閣官房、総務省、法務省)
- ④ 学校教育においては、児童生徒の発達段階等に応じて、拉致問題等に対する理解を深めるための取組を推進する。(文部科学省)
- ⑤ 諸外国に対し広く拉致問題等についての関心と認識を深めるための取組を実施する。(内閣官房、外務省)

### (13) その他

以上の類型に該当しない人権問題、例えば、同性愛者への差別といった性的指向に係る問題や新たに生起する人権問題など、その他の課題についても、それぞれの問題状況に応じて、その解決に資する施策の検討を行う。

### 3 人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者に対する研修等

人権教育・啓発の推進に当たっては、人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者に対する研修等の取組が不可欠である。

国連10年国内行動計画においては、人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者として、検察職員、矯正施設・更生保護関係職員等、入国管理関係職員、教員・社会教育関係職員、医療関係者、福祉関係職員、海上保安官、労働行政関係職員、消防

職員、警察職員、自衛官、公務員、マスメディア関係者の13の業種に従事する者を掲げ、これらの者に対する研修等における人権教育・啓発の充実に努めるものとしている。これを受けて関係各府省庁では、それぞれ所要の取組が実施されているところであるが、このような関係各府省庁の取組は今後とも充実させる方向で積極的に推進する必要がある。その際、例えば、研修プログラムや研修教材の充実を図ることなどが望まれる。

また、議会関係者や裁判官等についても、立法府及び司法府において同様の取組があれば、行政府としての役割を踏まえつつも、情報の提供や講師の紹介等可能な限りの協力を努めるものとする。

#### 4 総合的かつ効果的な推進体制等

##### (1) 実施主体の強化及び周知度の向上

人権教育・啓発を効果的に推進するためには、人権教育・啓発の実施主体の体制を質・量の両面にわたって充実・強化していく必要がある。特に、各地域に密着した効果的な人権啓発を行うためには、現在、全国に約 14,000 名配置されている人権擁護委員の活用が有効かつ不可欠であるが、その際、適正な人材の確保・配置などにも配慮し、その基盤整備を図る必要がある。

また、法務省の人権擁護機関を始めとする実施主体に関する国民一般の認識は、世論調査の結果等によれば、十分とは言えない。一般に、実施主体の組織及び活動について啓発対象者が十分な認識を持っていればいるほど、啓発効果も大きなものを期待することができることから、各実施主体は、広報用のパンフレットを作成したり、ホームページを開設するなど、平素から積極的な広報活動に努めるべきである。

##### (2) 実施主体間の連携

###### ア 既存組織の強化

人権教育・啓発の推進に関しては、現在、様々な分野で連携を図るための工夫が凝らされているが、今後ともこれらを充実させていくことが望まれる。

特に、国における「人権教育・啓発に関する中央省庁連絡協議会」（平成 12 年 9 月 25 日、関係府省庁の事務次官等申合せにより設置）及び地方における「人権啓発活動ネットワーク協議会」（人権啓発活動ネットワーク事業の一環として、法務省が平成 10 年度からその構築を進めており、既に全都道府県に設置されているほか、市町村レベルについても、各法務局、地方法務局の直轄及び課制支局管内を中心に設置が進められている）は、人権教育・啓発一般にかかわる連携のための横断的な組織であって、人権教育・啓発の総合的かつ効果的な推進を図る上で大きな役割を担っており、その組織力や活動の充実強化等、更なる整備・発展を図っていくべきである。

###### イ 新たな連携の構築

人権教育・啓発をより一層総合的かつ効果的に推進していくためには、既存組織

の連携の強化のみならず、新たな連携の構築も視野に入れる必要がある。例えば、対象者の発達段階に応じた人権教育・啓発を円滑に実施するためには、幼稚園、小・中・高等学校などの学校教育機関及び公民館などの社会教育機関と、法務局・地方法務局、人権擁護委員などの人権擁護機関との間における連携の構築が重要である。

また、女性、子ども、高齢者等の各人権課題ごとに、関係する様々な機関において、その特質を踏まえた各種の取組が実施されているところであるが、これらをより総合的かつ効果的に推進するためには、これら関係機関の一層緊密な連携を図ることが重要であり、各人権課題・分野等に即して、より柔軟かつ幅広い連携の在り方が検討されるべきである。

さらに、人権擁護の分野においては、公益法人や民間のボランティア団体、企業等が多種多様な活動を行っており、今後とも人権教育・啓発の実施主体として重要な一翼を担っていくことが期待されるが、そのような観点からすれば、これら公益法人や民間団体、企業等との関係においても、連携の可能性やその範囲について検討していくべきである。なお、連携に当たっては、教育・啓発の中立性が保たれるべきであることは当然のことである。

### (3) 担当者の育成

国及び地方公共団体は、研修等を通じて、人権教育・啓発の担当者の育成を図ることが重要である。

また、日常生活の中で人権感覚を持って行動できる人材を育成するため、社会教育において推進している事業で得た成果や(財)人権教育啓発推進センターなどの専門機関の豊富な知識と経験等を活用し、人権教育・啓発の担当者の育成を図るための研修プログラムの策定についても検討すべきである。なお、国及び地方公共団体が研修を企画・実施する場合において、民間の専門機関を活用するに当たっては、教育・啓発の中立性に十分配慮する必要がある。

さらに、人権教育・啓発の担当者として、日頃から人権感覚を豊かにするため、自己研鑽に努めることが大切であり、主体的な取組を促していくことが重要である。

### (4) 文献・資料等の整備・充実

人権に関する文献や資料等は、効果的な人権教育・啓発を実施していく上で不可欠のものであるから、その整備・充実に努めることが肝要である。そして、人権教育・啓発の各実施主体等関係諸機関が保有する資料等については、その有効かつ効率的な活用を図るとの観点から、各機関相互における利用を促進するための情報ネットワーク化を検討するほか、多くの人々がこうした情報にアクセスしやすい環境の整備・充実に努めることが望まれる。

また、人権に関する国内外の情勢は時の経過とともに変遷するものであるから、時代の流れを反映した文書等、国内外の新たな文献や資料等の収集・整備を図るとともに、従来必ずしも調査研究が十分でなかった分野等に関するものについても、



積極的に収集に努める必要がある。

さらに、人権に関する各種蔵書やこれまでに地方公共団体が作成した各種の啓発冊子、ポスター、ビデオなどで構成されている(財)人権教育啓発推進センターの「人権ライブラリー」の充実を図り、人権教育・啓発に関する文献・資料の活用に関する環境の向上に資することが重要である。

## (5) 内容・手法に関する調査・研究

### ア 既存の調査・研究の活用

企業、民間団体等が実施した人権教育・啓発の内容・手法に関する調査・研究は、斬新な視点(例えば、ターゲットを絞って、集中的かつ綿密な分析を行うなど)からのアプローチが期待でき、その調査・研究の手法を含めた成果等を活用することにより、より効果的な啓発が期待できる。

また、地方公共団体は、これまで様々な人権問題の啓発に取り組んできており、その啓発手法等に関する調査・研究には多大の実績がある。これらの調査・研究の成果等は、地域の実情、特性を踏まえた地域住民の人権意識の高揚を図る観点から取り組まれたものとして、各地域の実情を反映した参考とすべき多くの視点が含まれている。

さらに、日本国内における人権に関する調査・研究の成果等とは別に、諸外国における調査・研究の成果等を活用することも、次のような意味にかんがみて、十分検討に値するものである。

- ① 人権擁護に関する制度的な差異に着目して啓発手法の比較検討がで、新たな手法創出の参考となる。
- ② 調査・研究の成果等から諸外国における国民、住民の人権意識の状況等を知ることができ、我が国の人権状況の把握に資する。

### イ 新たな調査・研究等

より効果的な啓発内容及び啓発手法に関する新たな調査・研究も必要であるが、そのための条件整備の一環として、啓発内容及び啓発手法に関する開発スタッフ等の育成が重要である。

また、民間における専門機関等には、啓発のノウハウについて豊富な知識と経験を有するスタッフにより、多角的な視点から効果的な啓発内容及び啓発手法を開発することを期待することができることから、これら民間の専門機関等への開発委託を行うほか、共同開発を推進することも望まれる。

### ウ その他

調査・研究及び開発された人権教育・啓発の内容・手法を実際に人権啓発フェスティバル等において実践し、その啓発効果等を検証する仕組みについても検討する必要がある。

## (6) 財人権教育啓発推進センターの充実

財人権教育啓発推進センターには、民間団体としての特質を生かした人権教育・啓発活動を総合的に行うナショナルセンターとしての役割が期待されている。

そこで、その役割を十分に果たすため、組織・機構の整備充実、人権課題に関する専門的知識を有するスタッフの育成・確保など同センターの機能の充実を図るとともに、人権ライブラリーの活用、人権啓発指導者養成研修のプログラムや人権教育・啓発に関する教材や資料の作成など、同センターにおいて実施している事業のより一層の充実が必要である。

なお、財人権教育・啓発推進センターの充実に当たっては、民間団体としての特質を十分生かした方策とするとともに、政府において検討が進められている公益法人に関する改革と統合的なものとなるよう十分配慮する必要がある。

## (7) マスメディアの活用等

### ア マスメディアの活用

人権教育・啓発の推進に当たって、教育・啓発の媒体としてマスメディアの果たす役割は極めて大きいことから、より多くの国民に効果的に人権尊重の理念の重要性を伝えるためには、マスメディアの積極的な活用が不可欠である。

マスメディアには、映像、音声、文字を始め多種多様な媒体があり、各々その特性があることから、媒体の選定に当たっては当該媒体の特性を十分考慮し、その効用を最大限に活用することが重要である。

### イ 民間のアイディアの活用

人権教育・啓発に関するノウハウについて、民間は豊富な知識と経験を有しており、多角的な視点から、より効果的な手法を駆使した教育・啓発の実施が期待できることから、その積極的活用が望まれる。また、民間の活用にあたっては、委託方式も視野に入れ、より効果を高めていく努力をするとともに、教育・啓発の中立性に十分配慮する必要がある。

### ウ 国民の積極的参加意識の醸成

人権教育・啓発を効果的に行うためには、広く国民に対して自然な形で人権問題について興味を持ってもらう手法が有意義である。そのような手法の一つとして、現在でも、例えば、人権標語、人権ポスター図案の作成等について一般国民からの募集方式を導入し、優秀作品に対して表彰を行うとともに、優秀作品の積極的な活用に取り組んでいるところであるが、今後とも、創意工夫を凝らしながら、積極的に推進する必要がある。

## (8) インターネット等IT関連技術の活用

近年、情報伝達の媒体としてのインターネットは長足の進歩を遂げ、更に急速な発展を続けている。そこで、高度情報化時代におけるインターネットの特性を活用して、広く国民に対して、多種多様の人権関係情報（例えば、条約、法律、答申、

条例、各種啓発資料（冊子、リーフレット、ポスター、ビデオ等）を提供するとともに、基本的人権の尊重の理念を普及高揚させるための人権啓発活動（例えば、世界人権宣言の内容紹介、各種人権問題の現況及びそれらに対する取組の実態の紹介、その他人権週間行事など各種イベントの紹介等）を推進する。

また、人権教育・啓発に関する情報に対して、多くの人々が容易に接し、活用することができるよう、人権教育・啓発の実施主体によるホームページの開設、掲載内容の充実、リンク集の開発、情報端末の効果的な利用なども望まれる。

## 第5章 計画の推進

### 1 推進体制

政府は、人権教育・啓発の総合的かつ計画的な推進を図るため、法務省及び文部科学省を中心とする関係各府省庁の緊密な連携の下に本基本計画を推進する。その具体的な推進に当たっては、「人権教育・啓発中央省庁連絡協議会」を始めとする各種の連携のための場を有効に活用するものとする。

関係各府省庁は、本基本計画の趣旨を十分に踏まえて、その所掌に属する施策に関する実施体制の整備・充実を図るなど、その着実かつ効果的な実施を図る。

### 2 地方公共団体等との連携・協力

人権教育・啓発の推進については、地方公共団体や公益法人、民間団体、企業等の果たす役割が極めて大きい。これらの団体等が、それぞれの分野及び立場において、必要に応じて有機的な連携を保ちながら、本基本計画の趣旨に沿った自主的な取組を展開することを期待するとともに、本基本計画の実施に当たっては、これらの団体等の取組や意見にも配慮する必要がある。

また、地方公共団体に対する財政支援については、「国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。」（人権教育・啓発推進法第9条）との趣旨を踏まえ、適切に対応していく。

さらに、国際的な潮流を十分に踏まえ、人権の分野における国際的取組に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

### 3 計画のフォローアップ及び見直し

人権教育・啓発に関する国会への年次報告書（白書）の作成・公表等を通じて、前年度の人権教育・啓発に関する施策の実施状況を点検し、その結果を以後の施策に適正に反映させるなど、基本計画のフォローアップに努めるものとする。

また、我が国の人権をめぐる諸状況や人権教育・啓発の現状及び国民の意識等について把握するよう努めるとともに、国内の社会経済情勢の変化や国際的潮流の動向等に適切に対応するため、必要に応じて本基本計画の見直しを行う。

## 12 総務大臣談話

【平成 14 年 3 月 29 日】

政府は、同和問題の早期解決を図るため、昭和 44 年以来 33 年間、三度にわたり制定された特別措置法に基づく特別対策を中心に、関係諸施策を積極的に推進してまいりました。今般、最後の特別措置法「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」が 3 月末日をもって失効しますので、同和地区・同和関係者を対象とする特別対策は終了いたします。

同和関係の特別対策は、昭和 40 年の同和対策審議会答申の趣旨等を踏まえ、同和地区の経済的な低位性と劣悪な生活環境を、期限を限った迅速な取組によって早急に改善することを目的として実施されてきたものであり、その推進を通じて、同和問題の解決、すなわち部落差別の解消を図るものでありました。

国、地方公共団体の長年の取組により、劣悪な生活環境が差別を再生産するような状況は今や大きく改善され、また、差別意識解消に向けた教育や啓発も様々な創意工夫の下に推進されてまいりました。このように同和地区を取り巻く状況が大きく変化したこと等を踏まえ、国の特別対策はすべて終了することとなったものであり、今後は、これまで特別対策の対象とされた地域においても他の地域と同様に必要とされる施策を適宜適切に実施していくことになります。

また、新しい人権救済制度の確立、人権教育・啓発に関する基本計画の策定により、様々な人権課題に対応するための人権擁護の施策を総合的に推進する等所要の取組に努めてまいる所存であります。

ここに、これまでの地方公共団体を始めとする関係各位の御尽力・御協力に対し、感謝と敬意を表します。

## 13 部落差別の解消の推進に関する法律（平成 28 年法律第 109 号）

【平成 28 年 12 月 16 日、公布・施行】

（目的）

第 1 条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念のっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

（基本理念）

第 2 条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するか

けがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

#### (国及び地方公共団体の責務)

**第3条** 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

#### (相談体制の充実)

**第4条** 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

#### (教育及び啓発)

**第5条** 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

#### (部落差別の実態に係る調査)

**第6条** 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

#### 附則

この法律は、公布の日から施行する。

#### 【衆議院法務委員会における附帯決議（H28.11.16）】

政府は、本法に基づく部落差別の解消に関する施策について、世代間の理解の差や地域社会の実情を広く踏まえたものとなるよう留意するとともに、本法の目的である部落差別の解消の推進による部落差別のない社会の実現に向けて、適正かつ丁寧な運用に努めること。

#### 【参議院法務委員会における附帯決議（H28.12.8）】

国及び地方公共団体は、本法に基づく部落差別の解消に関する施策を実施するに当たり、地域社会の実情を踏まえつつ、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一 部落差別のない社会の実現に向けては、部落差別を解消する必要性に対する国民の理解を深めるよう努めることはもとより、過去の民間運動団体の行き過ぎた言動等、部落差別の解消を阻害していた要因を踏まえ、これに対する対策を講ずること

も併せて、総合的に施策を実施すること。

二 教育及び啓発を実施するに当たっては、当該教育及び啓発により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等に配慮すること。

三 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するための部落差別の実態に係る調査を実施するに当たっては、当該調査により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等について慎重に検討すること。

## 14 埼玉県部落差別の解消の推進に関する条例

【令和4年7月8日、公布・施行】

### (目的)

第1条 この条例は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年法律第109号。第9条において「法」という。）第2条に規定する基本理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、部落差別の解消を総合的に推進するために必要な事項を定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

### (基本理念)

第2条 部落差別の解消に関する施策は、全ての県民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する県民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

### (部落差別の禁止)

第3条 何人も、図書、地図その他資料の公表又は流布、インターネットの利用による情報の提供、結婚又は就職に際しての身元の調査、土地建物等を取引の対象から除外するための調査その他の行為により、部落差別を行ってはならない。

### (県の責務)

第4条 県は、第2条に定める基本理念（次条及び第6条において「基本理念」という。）にのっとり、部落差別の解消に関する総合的な施策を実施するものとする。

2 県は、前項の施策を実施するに当たっては、国、市町村、県民及び事業者との連携を図るものとする。

3 県は、部落差別の解消に関し、市町村が実施する施策並びに県民及び事業者の取組に必要な情報の提供、助言その他の支援を行うものとする。

**(県民の責務)**

第5条 県民は、基本理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する理解を深めるとともに、県が実施する部落差別の解消に関する施策に協力するよう努めるものとする。

**(事業者の責務)**

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する理解を深めるとともに、その事業活動を行うに当たって県が実施する部落差別の解消に関する施策に協力するよう努めるものとする。

**(教育及び啓発)**

第7条 県は、国及び市町村との適切な役割分担を踏まえて、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

**(相談体制の充実)**

第8条 県は、国及び市町村との適切な役割分担を踏まえて、部落差別に関する相談に応ずるものとする。

2 県は、部落差別に関する相談に的確に応ずるため、相談に応ずる者の資質の向上等相談体制の充実を図るものとする。

**(部落差別の実態把握)**

第9条 県は、国及び市町村との適切な役割分担を踏まえて、法第6条の規定により国が行う調査に協力するとともに、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、情報化の進展に伴う部落差別に関する状況の変化も踏まえ、必要に応じて、実態を把握するよう努めるものとする。

**附 則**

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 県は、社会状況の変化等を踏まえ、必要に応じこの条例について見直しを行うものとする。

## **15 同和行政推進についての基本方針**

【昭和51年5月31日、策定】

【昭和59年3月31日、一部改正】

県は、従来から同和対策を県政の重要課題として積極的に推進してきたところであるが、今日の県内における同和地区住民の意向や部落解放運動をすすめる団体（以下「運動団体」という。）の状況をふまえ、今後における同和行政推進についての基本方針を次のとおり明らかにし、一層の推進を期して参りたい。

## 1 行政の主体性の確立について

部落差別の解消は、「行政の責任と県民の課題」として推進することが何よりも肝要である。

このため、同和問題を正しく認識し、憲法、地方自治法、教育基本法及び同和対策事業特別措置法に基づき、行政の責任と主体性を明確にして推進する。

## 2 運動団体との関係について

今後においては、同和地区住民により組織され、部落差別解消を目指す運動団体である場合には、これらの団体とも調和を保ち、同和対策事業を推進することとする。

なお、この運動団体と行政との関係については、お互いにその果たすべき役割と立場を明確にしつつ、県民の理解と支持のもとに推進するものとする。

## 3 行政と運動団体との話し合いについて

運動団体と行政との話し合いは、相互の理解と納得に基づくべきものであるから、今後は事前に打ち合わせを行い、話し合いは、短時間で通常の勤務時間内に行うこととし、双方均衡のとれた必要最小限の人員等により行えるようにしたい。

# 16 埼玉県人権施策推進指針

【平成 14 年 3 月策定】

【平成 24 年 3 月改定】

【令和 4 年 3 月第 2 次改定】

## 第 1 章 指針の第 2 次改定に当たって

本県では、2000（平成 12）年 11 月に制定された「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（以下「人権教育啓発推進法」という。）」及び、同法律に基づき策定された人権教育・啓発に関する基本計画を踏まえ、2002（平成 14）年 3 月に「埼玉県人権施策推進指針（以下「人権指針」という。）」を策定し、「すべての県民がお互いの人権を尊重しながら共に生きる社会」の実現を目指して、各種の人権施策に取り組んできました。

この人権指針では、県政のあらゆる分野で人権の尊重を基調において施策を推進するため、Ⅰ「人権教育・人権啓発」、Ⅱ「相談・支援」、Ⅲ「県民、NPO、企業等と協働した地域づくり」の 3 つの視点に重点を置いて、その方向性を明らかにし、事業を展開してきました。

また、女性、子供、高齢者など各人権課題を重点的に取り組むべき分野別施策として、事業を推進してきました。

その後も、女性、子供、高齢者、障害のある人への虐待が深刻化し、また、インターネット上での名誉毀損、北朝鮮当局による拉致問題、さらには東日本大震災及びそれに伴う福島第一原子力発電所の事故により、災害時における人権への配慮といった新



たな人権課題も顕在化しました。

そこで、第1次改定（平成24年3月）では、新たな人権課題を取り上げ、各種施策を推進してきました。

しかし、女性、子供、高齢者、障害のある人等に対する虐待相談は依然増加傾向にあるとともに、スマートフォンの急速な普及により、ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）による人権侵害やLGBTQの人権問題など、人権を取り巻く情勢は、ますます複雑、多様化しています。

2016（平成28）年には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（以下「ヘイトスピーチ解消法」という。）」、「部落差別の解消の推進に関する法律（以下「部落差別解消推進法」という。）」のいわゆる人権三法が制定施行されるなど、個別の人権問題の解決に向けた法整備も進んでいます。

また、2020（令和2）年に国内で初めて陽性者が確認された新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、陽性者のみならず、医療従事者をはじめ社会機能の維持に必要な事業を支えている方々や、その家族などに対する差別的取扱いや言動など様々な人権問題も発生しています。

このたび、第1次改定人権指針の目標年次を迎えたことから、これまでの取組の成果や2020（令和2）年10月に県が実施した人権に関する県民意識調査の結果を踏まえるとともに、人権指針第1次改定後に制定された法令や計画との整合を図り、さらに新たな人権課題へも的確に対応するため、人権指針の第2次改定を行います。

## 第2章 人権施策の目標

### 1 人権施策の基本理念

本県は、「すべての県民がお互いの人権を尊重しながら共に生きる社会を実現する」ことを基本理念とし、人権施策を進めます。

この基本理念は、次の3つがともに実現した社会をいいます。

#### (1) 一人ひとりが個人として尊重される社会

人権とは、すべての人間が生まれながらにしてもっている権利で、人間が人間らしく生きていくための、誰からも侵されることのない基本的な権利です。

一人ひとりが尊厳をもったかけがえのない存在として尊重される社会の実現を目指します。

#### (2) 機会の平等が保障され、一人ひとりの個性や能力が発揮できる社会

すべて人は平等であって、性別、年齢、障害の有無、社会的身分、門地、民族等によって差別されず、それぞれ一人ひとりの個性や能力を十分に発揮する機会が保障され、誰もが生きがいをもって暮らせる社会の実現を目指します。

### (3) 一人ひとりの多様性を認め合い、共に生きる社会

すべての人がそれぞれの文化や価値観を尊重し、それぞれの人格や個性を認め合い、安心して共に暮らすことができる社会の実現を目指します。

## 2 指針の性格

(1) 県が進める人権施策の基本的な考え方を示すとともに、県民をはじめNPOや企業、市町村などに対して県の人権施策の推進方向を示し、人権が尊重される社会づくりのための連携や協働を求めていくものです。

(2) 県の総合計画である「5か年計画」を踏まえるとともに、県の部門別計画等と密接に関連を持つものです。

(3) 「人権教育啓発推進法」第5条に規定される地方公共団体の責務として、県が人権教育・啓発を総合的に推進するためのものです。

## 3 目標年次等

人権施策を推進するためには、長期的視点に立ち持続的に取り組んでいく必要があることから、2022（令和4）年度から概ね10年間を見通したものとします。

なお、社会情勢等の変化を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

推 進 指 標	令和2年度	令和3年度
人権尊重の意識が10年前と比べて高まっていると感じる人の割合	55.0%（※）	65%以上

※ 令和2年度 人権に関する県民意識調査

## 第3章 人権施策の推進方向

県政のあらゆる分野の業務は、県民一人ひとりの生活に関連し、様々な人権に深く関わっています。このため、人権尊重の意識を醸成する教育・啓発、人権問題に関する相談、支援などの取組が求められています。

さらに、人権施策を効果的に実施するため関係機関との連携が必要となります。

このため、県の行政のあらゆる分野において、次の3つの視点から人権尊重を基調とした事業を総合的に展開します。

- I あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進
- II 相談・支援の推進
- III 県民、NPO、企業等と協働した地域づくり

また、重点的に取り組むべき分野別人権課題として、女性、子供、高齢者、障害のある人、同和問題（部落差別）、外国人、HIV感染者等、犯罪被害者やその家族、アイヌの人々、インターネットによる人権侵害、北朝鮮当局による拉致問題、災害時

における人権への配慮に加えて、性的指向・性自認についての施策を展開します。

なお、各部署は施策策定に当たっては、それぞれの人権課題への意見や要望を把握するとともに、これらの人権課題が重なり合うことを想定した複合的な視点を持つことや県民の参画の機会を創設することも必要となっています。

## Ⅰ あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進

### 1 人権教育

様々な人権問題の解決を目指し、学校、家庭、地域社会を通じて、次の4つの基本的な方針に基づき人権教育を推進します。

#### ○ 県民が主体となる人権教育

県民一人ひとりが、人権が尊重される社会を確立する担い手であることを認識し、一人ひとりが人権問題に関する正しい理解を深め、課題の解決に向け主体的に取り組むための人権教育を推進します。

#### ○ 生涯を通じた人権教育

生涯学習の視点に立って、幼児期からの発達段階を踏まえ、学校、家庭、地域社会において、相互に連携を図り、県民一人ひとりの生涯を通じた人権教育を推進します。

#### ○ 人権感覚を培う人権教育

県民一人ひとりが人権を尊重することの重要性を正しく認識し、人権への配慮が態度や行動に現れるような人権感覚を身に付けた県民の育成を図る人権教育を推進します。

#### ○ 共生の心を醸成する人権教育

自他の人権について正しく理解し、その権利の行使に伴う責任を自覚して、人権を尊重し合う共生社会を築くため、人権への意識を高め、自己実現の権利や多様な考えを認め合うなど、共生の心を醸成する人権教育を推進します。

### (1) 学校等における人権教育

#### 【現状と課題】

学校では、人権に関する様々な課題について、児童生徒が授業で学習したりクラスで話し合ったりするなど発達段階に応じた取組を行い、自分の人権を守るとともに他の人の人権を守ろうとする意識や意欲の向上を図ってきました。

しかし、偏見や差別、いじめなどの人権に係る問題は引き続き発生しているほか、児童虐待の報告件数の増加や感染症に関し、新たな偏見や差別が見られており、適切な対応が求められています。

#### 【施策の展開方向】

子供の発達段階に応じ、教育活動全体を通じて一人ひとりを大切にすることを推進し、人権の意義・内容や「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」に対

する理解を深め、基本的人権を尊重し様々な人権問題を主体的に解決しようとする幼児・児童生徒の育成を目指します。

### ① 教育活動全体を通じた人権教育の推進

人権教育の視点に立ち、各教科、特別の教科 道徳、特別活動、総合的な学習の時間や総合的な探究の時間等で、目標や内容を明確にするとともに、相互の関連を図りながら、児童生徒の人権に関する知的理解に加え人権に対する感性や人権感覚を育てます。

自他の個性を認め合い、共に学ぶことや活動することの大切さ、やり遂げた成就感や満足感を味わうことのできる教育活動を推進し、互いに尊重し助け合う心と態度を育てます。

家庭や地域社会と連携し、ボランティア活動、自然体験活動、高齢者や障害のある人等との交流など、児童生徒の豊かな体験の機会の充実を図り、人権を尊重する心と態度を育てます。

幼稚園、保育所、認定こども園、小・中学校及び高等学校の教育活動の関連について配慮し、人権を尊重する心と態度を育てます。特に、幼児期の教育については人格形成の基礎を培う重要な役割を担っていることから、幼稚園、保育所、認定こども園と小学校との一層の連携と人権尊重の精神の芽を伸ばし育てる指導の工夫に努めます。

### ② 人権教育の学習内容・指導方法の工夫・改善

人権を尊重する心と態度を育てるための教育の在り方について、幅広い視点から実践的な研究を行うとともに、参加体験型学習を取り入れた人権感覚育成プログラムの活用等、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた指導方法等の工夫・改善を図ります。

人権に関する研修会の実施や学習資料、指導資料などの作成・配布などにより、教職員の認識を深め、指導力の向上を図ります。

### ③ 教育相談体制の充実

生徒指導上の課題に対応するため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を配置し、教育相談体制の整備・充実に努めます。

## (2) 家庭、地域社会における人権教育

### 【現状と課題】

これまで、人権教育の指導者の養成を行うとともに、公民館等の社会教育施設等を中心とした学級・講座の開設や交流活動など人権に関する多様な学習機会の提供により、地域の人々の人権意識の向上を図ってきました。

しかし、核家族化など家族形態の変容、ライフスタイルの多様化などにより、地域の間人間関係が薄れ、地域コミュニティの弱体化や、家庭・地域の教育力の低下が指摘され、育児や介護に悩みを抱える家庭の孤立、児童虐待、配偶者等へのDV、

感染症に関する偏見や差別などの問題が顕在化しています。

様々な学習機会を通じて、家庭や地域の人々が人権尊重の理念について理解を深めることはもちろんのこと、住民相互のつながり意識の醸成や住民同士の絆の強化が図れるような学習の場の提供や機会の充実が求められています。

#### 【施策の展開方向】

家庭や地域社会の中の身近な課題についての意見交換などを通じて、家庭や地域の人々が人権尊重の理念について理解を深めるとともに、参加体験型学習を取り入れるなど、意欲的に学習することができる学習機会の提供に努めます。

また、人権に関し幅広い識見のある人材の活用とともに、人権教育の指導者の養成を図ります。

#### ① 家庭教育における人権感覚の定着と支援体制の充実

人権教育は家庭から始まります。家庭において生命の大切さや人権を守ることを親が教えることなど、豊かな心や人権を尊重する態度を身に付けさせることが大切です。そのため、子育てに関する相談体制の整備、親子のふれあいを深めることができる体験活動等の充実及び家庭教育に関する学習機会の充実を図ります。

#### ② 地域社会における人権教育の推進

お互いの人権を尊重し合う共生社会を実現するため、地域住民の人権意識を高める学習機会を提供したり、参加・交流を促進する事業を実施したりするなど、生涯を通じて学習できる人権教育の充実を図ります。

#### ③ 人権教育の指導内容・指導方法の工夫・改善

様々な人権問題の理解を深める学習が、単に知識の習得にとどまらず、社会の構成員としての責任を自覚し、実践活動に結び付くよう、人権教育の指導内容、指導方法の工夫・改善を図ります。

#### ④ 人権教育指導者の養成と研修の充実

学校、家庭、地域社会が一体となって総合的な取組を行うには、地域社会において人権教育を先頭に立って実施していく指導者の養成と充実を図ることが重要です。人権尊重の精神を普及させ、人権問題の解決に向けて理解から行動へ結びつく研修等を充実するとともに指導者の養成を図ります。

## 2 人権啓発

### (1) 県民全般に対する人権啓発

#### 【現状と課題】

人権啓発については、すべての県民が啓発活動に触れることができるよう「人権尊重社会をめざす県民運動」を中心に、テレビやラジオ、新聞などの広告媒体による啓発、冊子やポスター、ホームページ・ソーシャルメディアによる啓発、講演会などのイベントを継続的に開催しています。

2020（令和2）年10月に実施した人権に関する県民意識調査の結果によると、国民一人ひとりの人権尊重の意識が10年前より高くなっていると回答した人の割合が、2010（平成22）年度実施の同様の調査に比べて8.7ポイント増加し55.0%になるなど、人権意識の高揚に一定の成果がみられたところです。

今後の人権啓発は、一人ひとりが自分自身の課題として人権尊重の理念についての理解をさらに深められるよう、ソーシャルメディアなど様々な媒体を活用し人権啓発活動をより効果的に推進することが必要です。

#### 【施策の展開方向】

様々な人権問題を解決し、人権が尊重される社会を実現することを目的として、人権尊重の思想が県民に広く定着するよう啓発活動を推進します。

国、市町村、県民、NPO、企業、マスメディア等と連携した啓発活動をより一層推進します。

県民が様々な場を通じて人権尊重の理念に対する理解を深め、これを実践することができるよう、多様な学習の機会の提供や効果的な手法の採用など工夫しながら啓発活動を推進します。

また、人権に関わりの深い職業に従事する者への啓発や研修を、それぞれの職務や職場に応じて効果的に推進します。

#### ① 県民への啓発

人権教育・啓発活動体制の充実を図るとともに、国、市町村、NPO、企業、マスメディア等と連携、協力し、効果的に啓発活動を推進します。

そのため、「埼玉県人権啓発活動ネットワーク協議会」や「人権尊重社会をめざす県民運動推進協議会」に加え、複数の市町村による協議会などを活用し、積極的に啓発活動を実施します。

また、市町村、NPO、企業などが行う啓発活動に講師の派遣や啓発資料の提供などの支援をします。

さらに、より多くの県民に効果的な周知を図るため、ソーシャルメディアやマスメディアを積極的に活用するなど効率的な啓発活動を推進します。

#### ② 企業等への啓発

企業には、地域社会における社会的責任や社会貢献が求められております。公正な採用や昇任、ハラスメントなどの対応が課題になっています。

企業において人権尊重の意識の高い職場づくりや人権を大切にしたい組織づくりが進むよう、各種業界団体や経営者等に対する啓発活動を推進します。

また、企業の自主的な取組を支援するため、講師の派遣や啓発冊子の配布など情報提供に努めます。

#### ③ 人権に関わりの深い職業に従事する者への啓発

医療、保健、福祉関係者を養成する学校や養成施設のほか、医療機関、社会福祉

施設その他の関係団体等に対して、人権に関する教育・研修の充実を働きかけていきます。

マスメディア関係者については、社会に対する影響が大きく、人権尊重の視点に立った紙面づくり、番組づくり等が必要であることから、職場において自主的で積極的な研修等の取組を促します。

#### ④ NPO等との連携強化

NPO等との連携強化を図り、情報提供等の支援をし、啓発活動を促進します。

### (2) 県職員等に対する人権啓発

#### 【現状と課題】

公務員の仕事は様々な人権に深い関わりを持つことから、従来から研修機関での研修や職場内研修など様々な形態で取り組んできましたが、これまで以上に人権尊重の理念を理解し、公権力の行使による人権侵害などにも十分留意して、その意識が行動に現れるよう、より一層の研修・啓発が必要です。

#### 【施策の展開方向】

すべての職員が人権尊重の理念に基づき日常の職務を行うよう、それぞれの職務に応じた人権に関する研修をより一層充実します。また、各地域や職場で人権啓発のリーダーとなる人材を育成するための研修を実施します。

研修に当たっては、職員が自らの問題としてとらえ、考えられるような様々な人権問題や差別問題を取り上げるなど、研修手法等を工夫していきます。

#### ① 行政職員

行政職員は、常に人権的配慮を念頭に置き、それぞれの業務において適切な対応が行えるよう、人権に関する研修の充実を図ります。

また、地域社会の一員として、人権教育・啓発の推進に積極的な役割を担うよう、職員の意識改革に努めます。

#### ② 教職員

各教科、特別の教科道徳、特別活動、総合的な学習の時間や総合的な探究の時間等の場面での指導力の向上を目指すとともに、指導者である教職員の人権意識を向上させるため、あらゆる人権に関する教育のための研修の充実を図ります。

#### ③ 警察職員

警察職員は、人権に配慮した公正で適切な職務の遂行が必要であることから、「職務倫理の基本」に基づく職務倫理教育の推進、適切な市民応接活動の強化など人権への配慮に重点をおいた教育訓練を充実させ、人権意識の高揚を図ります。

#### ④ 消防職員

消防職員は、職務上その活動が県民の日常生活に密接に関わることから、個人のプライバシーや人権に配慮することが常に求められています。

このため、消防学校の倫理教育の中で人権教育の内容を盛り込むなど、今後とも

研修の充実を図ります。

⑤ 医療関係職員

医療関係職員の業務の遂行に当たっては、インフォームド・コンセントの徹底や自己決定の尊重、プライバシーへの配慮など、人権意識に基づいた行動が必要であることから、患者の立場に立ったサービスを提供できるよう、人権に関する研修を充実します。

⑥ 福祉・保健関係職員

福祉・保健関係職員の業務の遂行に当たっては、個人のプライバシーの十分な配慮や人間の尊厳に対する認識など、人権意識に基づいた行動が必要であることから、人権に関する研修を充実します。

## II 相談・支援の推進

### 【現状と課題】

県では、行政に関する相談や県民生活に関する民事、家庭問題等についての総合相談窓口を設置して相談を行っています。また、女性や子供に関する相談をはじめ、障害のある人、高齢者、H I V感染者等の各種の福祉相談、外国人のための相談、犯罪被害者やその家族などに対する相談など個別的な課題ごとに相談機関を設置して対応しています。

しかしながら、女性に対する暴力や子供、高齢者、障害のある人への虐待をはじめ、人権に関する相談件数が増加するとともに相談内容が複雑・多様化しております。このため迅速かつ適切な対応をするための相談事業の充実、相談機関相互の一層の連携強化が求められています。

人権侵害に対する相談・支援・救済は法務局や人権擁護委員により実施され、また、N P O等の民間団体も大きな役割を担っています。国、県、市町村、N P O等の民間団体が相互の特性を生かし、十分な連携を図っていくことが重要です。

### 【施策の展開方向】

県民が、人権に関する様々な問題について気軽に相談できるよう、各相談機関の充実や周知を図るとともに、関係職員や相談員の能力の向上に取り組みます。

女性への暴力、子供、高齢者、障害のある人への虐待などの様々な人権侵害を早期に解決するため、解決のための助言や一時的な保護を行うなど、相談・支援・救済体制の充実を図ります。

また、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者などに対する権利擁護や権利行使の援助を図ります。

さらに、複雑、多様になった人権問題に、迅速かつ総合的に対応できるよう、国、市町村、その他の関係機関を含めそれぞれの相談機関等がネットワーク化を図るなど連携強化の取組を推進します。



また、効果的な相談・支援施策を実施していくために、迅速性、柔軟性に優れたNPO等の民間団体と一層の連携を図っていきます。

① 相談機関相互の連携強化

人権問題の早期解決を目指し、県の関係機関をはじめ、法務局などの国の関係機関、市町村、人権擁護委員連合会、NPO等の人権に関係する相談・支援機関等の連携強化に努めます。

② 相談機関の充実

県民が、人権に関する様々な問題について気軽に利用できるよう、各相談機関の充実や活動内容の県民への周知を図ります。

さらに、相談窓口機関が研修、情報交換を行い、関係職員や相談員の能力の向上を図ります。

③ 保護・支援の充実

人権侵害を受けている女性、子供等に対しては、緊急な相談に応じ、一時保護機能と自立等の支援を充実します。

また、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者などの権利擁護や権利行使の援助を図ります。

④ 救済（苦情解決等）に向けた取組の充実

女性への権利侵害等に対する苦情処理制度の充実を図るとともに、児童虐待やいじめなど子供への権利侵害に対処する機関の充実を図ります。

さらに、高齢者、障害のある人などによる福祉サービスの利用に関する苦情に対応するための体制の充実を図ります。

⑤ NPO等との連携強化

NPO等との連携を強化し、相談体制の充実を図ります。

### III 県民、NPO、企業等と協働した地域づくり

#### 【現状と課題】

県内各地で、県民、NPO、企業などの地域社会を構成する多様な主体による人権が尊重される地域づくりが進められていますが、今後より一層の取組が期待されます。

児童虐待やいじめ、DV（ドメスティック・バイオレンス）等の潜在化しやすい人権侵害の早期発見や保護を図るためには、地域住民の連携による取組が求められています。

自主的、自発的に行われる県民やNPO、企業等が行う人権に係る活動は、地域の様々な人権問題の解決に向けて、機動性等に優れるなどその重要性が認識されてきています。

女性、子供、高齢者、障害のある人、外国人やLGBTQなどすべての社会の構

成員が地域の中で共に暮らし、共に生きる社会の実現が求められています。

#### 【施策の展開方向】

県民、NPO、企業などの地域社会の構成員が相互に連携を図り、あらゆる分野で一人ひとりの人権が尊重される地域社会の実現を目指します。人権が尊重される社会づくりの基本は、地域住民をはじめ、NPO、企業などあらゆる地域社会の構成員による地域をあげての人権を尊重する取組です。

児童虐待、いじめ、DV等の潜在化しやすい人権侵害の早期発見や保護を図るため、地域住民の連携による取組を促進します。

人権問題に対する教育・啓発、相談・支援などの取組を推進するため、県民やNPO、企業等とのパートナーシップを促進するとともに、各種情報の提供や活動の場の提供など、県民やNPO、企業等が活動しやすい環境づくりを一層推進します。

性別、年齢、国籍、障害の有無などの様々な違いを超えて、誰にもやさしく、生活しやすいまちづくりを進めるなど、誰もが安心して暮らせる社会環境をつくりま

#### ① 人権尊重社会をめざす県民運動の推進

「人権尊重社会をめざす県民運動推進協議会」を中心に、企業、団体、マスコミなど県内各種団体と連携・協力し、「人権尊重社会をめざす県民運動」の充実を図ります。

#### ② NPO、ボランティア等との連携強化

人権教育・人権啓発、相談・支援などの人権関係の取組を促進するため、NPO、企業などとの連携を推進します。

情報提供や活動の場の提供などによりNPOやボランティアなどの地域活動を促進します。

#### ③ 多様な主体による地域社会づくりの促進

地域住民自ら主体的に地域に関わり、共に助け合い誰一人取り残さない社会を実現するため、県民、NPO、企業などあらゆる主体が連携して共助の取組を進めます。

#### ④ 福祉のまちづくりの推進

高齢者、障害のある人をはじめすべての人が自らの意思で自由に移動し、社会参加ができるように、普及啓発の実施や建築物、公共交通機関等のバリアフリー化などにより、誰もが住みよいまちづくりを推進します。

## 第4章 分野別施策の推進

### 1 女性

女性に対する暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。配偶者などからの暴力（DV）をはじめ、性犯罪・性暴力、ストーカー行為、セクシュアル・ハラ

スメント、売買春などの暴力の根絶を図ることは、克服すべき重要な課題となっています。

暴力は、自己肯定感や自尊感情を失わせるなど心への影響も大きく、貧困や様々な困難にもつながる深刻な問題であります。

また、災害や感染症拡大時を契機とした生活不安やストレスによりDVや性犯罪・性暴力などの深刻化が懸念されます。

暴力の背景には、固定的性別役割分担意識や経済力の格差など、社会における男女が置かれた状況の違いや根深い偏見などがあり、男女間の格差是正や意識改革を行う必要があります。

このような社会的構造や偏見などを背景として、雇用の分野において性別等を理由とする差別的取扱い等の課題も多く残されています。また、メディアにおいて固定的性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）、女性に対する暴力を助長するような表現については十分留意することが求められています。

さらに、女性の心身の状態は、年代によって大きく変化するという特性があり、生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重が強く求められています。

性別にかかわらず誰もがその個性と能力を十分に発揮できる社会の実現を図っていく必要があります。

#### 【施策の展開方向】

性別にかかわらず人権を尊重する意識を深く根づかせるため、啓発活動を効果的に展開します。

女性に対するあらゆる暴力は、女性の人権に直接関わる深刻な問題であり、社会的・構造的な問題として捉えて対応していきます。あらゆる暴力の発生を防ぎ又は被害者への支援のため、暴力の形態に応じた幅広い取組を総合的に推進します。

固定的性別役割分担意識にとらわれず、多様な生き方の中から自らの生き方を主体的に選択できるよう、雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保、育児・介護等の環境整備や子育て支援などを推進します。

メディアにおける男女の人権、とりわけ女性の人権の尊重に向けた自主的な取組を働きかけていきます。

生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重について、広く啓発します。

#### ① 啓発活動の推進

男女共同参画社会の早期実現のための啓発活動を、県民、NPO、企業、マスメディア、教育関係機関等との連携を図りながら、全県的な広がりを持った取組として積極的に展開します。

重要な課題であるDVやセクシュアル・ハラスメント等の女性に対するあらゆる暴力の防止に向けた啓発活動を、関係機関、団体等との連携を図りながら組織的に展開します。

## ② あらゆる暴力から女性を守るための相談・支援体制の充実

DV、セクシュアル・ハラスメント、性犯罪、売買春、ストーカー行為等のあらゆる暴力から女性を守るために、暴力の形態に応じた迅速で適切な対応が図れるよう、警察、福祉事務所、婦人相談所、児童相談所、市町村、医療機関、NPO、弁護士等の幅広い関係者による相互の連携を図り、相談、保護、自立支援への取組を強化するとともに、一時保護施設の支援体制の充実を図ります。女性の保護、自立支援を行っている民間シェルターの運営に対しては、経済的な支援を含め様々な支援を推進します。

セクシュアル・ハラスメントの防止は、例えば教育の場や医療・社会福祉施設など、地域社会においても、その防止のための取組が進められるよう支援します。

## ③ 多様な生き方を選択できる条件整備

多様な生き方の中から自らの生き方を主体的に選択できるよう、就業・起業等を支援するとともに、男女が共に仕事と家庭を両立できる多様な働き方を広げていきます。

また、男女雇用機会均等法の普及に努め、雇用機会や待遇における性別による差別や、男女間の賃金格差の解消に向け、各種の取組を促進するとともに、間接差別をなくしていくための啓発を行います。

さらに、子育て・介護の社会的支援を図るとともに、特に、ひとり親家庭に対する自立のための支援を推進します。

## 2 子供

### 【現状と課題】

「児童の権利に関する条約」は、子供を権利の主体として位置付け、子供の尊厳や生存、保護、発達などの権利を保障しています。

2018（平成30）年には、虐待の防止等に関し、基本理念を定め、県の責務や関係団体の役割等を明らかにするとともに、虐待の防止等に関する施策についての基本となる事項を定めた「埼玉県虐待禁止条例」が施行されました。

少子化や核家族化の進行、家庭の養育機能の低下、価値観の多様化、情報化の進展、子供の貧困など子供たちを取り巻く社会環境が大きく変化し、子供をめぐる問題も複雑、多様化しています。こうした中で、児童虐待、いじめ、有害情報の氾濫や性の商品化など、子供の権利に関する重大な問題が発生しています。

### 【施策の展開方向】

子供を基本的人権が保障された存在、権利を行使する主体であると認識し、子供の人権を尊重する社会づくりを推進します。

特に、児童虐待、いじめ、児童買春、児童ポルノなどの深刻な権利侵害に対しては、福祉、保健、教育、警察などの関係機関が家庭や地域社会と連携し、子供の人権が尊重され、保護されるような環境をつくります。

① 子供の人権を尊重する啓発活動及び教育の推進

子供の権利擁護を図るため、県民に対しあらゆる機会を通じて、子供の権利を守るための啓発活動を推進します。

また、幼児期から子供の発達段階に応じ、自分や他者の人権を大切にする心を育てます。特に、幼児期は、人格形成の重要な時期であり、保育所、幼稚園、認定こども園、小学校が一層の連携を図り、人権尊重の精神の芽を育てます。

② 児童虐待防止の取組の推進

児童虐待の未然防止と早期発見を図るため、県民に対しあらゆる機会を通じて、体罰禁止など虐待防止に関する幅広い普及・啓発活動を推進します。

また、児童相談所を始めとする相談、支援体制の充実を図るとともに子供や家庭との関わり合いの深い市町村、幼稚園、保育所、認定こども園、学校、警察、医療機関などの関係機関や民間団体との連携強化を図ります。学校において早期発見・早期対応の中心となる教職員などの研修を充実し、家庭や地域の関係機関と連携した児童虐待防止の取組を推進します。

③ いじめなどの問題に関する取組の推進

いじめなどの問題は、子供の人権にかかわる問題であるとの認識に立ち、その防止や解決に向けての取組を一層推進します。

このため、研修を通じて教員の認識を深め、指導力の向上を図るとともに、児童生徒や保護者などへの相談体制を充実し、関係機関との連携強化を図ります。

④ 性に関する問題の解決に向けた指導の充実

性情報の氾濫などを背景とした、性に関する問題行動、性的被害の増加などの性に関する様々な問題の解決を図ります。

そこで、学校等における性に関する指導の充実を図り、性に関する問題に対して、主体的に正しい情報を入手し、自ら思考・判断し、適切な行動がとれるようにしていきます。

⑤ 児童買春、児童ポルノの防止に向けた取組の推進

児童買春、児童ポルノといった子供の性的搾取の防止等に積極的に取り組みます。

⑥ 子育て支援の充実

子育てを社会全体で支援する取組の充実を図ります。

⑦ 子供の保護と自立支援の充実

虐待などの権利侵害を受けている子供や家庭での養育が困難な子供に対する相談機能や保護施設の充実を図ります。

社会的擁護の分野での子供の意見表明権を保障するため、児童養護施設などへの入所や一時保護所への保護に当たっては「子どもの権利ノート」の配布など子供の人権への配慮、処遇の充実を図ります。

⑧ 子どもの権利救済機関の運用

児童虐待やいじめなど深刻化する子供に対する権利侵害事案に対応するため、「子どもの権利救済機関」を適切に運用します。

### ⑨ 子供の貧困対策

子ども食堂やプレイパーク、学習支援教室など子供の居場所づくりを推進します。

## 3 高齢者

### 【現状と課題】

我が国の現状は、平均寿命の大幅な伸びや少子化などを背景として、人口の4人に1人が65才以上の高齢者となっています。こうした状況の中、高齢者への身体的・心理的虐待や介護放棄、財産面での権利侵害などが懸念されています。さらに、高齢者に対する悪質な訪問販売、財産奪取などの犯罪や権利侵害が増加しています。

また、高齢者を年齢などにより一律に捉えるといった誤った理解が高齢者に対する偏見や差別を生むことや、年齢制限等により、高齢者の働く場が十分に確保されていないことなどが指摘されています。

高齢者が、住み慣れた地域で、生きがいを持ち、安心して暮らせる社会の構築が課題となっています。

### 【施策の展開方向】

高齢者が地域の住民と交流し、役割を持って、様々な分野において活躍できる環境づくりを推進します。

介護サービスの選択・利用や自主活動への参加、就業などあらゆる生活の場面において、高齢者の主体性が尊重されるよう支援します。

高齢者の生活のすべての場面において権利の擁護が図られるよう支援します。

特に、判断能力が不十分な認知症高齢者の権利の擁護についての施策を推進します。

#### ① 啓発活動・福祉教育の推進

子供から高齢者までの幅広い世代がふれあい、交流する「世代間交流」施策を進めるなど、福祉教育の推進に努めます。また、広く県民に高齢者の福祉について関心と理解が深まるよう、啓発に努めます。

特に、認知症についての正しい理解の普及を図ります。

#### ② 介護サービスの充実

高齢者や家族に対して総合的な相談支援を行う地域包括支援センターなどを活用し、総合的な相談体制の充実に努めます。

介護保険サービス等に関する苦情に対応するため、相談及び解決のための体制を充実します。

#### ③ 単身高齢者等への支援の推進

単身高齢者や高齢者夫婦世帯の状況を把握するとともに、地域での見守り活動や事故等の防止を推進します。

④ 認知症高齢者に対する権利擁護の推進及びケアの充実

認知症高齢者などの権利擁護に関する専門的な相談・援助体制を充実します。特に、福祉サービスの利用援助や成年後見制度の利用を促進します。

また、介護が必要になっても住み慣れた地域で安心して生活できるように、「通い」を中心に、必要に応じて「泊り」や「訪問」を組み合わせて利用できる小規模多機能型居宅介護サービスや認知症高齢者グループホームの整備を支援します。

⑤ 福祉のまちづくりの推進

高齢者が自らの意思で移動し、社会参加することができるように、福祉のまちづくりに関する普及啓発の実施や建築物、公共交通機関等のバリアフリー化などにより誰もが住みよいまちづくりを推進します。

鉄道やバスを利用しやすくするため、鉄道駅へのホームドア、エレベーター設置やノンステップバスの導入等を促進します。

⑥ 高齢者の主体的な活動を支援するための方策の推進

多様な学習機会の提供、NPO・ボランティア活動等に関する情報提供を行うことにより、高齢者の社会参加を支援します。

さらに、意欲のある高齢者が年齢にかかわらず働くことができるよう就業機会の確保など雇用対策を推進します。

市町村やNPO等が行う高齢者の自立支援などの取組を支援します。

## 4 障害のある人

### 【現状と課題】

障害のある人が地域社会に住み、社会生活のすべてに平等に参加するためには、障害のある人に対する偏見や差別意識等のこころの障壁、建築物や歩道の段差などの物理的な障壁、文化・情報面での障壁、資格・免許等を制限する制度面での障壁など、取り除かなければならない多くの障壁があります。

また、家庭内あるいは施設や医療機関内での身体拘束や虐待などが指摘されるなど、地域で孤立していたり意思表示の困難な人々の基本的人権の擁護にも配慮する必要があります。

### 【施策の展開方向】

様々な障壁を取り除き、障害のある人もない人と同様に基本的人権を享有する個人として尊重されるよう、人権擁護施策を一層推進します。

不当な差別的取扱いや合理的配慮の不提供など障害を理由とする差別を解消するとともに、障害のある人もない人も共生する社会の実現を目指します。

障害があっても自立し、社会のすべての分野に完全参加できるよう、共に学び働く場の確保、情報提供の充実、まちづくり等地域生活を支援する施策を推進します。

特に、人権の課題として、障害のある人の中には、実際に生活する上で自己選択や自己決定の意思表示が困難な場合があります。権利を行使するための支援、権利

擁護の一層の強化を図ります。

① 啓発活動の推進

「障害者基本法」や「障害者差別解消法」、「埼玉県共生社会づくり条例」などの理念に基づき、障害者が差別されたり権利を侵害されたりすることのないよう、一層の啓発活動や施策の推進を図ります。

② 特別支援教育の充実

障害のある児童生徒一人ひとりが、持てる力を発揮できるよう教員の専門性や指導力の向上を図ります。

学校教育における障害理解教育や交流及び共同学習を充実します。

③ 権利擁護の推進

障害のある人が日常の様々な場面で不当・不利な扱いを受けることがなく、権利の行使が行えるよう、専門的な相談・援助体制を充実し、関係機関と密接に連携・協力します。特に、福祉サービスの利用援助や成年後見制度の利用を促進します。

④ 施設利用者の人権擁護の推進

施設利用者が権利として、適切なサービスを受けられるように支援します。

利用者が施設の利用に際して、適切な情報が得られるシステム、利用者がサービスに対して、苦情を申し出て解決を図る制度やサービス提供に関する評価制度等を構築します。

⑤ 地域での生活支援の充実

障害のある人が地域で自立した日常生活を送れるよう、障害福祉サービスの利用相談等を受け付ける相談体制やホームヘルパー等在宅サービスの整備充実を図ります。

⑥ 総合的な雇用対策の促進

障害の種別や程度に応じたきめ細やかな雇用対策を展開します。

⑦ 福祉のまちづくりの推進

障害のある人が自らの意思で自由に移動し、社会参加することができるように、福祉のまちづくりに関する普及啓発の実施や建築物、公共交通機関等のバリアフリー化などにより、誰もが住みよいまちづくりを推進します。

鉄道やバスを利用しやすくするため、鉄道駅へのホームドア、エレベーター設置やノンステップバスの導入等を促進します。

⑧ 情報のバリアフリー化の推進

障害のある人の円滑なコミュニケーションを図るため、パソコン操作の技術講習会や利用相談の実施、意思疎通を仲介する手話通訳者等の養成及び派遣など、障害の種別や程度に対応したきめ細かな情報のバリアフリー化を推進します。

⑨ NPO、ボランティア等との連携

NPO、ボランティア等が行う障害者支援などの取組を支援します。



⑩ 医療的ケア児及びその家族に対する支援

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律に基づき、医療的ケア児とその家族に対する適切な支援を推進します。

5 同和問題（部落差別）

【現状と課題】

同和問題とは、日本の歴史的過程で形づくられた身分制度に由来するもので、今なお、日常生活の上でいろいろな差別を受けるなど、我が国固有の人権問題です。

1969（昭和44）年に「同和対策事業特別措置法」が制定されて以来、国や県、市町村では、2002（平成14）年3月までの33年間にわたり、特別措置法に基づき、同和地区の生活環境等の改善、社会福祉の増進、産業の振興、職業の安定、教育の充実、啓発などに積極的に取り組んできました。

その結果、生活環境等の改善をはじめとする物的な基盤整備は概ね完了するなど、様々な面で存在していた格差は大幅に改善され、実態的差別の解消はほぼ達成しました。

しかし、心理的差別については、教育・啓発による同和問題に対する正しい理解の深まりから着実に解消に向けて進んでいるものの、不合理な偏見による差別意識から、結婚や交際、就職、転居などで時として差別事象の発生が見られるなど、いまだに課題として残されています。2020（令和2）年度に埼玉県が実施した「人権に関する県民意識調査」では、「お子さんの結婚相手が同和地区出身者であると分かった場合あなたはどうすると思いますか」という問いに対して、「子供の意思を尊重する」が60.3%と最も高くなっています。一方、「ややこだわりがある」又は「反対だが、子供の意思を尊重する」などの忌避意識を感じさせる回答が25.1%となっています。

近年ではインターネット上に、悪質な書き込みや同和地区の所在地情報を流布するなどの問題も発生しています。

2016（平成28）年には、現在もなお、部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、部落差別のない社会を実現することを目的に、「部落差別解消推進法」が施行されました。

また、「えせ同和行為」は、同和問題に対する誤った意識を植え付け、これまでの国、県、市町村や民間運動団体が行ってきた長年にわたる啓発効果を一挙に覆すもので、断固排除しなくてはなりません。

これまでの同和教育や啓発活動によって積み上げられてきた成果と手法の評価を踏まえて、引き続き同和問題を重要な人権課題の一つとして捉え、教育・啓発を中心に積極的に取り組んでいくことが必要です。

【施策の展開方向】

同和問題に関する差別意識の解消に向けて、「部落差別解消推進法」の趣旨や目

的を踏まえ、県民一人ひとりの同和問題についての正しい理解と認識が深まるよう創意工夫を凝らした人権教育・啓発活動を推進します。

① 同和問題に関する人権教育の推進

同和問題に関する正しい知識を身に付け、部落差別をなくしていくことのできる人間を育成するために、同和問題を人権教育の重要課題として位置付け、学校、家庭、地域社会の相互の連携を図りながら、児童生徒の発達段階に応じた適切な教育を推進します。

② 心理的差別の解消に向けた啓発活動の推進

「人権尊重社会をめざす県民運動」を中心とした総合的な人権啓発活動の中で、心理的差別を解消するために効果的な啓発活動を市町村や関係機関等と連携して推進します。

人権啓発イベントの開催、啓発冊子の作成・配布などによる県民や企業などへの啓発とともに、公正採用選考人権啓発推進員制度を活用した企業向け研修会や、人権擁護委員・民生委員など地域における人権啓発指導者を支援するための研修会を開催します。

また、企業や市町村等の研修会への講師派遣、業界団体と連携し「宅地建物取引人権ガイドライン」の周知に努めます。

③ インターネット上の人権侵害情報の拡散防止

インターネット上に書き込まれた人権侵害情報の対応については、法務局と連携して適切に対処します。また、インターネットの特質上、県域を越えた全国的な問題であることから、差別行為及び差別助長行為の防止に向けた有効な法規制を講じるよう国に要望していきます。

④ 「えせ同和行為」の排除

「えせ同和行為」の排除に向けて、法務局、警察、埼玉弁護士会等で構成する「埼玉県えせ同和行為対策関係機関連絡会」を通じて関係機関との連携を深めながら、研修会の実施、啓発冊子の作成・配布、ホームページによる周知などにより啓発に努めます。

⑤ 相談体制の充実

県民が人権に関する相談がスムーズにできるよう、人権相談窓口や相談内容に応じた専門相談窓口の周知を、市町村や関係機関と連携して取り組む。

## 6 外国人

日本においては、少子高齢化が進む一方で、外国人材の活用やグローバル化によって外国人住民が増加しているという状況にあります。

本県における在留外国人数は、2021（令和3）年6月末現在で198,548人と、県人口の2.7%を占めています。

国では2017（平成29）年度に「技能実習制度」の改正を、2019（平成

3 1) 年度に新たな在留資格「特定技能」の創設等を行っており、本県においても外国人住民は多様化・多国籍化しています。

日本が将来にわたり活力ある社会を維持していくために、日本人住民と外国人住民の双方がそれぞれの文化的、宗教的背景などの立場を理解し、共存、共栄を図っていく「多文化共生」の考え方が重要になっています。2016（平成28）年に、「ヘイトスピーチ解消法」が施行されたことなども踏まえ、外国人住民を日本人住民とともに地域を支えるパートナーにとらえ、日本人住民も外国人住民も共に安心して暮らせる環境整備が必要です。

#### 【施策の展開方向】

本県では、外国人住民をこれまでのような支援を受ける立場として考えるのではなく、地域を支えていく存在として、その自立や社会参画を支援することが重要であると考えます。そこで、日本人と外国人住民それぞれがお互いの立場を理解し合い、等しく必要な情報を得て安心し、暮らしやすさを実感できる地域づくりを進めます。

また、外国人住民を取り巻く問題は生活の幅広い分野にまたがっています。県や市町村、県国際交流協会、NGO・NPO、企業、大学、学校（小・中・高校）、地域日本語教室、自治会などが地域全体の課題として、適切な役割分担の下に連携して取り組むよう推進します。

#### ① 誰もが暮らしやすい地域づくり

外国人住民が安心・安全に生活できるよう教育、就労、防災、医療、福祉、住宅など様々な分野における取組を総合的に推進します。

生活に浸透しつつあるデジタル技術を、わかりやすい情報の伝達や相談対応における円滑なコミュニケーション、日本語教育の分野等で効果的に活用します。

外国人相談体制を（公財）埼玉県国際交流協会や市町村と連携して充実します。

外国人住民が日本語学習の必要性を理解し、自ら学習することができるよう啓発するとともに、自立した生活ができるように、学習機会の提供を促進します。

#### ② 外国人住民の地域社会への参画支援

外国人住民の意見を施策へ反映する仕組みづくりを進めるとともに、外国人住民を地域の担い手として育成し、活躍につなげます。

外国人住民が地域に溶け込み、積極的に地域社会に参画できるよう、地域が一体となった取組を進めます。

同じ地域で暮らす日本人住民と外国人住民が、顔の見える関係を築き、理解を深める場を作ります。

地域の活力の維持・活性化に向けて、外国人住民ならではの知見やノウハウの活用を図ります。

#### ③ 県民の多文化理解の促進

日本人住民を対象に、市町村、地域の団体などと連携して、多文化共生の地域づくりについて啓発するとともに、日本人児童生徒に対しては、外国人の人権に関する教育を推進します。

言語や文化、宗教や生活習慣などの違いから、外国人住民に対する差別や偏見が生じることがあります。また、近年では特定の民族や国籍の人々を排斥するような言動が問題になっています。こうした不当な差別的言動を防止し、誤解や偏見の解消に向けて、啓発コンテンツの作成や講座、イベントを通じて外国人の人権の啓発を推進します。

## 7 HIV感染者等

### 【現状と課題】

エイズ患者・HIV感染者に対する偏見は、正しい知識や理解の不足から、医療現場における診療上のトラブルのほか、就職拒否や職場解雇等があり、十分に解消されたとはいえません。

エイズ・HIVについての正しい知識・理解の普及に努め、教育現場において、発達段階に応じた正しい知識を身に付けさせるとともに、エイズ・HIVに関する啓発活動を行っていく必要があります。

ハンセン病は、誤った認識のもとで行われてきた患者に対する差別や偏見の歴史を踏まえ、感染力が弱く治療法が確立していることなど、正しい知識の普及啓発を行います。

新型コロナウイルス感染症などの新興感染症を含め、その他の感染症の患者についても、患者等の人権に配慮した医療・福祉サービスの提供、感染症予防や普及啓発活動を行っていますが、まだ十分理解されたとはいえません。

難病は発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であり、一日も早い原因究明と治療の確立とともに、患者の日常生活における相談支援の充実が求められています。

また、プライバシーへの十分な配慮等、患者等が安心して医療が受けられるための医療環境の整備を図ることも課題となっています。

### 【施策の展開方向】

正しい知識の教育・啓発活動は、人権擁護と社会復帰の促進の視点から、患者や家族等の人権に十分に配慮しながら推進します。

医師会や各種相談機関等との連携を強化してネットワーク化を進め、相談・支援体制の充実を図ります。

患者や感染者が、安心して総合的な医療を受けることができる医療環境の整備、社会の構成員として地域社会で生活しやすい環境の整備などの社会資源の充実を図ります。

#### ① 正しい知識の普及・啓発

患者やその家族等の人権に十分配慮し、関係機関、企業、団体等との連携を図りながら、正しい知識の教育・啓発活動を展開して、感染者の就業支援等に努めます。学校教育において、より人権尊重に配慮した教育活動を展開します。

## ② 相談・支援体制の充実

医師会や各種相談機関等との連携を強化しネットワーク化を進め、相談・支援体制の充実を図ります。

## ③ プライバシー等に十分配慮した医療環境の整備

患者等個人のプライバシーに十分に配慮する等、患者等が安心して医療が受けられるための医療環境の整備を促進します。

## 8 犯罪被害者やその家族

### 【現状と課題】

犯罪被害者やその家族・遺族は、生命を奪われる、家族を失う、傷害を負うといった直接的な被害に加え、心身の不調や経済的な問題など、様々な問題に直面します。さらには犯罪などによる直接的な被害にとどまらず、例えば、近隣住民など周辺の人々の言動や報道機関（報道を業として行う個人を含む。）による過度な取材・報道により、名誉又は生活の平穏を害されるといった「二次的被害」を受ける場合があります。

現在では、「埼玉県犯罪被害者等支援条例」が施行され、「犯罪被害者等の尊厳にふさわしい処遇の保障」、「被害の状況等に応じた適切な支援」及び「切れ目のない支援の推進」の3本の柱が基本理念として掲げられています。

犯罪被害者等支援を推進するために必要な体制の整備を進めているところですが、いまだ十分とはいええない状況です。犯罪被害者等がその受けた被害を回復し、又は軽減し、再び平穏な生活を営むことができるようにするためには、県民が犯罪被害者等の置かれている状況や犯罪被害者等支援の必要性について理解を深めるとともに、県、市町村、民間支援団体その他の関係機関が相互に連携を図りながら協力して、犯罪被害者等支援を進めていくことが重要です。

### 【施策の展開方向】

「埼玉県犯罪被害者等支援に関する指針」に基づき、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進します。

#### ① 支援のための体制整備への取組

犯罪被害者等が「必要な時」に「必要な場所」で「必要な支援」が受けられるよう、県における支援体制の更なる充実強化、民間支援団体をはじめとする支援関係機関・団体との連携強化及び犯罪被害者等に身近な窓口である市町村の総合的対応窓口の充実強化に向けた支援等を行います。

相談窓口を明確にし、早期に情報提供及び助言を行い、必要により適切な支援関係機関に速やかにつなげるための相談・情報提供体制の充実を図ります。

犯罪被害者等の置かれている現状の理解や心身の健康を回復させるための方法等に関する専門的知識と技能向上のための研修体制の充実や人材の育成を行います。

民間支援団体が将来にわたって安定した支援活動を推進していくため、支援に関する情報の提供、助言や財政基盤確保のための支援に取り組みます。

## ② 損害回復・経済的支援等への取組

犯罪被害者等が、日常生活に関する支援を受けられるよう、市町村及び関係団体と連携して取り組むと共に、必要な情報の提供を行います。

経済的、精神的なショックなどにより新たな住居の確保が困難な犯罪被害者等に対し、中長期的あるいは一時的な住居の確保に取り組みます。

犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、犯罪被害者等が置かれている状況について事業者の理解促進を図るための取組を行います。

犯罪被害者に対し、経済的な助成に関する情報の提供や助言などにより、経済的負担の軽減を図ります。

## ③ 精神的・身体的被害の回復、再被害の防止等

犯罪被害者等が心理的外傷その他犯罪等により心身に受けた影響から回復できるようにするため、その心身の状況に応じた保健医療サービス及び福祉サービスを医療機関等から受けられるよう、必要な情報提供等を行います。

加害者から再び危害が及ぶおそれがある場合は、これを未然に防止し、犯罪被害者等の安全の確保を図ります。

## ④ 県民の理解の増進と配慮・協力確保への取組

広報活動及び啓発活動を通じ、犯罪被害者等が置かれている状況や犯罪被害者等の名誉や平穏への配慮の重要性について、県民及び事業者の理解の深化を図ります。

## 9 アイヌの人々

### 【現状と課題】

先住民族であるアイヌの人々は、アイヌ語やユカラ（アイヌの伝承による叙事詩で、神々等の物語に旋律をつけて歌われるもの）をはじめとする口承文芸（口づての伝承によって、語り歌い継がれてきた文芸）など自然との関わりの中で、様々な固有の文化を育んできました。

しかしながら、アイヌ民族であることを理由として、アイヌの人々は結婚や就職などで様々な差別を受け、経済的にも困難な状況に置かれてきました。また、独自の言語を話せる人も極めて少数となり、アイヌ民族独自の文化が失われつつあります。

このため、1997（平成9）年、アイヌの人々の民族性を認め、アイヌ文化の振興を図るため「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」が施行されました。

また、2019（令和元）年には「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現

するための施策の推進に関する法律」が施行されました。アイヌ文化の振興等にとどまらず、多義にわたる施策を総合的に推進し、アイヌに関する理解を深めることが必要です。

#### 【施策の展開方向】

アイヌの人々に関する歴史や伝統、文化などについての理解不足により生じる偏見や差別をなくすため、アイヌ文化等に対する正しい理解を促進し、アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会の実現を図ります。

また、アイヌの人々の人権問題の解決を図るための啓発等の推進に当たっては、国や市町村、NPO等との連携を図ります。

#### ① 啓発活動の推進

アイヌの人々に対する偏見や差別を解消し、その固有の文化や伝統に対する正しい認識と理解を深めるための啓発活動を、国や市町村、NPO等との連携を図りながら推進します。

### 10 インターネットによる人権侵害

#### 【現状と課題】

現代社会はインターネット社会と呼ばれ、パソコンやスマートフォン、タブレット端末などの普及により、いつでもどこでも簡単にインターネットに接続できるようになり、情報の収集や発信、ネットを通じた人と人とのコミュニケーションは世代を超えて広く定着し、子供から大人まで私たちの生活は飛躍的に便利になりました。

その一方で、誰でも匿名で、どのような情報でも簡単に発信できることから、プライバシーの侵害や名誉毀損等の人権侵害や、他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現がSNSなどのソーシャルメディア上に掲載されるなど、社会的な問題となっています。

また、子供や青少年がソーシャルメディアを利用することによって、性被害や違法薬物などの犯罪被害に遭うケースが増加しています。さらに、同和問題や外国人、LGBTQなどに関する差別的な書き込み等も深刻な問題となっています。

このため、国では、2002（平成14）年に「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）」、2008（平成20）年に「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（青少年インターネット環境整備法）」、2014（平成26）年に「私事性的画像記録の提供などによる被害の防止に関する法律（リベンジポルノ防止法）」が制定されました。

他人の権利を侵害する情報については、「プロバイダ責任制限法」に基づき、プロバイダ等に対して削除や書き込みをした発信者情報の開示を求めることができるなど、被害者救済制度の拡充が図られていますが、十分ではありません。また、イ

インターネットでは、いったんソーシャルメディアや掲示板などに書き込まれた情報は瞬時かつ広範に伝播し、インターネット上から完全に消すことは容易ではありません。

インターネット利用者一人ひとりが、インターネットが公共空間であることを認識し、情報の収集や発信における個人の責任や情報モラルを身に付けられるよう、学校や社会において教育・啓発を推進していく必要があります。

#### 【施策の展開方向】

県民に対してインターネットの利用上のルールやマナーなどについて啓発を図ります。また、教員の指導力を高め、児童生徒に対する情報モラル教育を充実させるとともに、保護者に対する啓発を充実します。

人権を侵害するおそれのある書き込み等については、関係機関と協力して適切に対応します。

#### ① インターネットによる人権侵害を防止するための教育・啓発

インターネット利用、特にスマートフォン、ゲーム機器を通して利用する際の利用上のルールやマナー、個人のプライバシーなどに関する正しい理解について啓発に取り組みます。

また、インターネットの便利さに潜む危険性についての啓発を進めるとともに、利用者一人ひとりが人権を侵害するような情報をインターネット上に掲載しないよう啓発を行います。

児童生徒に対しては、インターネット利用に際してのルールやマナーを理解するための情報モラル教育を充実させるとともに、教員や保護者に対しては、情報モラル教育の重要性や有害情報から子供たちを守るフィルタリングについて、また、子供がインターネットを利用する際の危険性等について啓発を行い、子供を被害者にも加害者にもしないための取組を進めます。

#### ② 人権を侵害するおそれのある書き込みやネット上のいじめへの対応

インターネット上に差別を助長したり、名誉を毀損したり、プライバシーを侵害したりする書き込み等を確認した際には、プロバイダ責任制限法に基づき、プロバイダ等にその削除を求めるなど適切に対応するため、さいたま地方法務局や警察等の関係機関、関係団体等とも連携していきます。

また、SNSや掲示板などのソーシャルメディアを利用した「ネットいじめ問題」の解決に向けて、相談・支援事業を推進していきます。

#### ③ 関係機関との連携強化

法務省（さいたま地方法務局）、市町村等の関係機関との連携を強化します。

### 11 北朝鮮当局による拉致問題

#### 【現状と課題】

2002（平成14）年9月に行われた日朝首脳会談において、北朝鮮（朝鮮民



主義人民共和国)は拉致について国家的関与を認めて謝罪し、2004(平成16)年までに政府が認定した拉致被害者17人のうち拉致被害者5人と家族8人の帰国が実現しました。

その後、日朝間の協議は断続的に行われてきましたが、2008(平成20)年の日朝実務者協議で、日本の制裁措置の一部解除を条件に、北朝鮮は拉致被害者の再調査を約束しましたが、その後実行されないままとなっています。

埼玉県においても、国が拉致被害者として認定した方や拉致の可能性を排除できない失踪者など、多数の方々の存否がいまだに確認されていません。

拉致問題は、国家主権に関わる問題であるとともに、重大な人権の侵害であることから、解決に向けて国の断固たる対応が求められます。また、県民の間に広く拉致問題についての関心と認識を深めることが必要です。

#### 【施策の展開方向】

拉致問題の早期解決に向けて、国に対して働きかけていきます。

また、拉致問題に対する関心と認識を深めるための啓発活動を推進します。

##### ① 国に対する働きかけ

拉致問題の徹底究明と拉致被害者等の早期帰国に向けて、国に対して働きかけていきます。

##### ② 啓発活動の推進

拉致問題に対する関心と認識を深めるための啓発活動を、国や市町村、関係団体等との連携を図りながら推進します。

## 12 災害時における人権への配慮

### 【現状と課題】

2011(平成23)年3月11日に発生した東日本大震災及びそれに伴う福島第一原子力発電所の事故は、多くの人命を奪い、多くの人の暮らしを一変し、理不尽な苦しみをもたらしました。

この災害では、根拠のない思い込みや偏見で、原発事故による避難者がホテルでの宿泊を拒否されたり、小学生が避難先の小学校でいじめられたりする人権侵害が起きました。

また、避難所においては、プライバシーが保護されないという問題のほかに高齢者、障害のある人、子供、外国人などのいわゆる「要配慮者」や女性などへの避難生活における配慮が課題になりました。

その後も日本各地で地震や豪雨などの災害が発生しています。中でも、令和元年東日本台風(台風第19号)は、本県にも甚大な被害をもたらしました。

災害時においても、すべての人の人権が適切に守られるよう、県民の一人ひとりが人権への配慮について、関心と認識を深めることが必要です。

### 【施策の展開方向】

災害時においても、人権が守られ、安心した生活が送れるよう人権に配慮した啓発等を推進します。

#### ① 啓発活動の推進

災害時における人権問題に対する関心と認識を深めるため、人権啓発冊子への掲載や人権啓発講師の派遣などの啓発活動を、国や市町村、NPO、民間団体等との連携を図りながら推進します。

#### ② 災害時の対応

要配慮者が安全に避難できるよう必要な支援を行うほか、性犯罪や配偶者間暴力等を防ぐため、避難所に相談窓口を設置するなど、人権に配慮した体制の構築を推進します。

### 13 性的指向・性自認

#### 【現状と課題】

性的指向とは、人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念で、異性愛や同性愛、両性愛など様々な形があります。

また、性自認（ジェンダー・アイデンティティ／性同一性）とは、自分の性をどのように認識しているのか、どのように自分の感覚として持って生きているかを示す概念で、男性・女性という認識をもって生きるだけでなく、中間、どちらでもないなど、そのあり方は多様です。

同性愛等の性的指向の人や、生物学的な性や法的な性が性自認と異なる人などを示すLGBTQという言葉は、これらの人々を総称する言葉の一つとして少しずつ認識され始めています。これらの性のあり方については個人の尊厳に関わる問題にもかかわらず、周囲に十分に理解されず、差別的な言葉や雰囲気から苦しみを感じている人々がいます。

本県が2020（令和2）年度に実施したLGBTQに関する実態調査※によると、これらの人々は回答者の3.3%を占め、「自分は価値のない人間だと感じた」「家に引きこもった、またはそれに近い状態になった経験がある」「死ねたらと思った、または自死の可能性を考えた」と回答した割合が高く、孤立感や自己否定感を感じていることがわかりました。

2015（平成27）年には、文部科学省から「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」の通知が出され、学校において性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒への配慮や相談体制の充実が求められています。

2020（令和2）年6月に施行された労働施策総合推進法の改正に基づいて定められた、パワーハラスメント防止のための指針において、相手の性的指向・性自認に関する侮辱的な言動やアウティングがパワーハラスメントに該当すると考えられる例として明記されました。

性的指向や性自認に関わる偏見や差別を生じさせないように、当事者の存在や困難な状況などについての正しい理解促進に取り組むことが必要です。

また、地域や学校、職場等それぞれの場において性の多様性の理解を進め、様々な性的指向や性自認の人の人権が保障され安心して生活できる環境づくりも必要です。

### 【施策の展開方向】

性的指向や性自認による偏見や差別を解消するため、性の多様性に関する正しい理解を広める人権教育・啓発活動を推進するとともに、性的指向や性自認に関して生活上の困難な状況に直面する人々に対する相談環境の強化・充実、様々な性のあり方を尊重した社会づくりを図ります。

#### ① 性の多様性を尊重した教育の推進

児童生徒の発達段階に応じて、性の多様性の尊重に関して正しい知識を身に付け、理解を深めることができる教育を推進します。

教職員の資質向上を図るため、教職員を対象とした研修を充実します。

#### ② 啓発活動の推進

研修会の開催や啓発資料の配布など様々な手法により、広く県民や企業への啓発を行います。

#### ③ 相談体制の充実

県の相談機関において、性的指向や性自認に関して生活上の困難な状況に直面する人々に対する相談体制の充実を図ります。

学校においては、日頃から児童生徒が相談しやすい環境を整えるとともに、悩みや不安を抱える児童生徒に寄り添った相談支援の充実を図ります。

#### ④ 児童生徒の心情等に配慮した対応

LGBTQの児童生徒については、学校生活を送る上で特有の支援が必要な場合があることから、個別の事案に応じ、児童生徒の心情等に配慮し対応を進めます。

#### ⑤ 当事者に寄り添った環境づくり

様々な性的指向や性自認の人の人権が保障され安心して生活できるよう市町村及び企業、関係団体と連携し、制度整備を含む環境づくりを進めます。

※埼玉県多様性を尊重する共生社会づくりに関する調査（令和2年9月実施）

## 14 様々な人権問題

これまで述べてきた13項目の「重点的に取り組むべき分野別の人権課題」のほかにも、次のような人権問題が存在します。

これらの人権問題は、人権尊重の視点から適切な教育・啓発活動を推進するとともに、国、市町村、NPO、ボランティア等と連携して、効果的な相談・支援活動を積極的に推進します。

### (1) 刑を終えて出所した人

刑を終えて出所した人やその家族に対する地域社会からの偏見や就労の問題、住居の確保など、社会復帰を目指す人たちにとって現実には極めて厳しい状況にあります。

#### (2) ホームレスの人権

野宿生活者その他安定した住居の場所を有しない者、いわゆるホームレスは、就業の機会や住居の確保が難しく、偏見や差別ばかりでなく暴行を受けるなどの問題が生じています。

#### (3) ハラスメント

ハラスメントは、「嫌がらせ、いじめ」などを意味し、職場など様々な場面において、相手に不快感や不利益を与え、その尊厳を傷付ける言動が問題となっています。職場でハラスメントが起きた場合、労働者の働く意欲の低下や、心身の不調、あるいは能力発揮の阻害、ひいては職場環境の悪化など、大きな問題を引き起こします。

#### (4) ケアラー・ヤングケアラー

後期高齢者人口の増加などにより、介護を担うケアラーが増加し、誰もがその立場になる時代が到来したといえます。ケアラーがケアするのは、高齢者だけでなく、障害のある方や難病患者の方、医療的ケアを必要とする子供など、状況は様々です。自身の親や配偶者等の介護、子供やきょうだいの世話・家事などを担うケアラーには大きな負担がかかっている現状があります。

また、ヤングケアラーと言われる18歳未満の若い世代が介護等に従事することにより、自身の生活、勉強や進路などに支障が出ているケースも見受けられます。

#### (5) 依存症に関する人権問題

アルコール依存症、薬物依存症、ギャンブル等依存症などの依存症について、病気としての正しい理解が進まないことにより、社会の依存症への誤解や偏見が治療や回復の妨げとなっています。

#### (6) ひきこもりに関する人権問題

ひきこもりの状態にある方やその家族は、それぞれ異なる経緯や事情を抱えています。生きづらさや孤独感など個々の思いに寄り添った支援がないと社会とのつながりを回復させることは難しくなります。

#### (7) その他

非正規雇用等による生活困窮者問題や性的搾取、強制労働等を目的とした人身取引などの人権問題があります。

## 第5章 推進体制

### 1 県の推進体制

人権施策の推進に当たっては、全庁的な推進体制である「埼玉県人権政策推進会議」において、各部局相互の連携のもと、人権施策の総合的かつ効果的な推進を図ります。

各部局においては、この指針の趣旨を踏まえ、それぞれの人権課題への意見や要望を把握するとともに、これらの人権課題が重なり合うことを想定した複合的な視点を持ちながら諸施策を積極的に推進します。

また、人権施策の推進状況については、毎年度検証を行い、その結果を施策の推進に反映させるよう努めます。

## 2 国、市町村、民間団体等との連携

人権施策の推進に当たっては、国、市町村の行政機関をはじめ、民間団体等がそれぞれの立場で人権施策に取り組んでいます。県はこれらの機関等と相互に連携・協力し、幅広い活動を行っていくことが必要です。

このため、民間団体と行政機関等で設置している「人権尊重社会をめざす県民運動推進協議会」や法務省（さいたま地方法務局）や埼玉県人権擁護委員連合会等で設置している「埼玉県人権啓発活動ネットワーク協議会」を中心に、民間団体等と連携・協力し人権啓発活動を推進します。

さらに、県民にとってより身近な地方公共団体である市町村の取組と協働し、県下全体で人権尊重社会づくりを進めます。



### Ⅲ 同和対策関係年表

西暦(年号)	月	国	月	埼 玉 県
1953(S28)	4	戦後初の予算計上(厚生省)		
54(S29)			3	社会福祉審議会「答申書」提出
			4	同和対策事業に着手
60(S35)	8	同和対策審議会(以下「同対審」)設置		
63(S38)	1	同対審「全国同和地区基礎調査」実施		
65(S40)	8	同対審「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本的方策」答申		
66(S41)	4	同和対策協議会(以下「同対協」)設置		
67(S42)	1	総理府「全国同和地区実態調査」実施	12	社会福祉審議会「同和対策推進のための基本的方策について」答申
68(S43)			4	民生部福祉課に同和対策係を設置
69(S44)	7	「同和対策事業特別措置法」公布・施行(昭和 53 年度まで) 「同和対策長期計画」策定		
70(S45)			10	同和対策室に昇格
71(S46)	6	総理府「全国同和地区調査」実施		
	8	同対協「同和行政推進上の当面の課題について(中間意見)」提出		

西暦(年号)	月	国	月	埼 玉 県
1972(S47)			5	同和対策課に昇格
			10	埼玉県同和対策協議会(同対協)設置
73(S48)			7	同和対策課を民生部から企画財政部に移管
			8	同対協「埼玉県における同和対策総合計画について」答申
			11	「埼玉県同和対策総合計画」策定 「同和対策推進本部」設置
74(S49)	2	同対協「同和対策長期計画の実施に関する意見について」提出	7	差別を許さない県民運動推進協議会設置 「差別を許さない県民運動」始まる
	4	内閣総理大臣官房同和対策室設置		
74(S49)	9	「同和地区精密調査」実施		
75(S50)	6	総理府「全国同和地区実態調査」実施		
76(S51)			5	「同和行政推進についての基本方針」策定
78(S53)	11	「同和対策事業特別措置法の一部を改正する法律」公布・施行（昭和57年3月31日まで延長）		
79(S54)			6	「同和地区調査」実施
81(S56)	8	同対協「今後における同和関係施策について」(中間意見具申)提出		
	12	同対協「今後における同和関係施策について」意見具申		



西暦(年号)	月	国	月	埼 玉 県
1982(S57)	4	「地域改善対策特別措置法」施行 (昭和 62 年 3 月まで) 地域改善対策協議会(地对協)設置 内閣総理大臣官房地域改善対策室に名称変更	1	同対協「昭和 57 年度同和対策関係施策について」答申
1983(S58)			1	同対協「埼玉県同和対策総合 5 か年計画について」答申 「埼玉県同和対策総合 5 か年計画」策定
			6	「同和問題意識調査」実施
84(S59)	6	地对協「今後における啓発活動のあり方について」意見具申	1	同対協「昭和 59 年度からの同和行政改革について」答申
	7	総務庁長官官房地域改善対策室に名称変更	3	「同和行政推進についての基本方針」一部改正
85(S60)	11	総務庁「昭和 60 年度地域啓発等実態把握」実施		
86(S61)	8	地对協「基本問題検討部会報告書」提出		
	12	地对協「今後における地域改善対策について」意見具申 「今後の地域改善対策に関する大綱」閣議決定		
87(S62)	3	総務庁「地域改善対策啓発推進指針」策定	8	「埼玉県えせ同和行為対策関係機関連絡会」設置
	4	「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」施行 (平成 4 年 3 月まで)		
	6	えせ同和行為対策中央連絡協議会設置 「えせ同和行為対策大綱」策定		
	10	勸地域改善啓発センター設立認可		

西暦(年号)	月	国	月	埼 玉 県
1989(H1)			12	「同和問題意識調査」実施
91(H3)	12	地対協「今後の地域改善対策について」意見具申 「今後の地域改善対策に関する大綱」閣議決定		
92(H4)	3	「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律」施行（平成9年3月まで延長）		
93(H5)	6	総務庁「平成5年度同和地区実態把握等調査」（地区概況調査）実施	11	「同和地区生活実態調査」実施
	7	地対協が総括部会を設置		
	11	総務庁「平成5年度同和地区実態把握等調査」（生活実態調査・意識調査）実施		
95(H7)	12	人権教育のための国連10年推進本部設置		
96(H8)	3	地対協「総括部会報告書」提出		
	5	地対協「同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本的な在り方について」意見具申		
	7	「同和問題の早期解決に向けた今後の方策について（政府大綱）」閣議決定		
97(H9)	3	「人権擁護施策推進法」施行 「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律」施行（平成14年3月まで延長）	4	同和对策課を企画財政部から総務部に移管

西暦(年号)	月	国	月	埼 玉 県
1997(H9)	7	人権教育のための国連10年推進本部 「人権教育のための国連10年に関する 国内行動計画」策定		
99(H11)	7	人権擁護推進審議会「人権尊重の理念に 関する国民相互の理解を深めるための教 育及び啓発に関する施策の総合的な推進 に関する基本事項について」答申		
2000(H12)	7	人権擁護推進審議会「今後論議すべき 論点の整理」公表	6	「人権に関する意識調査」実施
	11	人権擁護推進審議会「人権救済制度の 在り方に関する中間とりまとめ」公表		
	12	「人権教育及び人権啓発の推進に関す る法律」施行		
01(H13)	5	人権擁護推進審議会「人権救済制度の 在り方について」答申		
02(H14)	3	「人権教育・啓発基本計画」閣議決定 「総務大臣談話」公表 総務省地域改善対策室廃止	3	「埼玉県人権施策推進指針」策定
04(H16)			4	「県民生活課・人権担当」と「同和对 策課」を統合し「人権推進課」を設置
06(H18)			5	「差別を許さない県民運動推進協議会」 を継承・発展させ「人権尊重社会をめ ざす県民運動推進協議会」設置

西暦(年号)	月	国	月	埼 玉 県
2008(H20)			4	「人権推進課」を総務部から県民生活部に移管
10(H22)			11	「人権に関する意識調査」実施
11(H23)	4	「人権教育・啓発基本計画の一部変更について」閣議決定		
12(H24)				「埼玉県人権施策推進指針」改定
16(H28)	12	「部落差別の解消の推進に関する法律」施行		
18(H30)		「部落差別の解消の推進に関する法律」		
19(R1)		第6条に基づく実態調査の実施		
20(R2)	6	法第6条に基づく実態調査結果の公表	10	「人権に関する県民意識調査」実施
22(R4)			3	「埼玉県人権施策推進指針」第2次改定
			4	「人権推進課」と「男女共同参画課」を統合し、「人権・男女共同参画課」を設置
			7	「埼玉県部落差別の解消の推進に関する条例」施行

同和問題の解決をめざして(資料編)

～令和5年3月発行～

発行：埼玉県県民生活部人権・男女共同参画課  
〒330-9301  
さいたま市浦和区高砂3-15-1  
電話：048-830-2258